

令和4年12月定例会

南伊豆町議会会議録

令和4年 11月29日 開会

令和4年 11月30日 閉会

南伊豆町議会

令和四年十二月定例会

南伊豆町議会会議録

令和四年十二月定例会

南伊豆町議会会議録

令和4年12月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（11月29日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	4
○一般質問	7
漆田修君	7
加畑毅君	22
長田美喜彦君	34
宮田和彦君	46
黒田利貴男君	59
○散会宣告	68
○署名議員	71

第2号（11月30日）

○議事日程	73
○本日の会議に付した事件	74
○出席議員	74
○欠席議員	74

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	74
○職務のため出席した者の職氏名	75
○開議宣告	76
○議事日程説明	76
○会議録署名議員の指名	76
○一般質問	76
横 嶋 隆 二 君	77
清 水 清 一 君	92
○議第93号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	109
○議第94号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	110
○議第95号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
○議第96号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
○議第97号及び議第98号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	114
○議第99号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
○議第100号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
○議第101号及び議第102号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	121
○議第103号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
○議第104号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
○議第105号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
○議第106号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
○議第107号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
○議第108号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
○議第109号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
○議第110号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
○議第111号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
○議第112号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
○議第113号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
○議第114号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
○議第115号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
○議第116号の上程、説明、質疑、討論、採決	147

○議第 1 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
○各委員会の閉会中の継続調査申出書	1 5 0
○閉議及び閉会宣告	1 5 1
○署名議員	1 5 3

令和4年12月定例町議会

(第1日 11月29日)

令和4年12月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年11月29日(火)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	黒田利貴男君	2番	宮田和彦君
3番	比野下文男君	4番	加畑毅君
5番	谷正君	6番	長田美喜彦君
7番	稲葉勝男君	8番	清水清一君
9番	漆田修君	10番	齋藤要君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
防災室長	平山貴広君	企画課長	菰田一郎君
地方創生室長	勝田智史君	地域整備課長	飯田満寿雄君

商工観光課長	大野孝行君	町民課長	齋藤重広君
健康増進課長	山田日好君	福祉介護課長	高橋健一君
教育委員会 事務局長	佐藤由紀子君	生活環境課長	高野克巳君
会計管理者	佐藤禎明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣田哲也	係	長	内藤彰一
--------	------	---	---	------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（谷 正君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和4年12月南伊豆町議会定例会を開会します。

◎議事日程説明

○議長（谷 正君） 議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎開議宣告

○議長（谷 正君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷 正君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

8番議員 清水 清一 君

9番議員 漆田 修 君

◎会期の決定

○議長（谷 正君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から11月30日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日から11月30日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（谷 正君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

令和4年9月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（谷 正君） 日程第4、町長より行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

令和4年南伊豆町議会12月定例会の開会に当たり、令和4年9月定例会以降の主な事項について行政報告を申し上げます。

1、新型コロナウイルスワクチン接種について。

本町では、オミクロン株対応のワクチン接種を9月24日から開始し、4回目の接種が完了した60歳以上の高齢者及び60歳未満で基礎疾患のある方々への5回目の接種を実施しております。また、新たに対象となった生後6か月から4歳児に対してのワクチン接種についても個別接種を実施しており、近隣市町での集団接種も活用するなど、接種機会の確保に努めているところであります。

現下においては、感染症第7波の収束後、外国人観光客の受入れ拡大や各種大型イベントの開催など、ウィズコロナ、アフターコロナに向けた動きが加速する中で、11月以降は感染者数が増加傾向にあり、第8波到来も懸念されておりますので、感染リスク、重症化リスクを低減させるためにも、積極的なワクチン接種に取り組んでまいります。

2、南伊豆町×スルガ銀行自転車振興に関するパートナーシップ協定について。

令和4年10月21日、スルガ銀行株式会社と「自転車振興に関するパートナーシップ協定」を締結いたしました。

本協定においては、相互連携することにより、南伊豆町におけるサイクルツーリズム等自転車を活用した地域活性化及び観光振興に寄与することを目的としております。

具体的には、本町をPRするためのサイクリングイベント、インドアイベント及びウェブによる情報発信の企画、運営などで連携、協力を図るもので、地域振興と連携したサイクルツーリズムを推進するスルガ銀行株式会社の協力を得ながら、自転車の機動性を生かしたきめ細やかな観光スポット等の情報を発信することで、より多くのサイクリストや観光客の来訪を期待するものであります。

3、第19回フェスタ南伊豆について。

10月16日、役場を会場として「第19回フェスタ南伊豆」が開催され、天候にも恵まれた中で、多くの来場者でにぎわいました。

感染症の影響を受け、3年ぶりの開催となったことから、例年より開催時間を延長し、ステージ演目の充実や車両展示エリアの拡大、キッチンカー導入や投げ餅など、新たな取組も実施いたしました。

車両展示エリアでは、これまでの起震車体験や警察車両の展示に加え、陸上自衛隊の高機動車、スバル社の電動車椅子、東京電力の高所作業車も展示し、高所作業車の体験乗車では、高く上がったバケットの中から笑顔で手を振っている子供たちの姿が印象的でした。

また、下賀茂商店街では、南伊豆中学校生徒有志によるソーラン節のほか、杉並区「高円寺阿波おどり連」に加え、本町「ゆうすげ連」による阿波おどりが披露され、会場内での輪踊りには多数の町民の皆様も加わり、一緒に阿波踊りを楽しんでおられました。

今回初めてとなるフラメンコ公演では、あまりなじみのないフラメンコが住民の皆様を受け入れられるのかの不安はありましたが、軽快な音楽と歌に合わせ、華やかな衣装に包まれた踊り手による陽気かつ情熱的な踊りに多くの方々魅了されておりました。

例年ご好評をいただいております塩尻市の新鮮な野菜、ワイン等の販売については、コロ

ナ禍のため不参加だったことが大変残念でありましたが、ご参加いただきました関係各位のご協力により、会場内は最初から最後まで多くの来場者でにぎわい、盛況を博しました。

ご協力を賜りました全ての皆様方に深く感謝を申し上げますとともに、交通規制等にご協力いただいた町民の皆様にも厚く御礼を申し上げます。

4、商工・観光振興について。

(1) 第5弾みなみいず応援プレミアム付商品券の発行。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響と、原油、物価高騰などにより低迷する地域経済の活性化を目的に「第5弾みなみいず応援プレミアム付商品券」の販売を決定いたしました。

当該事業の委託先である町商工会では、10月25日から地区での販売を開始しており、11月11日時点で1万4,774セットが販売されたとの報告を受けております。

なお、商品券の販売期日は、明日11月30日までとなりますので、買い忘れのないよう周知に努めてまいります。

(2) ふるさと寄附の状況。

令和4年度におけるふるさと寄附の状況では、10月末現在の寄附総額では5,958万1,602円（対前年比101%）、寄附件数で4,474件（対前年比113%）となっており、寄附額は前年並みではありますが、寄附件数では514件の増加となっております。

これらの要因としては、ポータルサイト内の写真編集や首都圏ケーブルテレビのCM放映のほか、同加入世帯へのチラシ、パンフレットの配布、大手ポータルサイトによる独自キャンペーンなどに加え、安定的な人気を誇る冷凍イチゴ、アワビ、伊勢海老とともに、新たにブレイクの兆しが見えるミカンなど、本町の魅力ある特産品のPR事業が浸透してきたものと考えられます。

今後も、さらなる寄附者の獲得に向けて、より効果的な施策を展開してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(3) 秋期観光イベントの取組。

通年集客力が弱いとされる秋期においては、毎年「伊勢海老まつり」を展開し、誘客強化に取り組んでまいりました。

本年度においても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した「宿泊割引キャンペーン」を展開する中で、予定の1,500泊分が即日予約超過となったため、9月定例会において500泊分の追加補正予算をご承認いただいたところであります。

また、10月9日には石廊崎オーシャンパークを会場として、観光協会による「伊勢海老づ

くしの特別な日」も開催され、交流自治体である南相馬市、小千谷市、東吾妻町、北塩原村の各首長様のご参加を仰ぎ、公認アンバサダーの永藤まなさん、メロンシートさんのほか、ユーチューバーの「しーちゃんねる」さんのライブショーなども行われ、伊勢海老みそ汁の無料サービス、生き伊勢海老のプレゼント大抽選会など、多数の来訪者が集い、活況の中で南伊豆の秋を満喫していただきました。

加えて、11月の恒例イベントとして定着しつつある「みちくさウルトラマラソン」も2年ぶりに開催され、536人のランナーが南伊豆の魅力ある景観と特産品を提供するエイドを堪能し、健脚を競いました。

いまだ新型コロナウイルス感染症の再拡大が不安視される状況にありますが、ウィズコロナ、アフターコロナに即した景気浮揚策を念頭に、様々な観光施策を講じてまいりますので、本議会のさらなるご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

以上で、令和4年12月定例会の行政報告を終わります。

○議長（谷 正君） これにて、行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（谷 正君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 漆 田 修 君

○議長（谷 正君） 9番議員、漆田修君の質問を許可します。

漆田議員。

[9番 漆田修君登壇]

○9番（漆田 修君） 9番、漆田。一般質問をよろしくお願ひいたします。

それでは、お渡しした資料等もございますので、これらを参照にしながらお答えを賜りたいと思います。

さて、通告に従い、今回の一般質問は、最初は、豊かな教育環境実現のための施策に対する本町の対応、これが1番目であります。教育長よろしくお願ひします。

2番目が、前回に引き続き、ごみ処理場建設に伴う循環型社会創生と広域連携に対する当局認識を、実は32次地制調の4柱のうちの3番目、地方公共団体の連携について併せて質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最初の問題であります。2021年、去年の3月、学級編制基準を定めた義務標準法が改正されました。これはご承知のとおりなんですが、小学校1学級の人数を35人とし、段階的に引き下げていくものとする内容となっております。静岡県ではこれに先立ち、独自の少人数学級編制を静岡式と称し、35人学級編制を実施し、小学校5年から中学3年までを35人学級としております。

子供たちの豊かな学びを支えるため、1学級の人数が少人数化することで、子供の活躍の場が増えるとともに、教員との関わりも増える。こうした関わりや支援は、子供たちの学びを支えることになるのであります。

また、小学校高学年における教科担任制についても、文科省は授業の質の向上が児童の学習内容の理解度や定着度の向上につながることで、複数教師による多面的な理解を通じた児童の心の充実につながることを導入理由としております。そして、今懸案のICT機器を活用した教育など、新たな教育政策が始まっており、現在は子供たちの学びの充実につながる人的な配置は十分とは言えません。本町の場合、教職員の配置とか、あるいは拡充の現況や取組に対する教育長としての見解を問うものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（谷 正君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

教職員の配置の現状につきましては、議員ご存じのように義務標準法に基づき、定数が定められており、それに則って配置はされております。

現在、静岡式35人学級の実施により南伊豆中学校の3年生が2クラスですが、その他は全て1クラスで、20人に満たないクラスが7割です。このような現状の中、学習の定着度を向上させるため、町費で学習支援員を9人配置しております。特に小学校低学年については、まず学校生活に慣れることが大事であることから、学習支援員が授業補助として関わることで学級も安定しております。

学習支援員については教員免許保有者ではありませんが、こども園での勤務経験があるなど、子供の接し方に慣れている方もいるので、担任教諭とスムーズな学級運営ができています。今後も学習支援員の配置を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田修君登壇〕

○9番（漆田 修君） これ文科省の推薦しておりますね。先ほど私言いました、複数の教師を制度としてはまだ実際には取り入れていないんです。私、今質問しております内容は。

実は9月議会でも、市町単独による支援員の現状はどうか、あとは国庫負担金による交付税措置による自主財源を充当するというやり方も従来どおりありますが、独自に今回スポットで支援員をどうするという話は、実は9月議会でしておるんです。教育長、やりましたよね。ですから、その中においては、さっき言いました普通学級における特別支援員の支援であるとか、そういうものも南伊豆町独自の単独財源で充当するという事は、人数は先ほど9人と言いましたね。実はこの中にも載っているんです。9人と書いてあります。南伊豆町でね。

ですから、そういうことの答えではないことを実は望んだんですよ。結局私は今、質問の要旨の2番目に申し上げた、それについては、改めて今そこまでに至っていないという理解でよろしいのでしょうか。

どうでしょうか。もう一度コメントをください。

○議長（谷 正君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。

国加配、それから県のほうの加配、スクールサポートスタッフ等々、希望できるものは全て希望を挙げておりますが、なかなかこれが実現しないもんですから、その結果として町費負担の支援員を雇いあげるという形になりますけれども、これも学校に配置する人間でありますので、どなたでもいいというわけにはいきません。そうなってきますと、なかなかこの人の確保というのが難しいことになっておまして、現在9名というところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 1番目の要旨1の質問はこれで終わりたいと思います。

2番目なんですが、これも通告の詳細としてお渡ししてありますが、いじめとか、それから今日、伊豆新聞で下田の例が大きく取り上げられておりましたが、それは後ほど関連でお

話ししますが、いじめとか虐待、それからヤングケアラーの問題、そしてあと、子供の貧困、これは親にも責任がございますが、そういった子供や家庭を取り巻く環境が多様化しているんです。そのため専門的なスタッフや機関による支援を必要とする子供や保護者が増加しております。これは全国的な動きなんですけど、子供たちが安心して学校生活を送るために、日常的に対応できる専門的スタッフ、SCやSSW、そういったものの配置、拡充は必要と言われております。

最初に本町の現状はどうであるか、どうなっているのか、それを最初にちょっとお答えいただけませんか。

○議長（谷 正君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

本町では現在、スクールカウンセラーが2名、スクールソーシャルワーカー1名を県費で、それから教育相談員1名を町費で任用しております。現状そういう状況です。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

[9番 漆田修君登壇]

○9番（漆田 修君） 分かりました。ありがとうございました。

実は9月議会の前段で、静岡県を東中西に分けまして、東部の教育シンポジウムというのが毎年開かれております。私は県政推薦議員ですので、当然出席してその場で各種の発言をさせていただいたんですが、たまたま田方支部の役員さんが田方の現状について、SSWの現状という話を基調講演でちょっと短いんですが、お話をさせていただきました。その中で、実はいじめによる不登校で、例えばその子供が、これ児童ではなくて生徒なんですけど、学校行かなくなっちゃったと。それでSSWは、じゃ、どういう動きをしたんですかと言ったら、その関係者、教育委員会も巻き込んだらしいんですが、通常は教育委員会は最後なんです。担当の小中学校、それからSSWが最初に動いて、その家庭訪問して、学校に来てください、何か原因があるんですか。実は子供はその場では、何の誰々君とほか何名にいじめられたとは絶対言わないんです。後の仕返しが怖いから言わないんです。そこで初めてSSWの有効な動き方がどうであったか、それを田方支部の役員さんが報告いたしました。

本町において実は9月に、教育長とのやり取りの中で、本町にいじめはありますか、教育長は実在しておりますと確かにおっしゃいましたね。それは軽度のいじめだと思うんですよ。例えば重度というのは、十数年前に子供のトイレの中へ頭突っ込んでじゃーと流したり、そ

ういう悪質ないじめというのはないんですが、シカトするとか、あるいは下田市でスマホありましたね。これはタブレットではないかなと思うんです。タブレットの有効的な使い方も目を光らす必要があると思うんです。これは3番目に言います。

ですからそういうことで、今後の心構えというのですか。要望とか希望、教育委員会としての希望でも結構ですが、それに対するコメントをいただけませんか。

○議長（谷 正君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

S S Wの活用ということについては、議員おっしゃるとおりで、私どもも本当に信頼しているS S Wがいるもんですから、頼りにしているところです。

いじめ問題ですけれども、いじめを主因とする不登校については、本町では皆無です。が、せんだってもしじめ問題連絡協議会を開きまして、生活安全課の職員にも来ていただいて、やはり心配される、危惧される場所というのは、目に見えるところ以外のところ、いわゆるネット、SNSを通じたいじめ等が今危惧される場所です。これについては、本町も同様ですので、やはり警察にも協力をお願いをしたところです。サイバーパトロール等々ございますので。それから、学校のほうにもこういったことについて、やはりアンテナを高くということで、実際に本町でも端末の持ち帰りは奨励しています。そういった中で、やはり歯止めはかけなければならない、ここについては、保護者の協力も求めるところでございます。現状、以上でございます。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

[9番 漆田修君登壇]

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

支援員等の配置状況のリストの中にも、実は町費負担の教育相談員ですか、そういうような形で1名計上されておりましたね。さっき言いました1名と9名、その1名がそうであるということという理解でいいんですね。はい、分かりました。

次は3番目に行く前に、実は資料3というのをお渡ししてあります。これは貧困率の年次推移と、それからヤングケアラーのケアしている人の有無の関係、本町におけるヤングケアラーというのは、非常に皆無に近いと思うんですが、実態はまず、次の質問に行く前に、ちょっと実態を教えてくださいませんか。

○議長（谷 正君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

本町では、ヤングケアラーは皆無です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 次の質問要旨1のcに行きますが、ここがちょっと私、今回教育問題の質問の本命だと思っているんですが、実は子供たちの命を守り、学びの充実を図るために、総合的な教育環境整備を進めることの予算の確保が必要であります。

今回は補正とかいろんな形でやっていただいて、感謝申し上げますが、先般の決算委員会でも質疑されましたが、その政令市以外の市町の小中学校は、県が任命権者、そして市町が設置者です。これは国はICTのことを言っているんですが、となっています。そのため、学校施設や教育機器の整備について、県は権限がなく、市町の財政力により差が生じているというのが実態であると思います。

しかし、県内のどこの学校に通っても、子供たちの命が守られ、学びの保証が充実されるためには、県と市町が連携を図りながら、総合的に教育環境整備を進めることが必要であります。これは当然のことなんです。

次に行きます。

空調設備設置率は県内では100%です。5年前に実は議論されました。静岡県吉田町はにわかに有名になりまして、文科省の若手の官僚と組んで、日本に先駆けてパイロット事業でやろうということだったんですが、そもそも動機が不純だったんです。動機が不純。

結局、学習指導要領の変更に対する議論をなさないで、夏休みにそれを食い込むために、じゃ、どうしますかというところから入ったために、そういう不手際が起こったということが実態なんです。これは学問に関係する学者たちもそれを言っています。ですから、そういった問題、空調関係の整備も100%ですよ。そしてこれは普通教室なんです、特別教室では県内が36.8%、全国では61.4%、依然と低いです。避難所となる体育館への整備は、県内では11.9%、トイレの洋式化については、県内の小中学校で53%、全国で57%になっております。

何で私これ言いますかという、実は災害時の避難はほとんど体育館なんです。小中学校の体育館。そこで子供たちの命の守りにつながっている、それがリンクされているという発想で物を申し上げております、今。そして、1人1台端末は、県内では整備は完了しました。南伊豆町も去年完了しまして、今年度は質的な充実を図るための予算措置しました。Modisとの関連、これは所管が違いますけれども、総務省の関係になっていますので、地方創

生室の予算措置ですが、そこで今年度、動画のコンテンツや検索ツールの活用など、個々の機器活用やプレゼンテーションソフトを使って表現したり、お互いの表現意思を画面で共有したりするなど、子供の多様な学びにつながっています。自治体によっては、機器の修理費用のための保険加入費も保護者が負担しているところもございます。これ静岡県内です。

令和4年度の文科省予算のGIGAスクール構想の着実な推進と学びの充実においては、運営支援センター整備事業として実在するが、さきの議会で質疑したように、Modis地方創生VI人材育成プログラムを援用した、地域の課題発見からビジョン構築までを2020年度事業の中でModisと契約したと記憶していますが、その後の進展はどうなったのか、環境整備に対する当局認識と併せてお答えをいただきたいと思います。

○議長（谷 正君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

今年度、地域活性化企業人制度を活用し、Modis株式会社からエンジニアの古家憂二さんを派遣していただきました。教育アドバイザーとして小中学校を巡回し、効果的な授業への活用や教職員の業務負担軽減のため、ICTスキル向上の支援にご尽力をいただいているところです。そのかいあって、児童生徒が積極的に取り組めるようなICTを活用した授業やGoogleチャットによる教職員間の情報共有により、質の高い授業づくりができていると学校から報告を受けております。

今後、ICTを活用し、一斉学習、個別学習、協同学習の充実を図るため、古家さんに専門的なアドバイスをいただきながら、GIGAスクール構想を進めていきたいと思っております。

現状、GIGAのその後のことについて少し詳しく説明をいたしますと、まず、リモート授業については、一部不登校傾向のある生徒に対して実践中です。それから、宿題の内容、行事予定、明日の授業内容等については、Googleホーム上で上げており、いつでも確認が可能です。それから、中学生が小学校へ行って読み聞かせをすることが伝統的になっておりますけれども、これについて、現在コロナ禍でございますので、リモートで実施しています。ただ、移動の時間の短縮ができることから、多くの作品に触れていただけるということで、大変好評でございます。それから、授業中の討論等については、ウェブカメラを使ったり、今、新たに360度カメラというものを活用することによって、あとで全員で検証するようなことが可能になり、振り返り学習に大変効果を上げておりまして。それから、行事やその他の学校評価アンケート、会合等への出欠確認等は、配布物に添付されているQRコードを読み取ることで、保護者がスマホを用いて瞬時に行うことができる。

以上でございます。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございました。

実は地元のローカル新聞にも載りましたが、南伊豆町独自の組織体をつくりました。9月秋口でしょうか。東中の校長先生を核としまして。それらの動きとModisは直接ディスカッションしたり、そういう場というのはいないんですか。あと2つ言いますので、併せて。

そして、先ほど今日の伊豆新聞にありましたけれども、下田のいじめがスマホというんですか、実はそういうICTの端末がありますね、それぞれに渡してあります、そういったものも利用されたのか、これは推測ですが、その辺の見解は教育長としてはいかかでしょうか。

最初それ2つお願いします。

○議長（谷 正君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

まずスマホの関係ですけれども、具体的に私のほうには何も伝わっておりませんので、推察の域を出ませんので、ここではお答えを避けたいと思います。

それから、Modisの古家さんと学校は話がどれくらいできているかということなんですけれども、週3日来ていただいております、主に南伊豆東中にいただいておりますので、ここを中心として発信をいただいておりますから、学校との情報共有、または、そのあたりの報告は必ず教育委員会でも行っておりますので、私たちとの情報共有までしっかりできております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 分かりました。

一応現況については理解いたしました。それで実は、9月議会の一般質問でもさせていただきましたが、文科省の予算は、結局運営に対する支援センターを設置し、それだけのパワーのない自治体については広域でもいいですよと、そういう表現なんです、文科省は。今回のModisのVIのシステムの創生については、所管が総務省なんです。地域おこし事業なんです。ですから、それをドキュメンテーションとしてまとめあげたものを、例えば教育委員会に提示して、それらに基づいて、さっき言いました4つぐらいのインタラクティブ的

な事業がありますが、実は文科省は7つのパターンを挙げているんです。知っていますよね、9月にやりましたから。

ですから、そういったものまで含め、文科省のGIGAスクールの支援センター事業は初めて完結したと言えると思うんです。ですから、それに対する改めて認識を取って、お伺いしまして、教育関係は終わりたいと思いますが、どうぞ。

○議長（谷 正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君） お答えいたします。

文科省予算補助による広域の支援センター等とありますけれども、現在Modis株式会社から来ていただいている古家さんにおきましては、そのセンターとしての役割を今担っていただいております。これに伴いまして、文科省が進めている7つのフェーズについては、着実に進んでいるかというふうに認識しておりますので、今後も町としましては、やはりこの地域活性化企業人制度を活用した教育アドバイザー派遣ということで、こちらのほうは進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

[9番 漆田修君登壇]

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

ちなみに一言言いますが、実は今年度の子供たちの教育環境の整備の実現のキャンペーンは、感染症、コロナで流れました。ですから私、去年沼津駅前で弁士依頼されましてお話ししたんですが、今年三島駅前でした。施行日の4日前でしょうか。実はコロナで大変で、全部流しましたというご連絡でした。

以上です。

次の問題に行きたいと思いますが、循環型社会の形成促進と地域連携に対する当局認識について質問をさせていただきたいと思います。

実は昨日、ワークショップの事業が3回ありまして、それは最終日、完了いたしました。それぞれの委員が感想を書いて、それで終結ということでもあります。

そういうことを背景に、まず、1番目が広域連携、これは地方制度調査会の第30回から初めて広域連携という言葉が出てきたんですが、それ以来、継続推奨されてきましたが、32次では連携には執行段階と計画段階があるとして、そのうち計画段階の連携に着目し、連携計画作成市町村と他の市町村という概念を導入することで、両面からのハブ&スポーク型の自

治体連携は推し進められることになるのであります。

ハブ&スポークというのは、自転車の輪をを考えてもらいたいのです。真ん中がハブで、スポークがずっと車輪のほうにつながってしまっていて、その円い車輪全体が、自治体で言いますと行政全体の事務事業ということになるんです。したがってハブ&スポーク型の自治体という、そういう表現をしております。

令和3年12月議会一般質問の中で、圏域ガバナンスの法制化に対して、町長の個人的見解を伺いましたが、その中で、これはお渡ししてありますが、令和3年12月議会に、これ町長の答弁の議事録なんです。ちょっと読みます。

平成30年7月の第32次地方制度調査会において、圏域ガバナンスの法制化に対し、全国市長会長からは、「地方創生の努力の成果も検証できないうちにどうせだめだから圏域という形の新しいガバナンスを法制化するというのは、今やっている努力に水を差す以外の何ものでもない。極めて慎重な議論が必要だ。」との発言があったようでありますが、私も同意見であり、私ということは岡部町長ですね。私も同意見であり、市町村が地方創生に取り組むことは極めて重要と認識をしておりますと、こういう議事録が実はございます。

これを受けまして、地方6団体や、それから日弁連の評価は総じて低いものでありました。今進めようとしている広域連携、これ一部事務組合を指すんですが、広域連携と町長認識は少し異なっているような気がしてなりません。矛盾とは言いませんが、異なっているなという感じなんです。そして第32次地制調では、高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算するバックキャストの思考方法に基づき、調査、審議を行ってきたのであって、過去からの延長線ではなく、2040年を展望して見えてくる変化、あるいは課題と、その課題を克服する姿を想定した上で、現時点から取り組むべき方策を整理する視点は、ずっと各団体が注目してきたのであります。そして第32次地制調では、広域連携による基礎自治体の行政サービス提供と題して、市町を超えた広域連携の必要性が主張され、ただし、多様な手法の中から最も適したものを市町村が自ら選択することが適当であるとされ、市町村を否定する意思決定主体、これは圏域ガバナンスという意味を言っていますが、その法制化は答申には記載されていないが、複数の市町村間の合意形成や、紛争解決に反射的にそれを要求しているんです。瞬時に要求されているということです。そして、自らの選択といっても、広域連携をしない選択は許されず、広域連携をする選択しか認められていないのです。つまり、この2つだけが課題となり、2040年の目標地点は唯一広域連携であり、あとは広域ガバナンスの法制化が広域連携をする選択への合意形成か、経路がどちらか2つあるだけなんです。

2040年の課題を1つに決めてしまうのは、もはや自治体に選択の余地はなく、あるのは手法や経路の選択だけであります。そのために、圏域で唯一の地方未来予測を合意形成、策定することが大事になります。各市町村が計画段階から地域の未来予測の整理等をすれば、市町村には固有の目標は存在せず、広域で目標が対立することもなくなるのであります。

今お話を聞きながら、今やろうとしている一部事務組合、ごみ問題の、それをちょっと想定、頭に置きながら聞いてもらいたいと思います。

そして、多くの政治学者が主張するように、地制調がなすべきは、2040年に向けた複数のシナリオを構築することであり、複数シナリオが必要なのは、為政者の想定する、為政者ということは行政の執行者の想定するシナリオでは困る側なんです。地制調から逆算して真剣に考えるべきは、唯一の地域の未来予測の整理ではなく、自治体ごとに多様かつ柔軟に複数のシナリオを考えることと思慮されるが、町長ご自身の地方創生の努力成果、これさっき言いました、矛盾しているのではないかということですね。その見解と併せて、これに対する認識をお答えください。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和2年6月26日の地方制度調査会における2040年頃から逆算し、顕在化する諸課題に対し、対応するために必要な地方行政体制の在り方等に関する答申を踏まえ、政府は各分野で市町村間の広域連携を推進しており、現在4市町で進める広域ごみ処理事業についても、4市町のごみ処理の現状と将来の人口減少予測及び単独運営による財政負担を比較した中で、広域連携に取り組んでいるところであります。

地方創生の努力成果の見解につきましては、市町の特徴を生かし、活性化できる分野や、町が単独で持続的に運営できる分野については、財政状況に鑑みながら、それぞれが努力していくものと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 実は去年の答弁書がありましたね。答弁書のコピーをお渡ししたんですが、それに対するこれからやろうとしていることには矛盾していないという理解でいいんですか、町長のこのコメントは。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

各市町の今後の努力というのが、私は重要だと思っております。今、各市町がそれぞれが焼却炉を持って燃焼するという形ではなく、焼却炉は今のところ下田市に設置をして、3町が下田市に持ち込むという形ですので、私は考えは変わっておりません。ただ、あとはいかに南伊豆町としてはごみの減量であったり、ごみの分別等にいかに努力するかだと思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 了解しました。

実は総務省の中に、32次地制調を策定する前段で、自治体戦略2040構想研究会というのがあります。これは総務が理解していると思うんですが、その中においては、実は32次の地制調に、圏域ガバナンスの法制化を明文化してうたおうではないかというが、一部総務省の側から言われました。それに対して、日弁連であるとか、県の関係、市の関係、首長と議会の関係、それらがこぞって反対したんです。ということは、昨年6月に地域戦略のフォローアップがされましたが、片方において、右ではパーを出してパーをやりなさい、左ではチョキを出して、そっちやりなさいと、そうすると、それに関わっている自治体はどっちをやっていいか分からないというのが実態なんです。したがって、32次地制調では、圏域ガバナンスの法制化についてはあえてうたわなかった。結局ガバナンスというのは、無視された自治体の意思決定主体なんです。そうすると、1か所に例えばそれが決まってしまうと、もう自治体の意思なんてまるっきりないということです。途中でそれをやめたり、あるいは人口が急激に減っていく、社人研で急激に減っていくことが想定される。あるいは昨日もワークショップでやりましたが、処分可能な処理量が極端に減っていく、減量化が進んだ、そうなったときに、その所定の容量のプラントが果たして必要なかどうかという議論まで実は遡ってもう一度やり直さなきゃならない。そこに対しても、口を出せないということなんです。その意味は町長分かっていますよね、分かっているいんでしょう。圏域ガバナンスの法制化という意味をよく理解しないと、そこまでトップたる者は決断が非常に大切であると、後ろに8,000人の町民がいるわけですから、ただその準備室のほうで、例えば下田市の松木市長

とどうのこうのというやり取りで、偶然趨勢的にそのような方向へ行ってしまったという背景も多少あると思うんですが、そこはやっぱり親分ですから、南伊豆町のトップですから、そういう認識を持ち続けてください。今の議会としては、そういう答弁をせざるを得ないなと思いますが、それはそれで容認します。

次にですね、最後の質問になりますが、これ広域連携の対象自治体1市3町の12月議会、この12月議会というのは実は極めて大事な議会なんですね。これは前に、何ですか、設立までのスケジュール案という、これはA4判の横の案が、用紙がございまして、その中で12月を見ますと、12月定例会で一部事務組合の設立準備室の工程スケジュールと、そして各市町の議会、そして設立の手続、大きな手続のフローですね、それが書いてありますが、12月定例会では、各市町では、組合設立議決、それから市町村の組合、総合組合員の規約の改正議決、こういった大きな案件がめじろ押しなんですね。

一方においては、ワークショップ、昨日のワークショップはこれは単純に私、出席させてもらいましたが、本当に、ねっ、課長、アリバイ工作なんですよ。本当のアリバイ工作だと思いました。確かにWSは終わりましたよ。その次は何ですか。はい、地質調査です。そして、環境アセスです。こういう工程に進むための一つの工程を経ただけにすぎない。何かといいますと、やっている内容はちょっとした文献に書いてあるわけですよ。誰も素人の人も分かります。それを何ていうんですか、喜々としてみんな、やっているんですね。県の関係の人もいました。ですから、こういう議会というのはやらないほうがいいですね、と思いました。

話は戻りますが、この12月定例会は、別紙資料の6、このA4の横書きのスケジュールですね、の一部事務組合の設立準備室の移行スケジュール案で示されたように、重要な節目の議会となっております。まず最初は、組合規約案の合意、そして合意設立議案の議決、協議書の締結、申請書の提出などが次に控えております。設立準備室側の業務予定としては、第2回11月のWS開催、昨日です。それから環境アセスメント、そして令和5年度の組合予算検討などを見込んでいます。

南伊豆町清掃センターに設置の、ちょっと話は違うんですが、この真空乾燥発酵装置の見学会に議会として出席しました。私、町長偉いなと思ったのは、その独自の判断で1市3町に先駆けて導入した、これ私は高く評価したいと思います。これはその前段に実は分別があるんですね。分別が進めば進むほど水分率が上がりますよね。その水分物を下げるためにERSの設備がそこで重要なウエートを占めてくる。そこに着目した町長は誠に偉いと私は思

っております。

ですから、逆にそういう首長会議で、おい、あんたたちよ、下田市どうでえ、こんないいものあるからおめえんともやったらどうでえと、そういう働きかけをするべきだと思うんですね。これは不可能なら結構です。

そこで、要旨の2-A、先ほどの議論の俎上に上がったその圏域の法制化のてんまつについて、あとそれがどうなったかということについても話し合う必要があると思います。スケジュール案の組合設立議決と市町の総合組合規約改正議決をして、初めて正式な広域圏処理場の建設が承認となるわけです。これ各1市3町の議会で承認となるわけですが、首長自身、慎重な対応が必要と言っている以上、連携手法に自治体の自由意志の在り方を述べさせていただくと同時に、町長の考えを賜りたいと思ったから、実は申し上げているわけであります。

それは何かといいますと、総務省の2040年研第二次報告を受けて、当初は答申に圏域の法制化を目指したんですが、地方六団体や日弁連などから厳しい批判にさらされた結果、見送られることになりました。その理由として、格差をさらに深刻化し、地域に一層のあつれきを生ずる懸念があったからでありました。そうですよね、これ誰が考えてもそうだと思います。それでもっともらしく資源の有限性を強調しています。これは静岡県もそうでした。前の副知事が中心になって広域連携の各合議体を設立しましたが、その中では各自治体の資源の有限性を前提にして、広域連携を補完すると言っている。実際は補完じゃなくて主導ですがね。これは県知事にも言いました。補完じゃなくて主導じゃないかということも言ったんですが、その翌日、答えがありまして、いや、これは補完ですよと、副知事が言っていましたという答えをもらいました。ですから、そういうことの動きの中の一つにその資源の有限性を強調していると。

それで、交換材としての資源、これ人材とか専門性の偏在性は対等性を、偏るということは対等性を奪い、連携による役割分担を露骨なパワーゲームに転換し、しかも連携手法については自治体の自由意志もうたうけれども、そもそもそういう連携をしないという選択肢はなさそうであります。この書きぶり、答申の書きぶりでは自主的があつて、強力に推進するとした平成合併と根底にある思想は何ら変わらない、身近でぬくもりのある小規模市町村の自治は、総務省の自治体戦略2040構想研究会に想定されているのでしょうか。広域化の法制化の今後の行方に対する町長認識、今後の行方、てんまつですよ、について、に対する町長認識を聞きたいと思います。お願いします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

自治体戦略2040構想研究会においては、「人口減少下において満足度の高い人生と、人間を尊重する社会をどう構築するか」とのテーマで研究が進められております。この研究の第2次報告の中で、新たな自治体行政の基本的な考え方として、地方圏の圏域マネジメントと二層制の柔軟化が報告されております。

広域化については、令和元年10月30日、地方制度調査会の市町村合併についての今後の対応方策に関する答申の中でも、基礎自治体についての現状認識と今後の課題、今後の基礎自治体による行政サービスの提供体制についての考え方についても答申されております。

今後は、これら広域に対する国・県の動向を注視しながら、広域でできる分野と単独で持続可能な分野を見極めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 多分、そういう内容の答弁だと想定しておりました。その場で私の言った、申し上げたこと、はい、そうですよ、そのとおりにしますよとは絶対言いません。言うことはできないと思うんですね。

ですから、今後、圏域ガバナンスの行方はどうなるんだろうといったときに、実は複数のシナリオが用意されていなければ本来はいけなかったということなんですよ。

例えば、南伊豆町でいいますと、FMですね、ファシリティ・マネジメント、これは総務省が先に2年か3年前でしょうか、公共施設等の総合管理計画、それは公会計システムの移行に伴う資産計上をなささい。それに伴う、例えば予算上全損で既に処理されたものの資産、インフラですね。それらを資産計上してということなんですよ。ですから、その対象となりますごみ処理のプラント工場、プラント工場も一応それらを修繕費を加えて、資本支出をして、資産に計上すると。これ専門ですよ。昔、勉強しましたよね。そういう処理をして、資産に計上したときに、実は何ていうんですかね。それを修繕するために、必要となる費用、これ総務課にちょっと財政の問合せは、前に質問するときに聞いたんですが、そうしたら4億7,500万必要ですよと、それらはね。ですから、そういったものであれば、例えば数十億の負担は繰延べしてまでもその10年間は国の交付税措置で対応できる、それも一つのシナリオなんですよ。

それで併せて今、静岡県のごみ処理場のプラントの施設、東中西に分けて、より超広域化しようという案がありますから、それまでそれに乗るとか、それも2つ目のシナリオ、そういったことを念頭に置きながら、例えば運営会議において、ほかの、下田が一番深刻ですから、無理やり引っ張り込もうとしますけれども、そうではなくて実は南伊豆町としては独自にこうですよ。あんたのところがもし破綻したら、俺んちは俺んちでやるよと、そういうそれくらいの強い意思を持ってやられることが僕は一番いいなと思います。そうすれば、無理やり引っ張られることも、引っ張られることは何もないんですよ。さすが南伊豆町だと、逆に褒められますよ。

今日も関係の市町の議員さんが傍聴に来ていますが、実はこういう方々の一部とも私は勉強会しております。ですから、そういう方々はそれぞれの町の実情に合わせたそのことを話して、ごみ処理に対してどうだろうと真剣に取り組んで議論していますね。ですから、下田が一番、今一番深刻ですね。下田が一番深刻。ですから、下田に引っ張られないように。

それを言いながら私の質問を終わらせていただきます。ちょっと早いですけれども、終わります。

○議長（谷 正君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 加 畑 毅 君

○議長（谷 正君） 4番議員、加畑毅君の質問を許可します。

加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） よろしくお願ひします。マスクを外させてもらいます。

4番議員の加畑です。よろしく申し上げます。

今回の質問は2つです。旧共立湊病院跡地の利活用について、それから伊豆縦貫道、河津、逆川インターの開通への対策という2点で質問させていただきます。

まず最初に、旧共立湊病院跡地の利活用について質問します。

下田メディカルセンターの一部事務組合議会で、旧共立湊病院解体の設計予算が可決された状況の中、我が町としては跡地を取得する方向で動くべきではないかと感じています。当局としてどう考えているかという質問です。

まず、11月7日、旧共立湊病院跡地に関する意見書として議長宛てで議員10名が署名しまして、意見書を提出しました。提案理由は、一部組合下田メディカルセンター組合議会で旧共立湊病院跡地解体設計予算が可決されたことから、南伊豆町議会は旧共立湊病院解体後の跡地の在り方について、旧共立湊病院跡地の経過と現在地域の住民が置かれた状況に最大の関心を抱き、跡地を公有地として保全確保するよう強く要望し、関係者に意見を提出するという内容です。

まずもってこの内容ですけれども、町長どう感じられたかを聞きたいのと、それから運営会議の中で、いわゆる首長会議の中でどのような話合いが行われているかの状況を聞きたいんですけれどもよろしいでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘の旧共立湊病院の解体については、適時、本議会にもご報告をさせていただいてるところであります。これまでの運営会議においては、病院解体を令和6年度中に完了させることで、既に合意済みと理解しております。

一方で、同運営会議においては、跡地利用を決めてから解体を実施したいという思いを持つ組合管理者と、既に合意されている解体は、予定どおり一部事務組合で実施し、解体が2か年予定なので解体完了までに跡地利用を決定すればよいという複数の首長からのご意見もあり、跡地利用については、意見の統一が図られていない状況にあります。

11月4日開催の運営会議では、サウンディング調査という市場調査を実施した報告がありましたが、実施するとしていた提案者からの個別面談も完了していない状況でありました。11月21日に事務局から、結果概要を公表するとの連絡を受けましたが、予定していた個別面談は、実施期間が限られていたため実施せず、また、提案者の1社は具体的活用案を検討中

とのことで、調査としては極めて不十分な状況ではないかと認識しております。

本町としては、周辺地域からの早期解体という強い要望もある中で、下田メディカルセンターに移転後10年余に及ぶ中、未だに解体されなかったという現状に憤りを禁じ得ないところであります。

一刻も早く、一部事務組合下田メディカルセンターの責任において解体を実施するよう強く要請してまいります。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今町長の答弁を聞きまして、管理者のほうは次の利用が決まってから解体したほうがいいんじゃないかというような話でしたよね。そのような形になぜなったんでしょうか。解体は、もう予算が決まっていて、やらなければいけないことだと思うんですよ。複数の首長さんたちは解体すべきだと。首長さんたちの運営会議の中が迷走まではいきませんが、ちょっと食い違いがあるんじゃないかなと思う中で、うちの町にある土地ですから、唯一、言い方は変ですけどもわがままを言っていると思うんです、うちは。

その中で町長、どのように立ち回りじゃないですけども、決まったことだから先にやってくれというような主張はできないんですかね。管理者がそう言ったら、やっぱり引き延ばされるわけですか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

管理者のほうは、やはり跡地利用がセットになっていると何らかの補助金がもらえるのではないかとこのころがございました。当然ですけども、跡地利活用によっては、場合によっては補助金が出るということですので、そうしますと解体費用が大分軽減されるのかなと、負担が軽くなるのかなということですけども、その跡地利用の条件、どんなものに、じゃ、補助金出るのというふうに私も聞いたところ、病院を建てるか特養みたいな老人介護施設だということで、基本的にそれは、じゃ、無理じゃないのという話でした。

その後、各首長からの意見もありまして、いや、とにかく解体なんだと。合意がなされているように、令和6年度中の解体をまずすると。その2年間の間に今後その跡地をどうしていくかを考えようではないかというのが、今現在の決定している事項と認識しております。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） はい、よく分かりました。

財政的な面で可能性を探りたいという管理者の気持ちは分かります。ただ、その状況がずっと続いている中で置かれているのがうちの町ですよね、で地元の住民の方々です。そこをやはり強く主張すべきじゃないかなと思います。

それからどうでしょう、2番目の質問には行くんですけども、活用方法について地元の住民の意見を聞く場を設ける予定はありますかという内容で質問をさせてもらうんですけども、実際にこれは11月22日に湊地区で開催されました。この会合に私も参加させていただきました。地元の方々からは、ぜひとも南伊豆町のものにしてくれという意見が多かったように見受けられます。

ただ、そういう会合においては、そういう意見を持った人が多く集まる傾向にありますんで、それが全ての意見とは限らないということは冷静に見なきゃいけないと思います。それを差し引いても議会は、私も含めてうちの町で取得すべきだと思うことで意見書を提出したわけです。その点については、いかがでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先般、11月22日、今議員がおっしゃられたとおりです。湊コミュニティーセンターにおきまして「町長と未来を語ろう」を実施いたしました。その中で旧共立湊病院跡地についてお話をいたしました。

様々な意見をいただいた中で、病院跡地は、あくまでも一部事務組合の所有地であるため、現状において本町に決定権はないこと、そして津波の浸水域にあることから、本町において病院跡地の利用計画も立てられないという課題、加えて土地の評価鑑定なども踏まえた時価での購入などは財政的にも極めて難しいとの説明もさせていただきました。

このような中で、同組合の運営会議においては、地元の同意を得ながら跡地利用を進めましょうという合意がなされておりますので、さきの臨時議会における本議会からの意見書も踏まえつつ、今般の地元住民からのご意見なども今後の運営会議で報告したいと考えております。

また、組合による跡地利用委員会が立ち上がれば、地元の方々の参画も必須であると強く認識しております。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。その会合の中での感じたものそのものです。今の町長答弁、そうだと思います。

その中で、例えば管理者が思い浮かべている中で公的土地にするのではなくて、民間が買ってきて、なおかつ有効利用ができるのであればそのほうがいいと。後々固定資産税も入りますし、お金もかからないし、解体もやってもらえれば一番いいという思惑もあるんじゃないかと思います。事情を考えればそのとおりです。

ただ、一度所有権を渡してしまうと、その権力の強さというのは二度と戻ってこないということになります。

例えば、うちの町で所有権を取得して、その後、地上権設定をする、もしくは借地として貸すという形であれば、我が町が全ての実権を握るわけです。しかし、所有権を与えてしまうと、その次の所有者が様々な権力を行使することができる。いわゆる、その後、売却することもできる、分割することもできるということになります。それに対して法的な制限をかけてそれを阻止するという形もあるのかもしれませんが、そうであるのであればそもそも我が町がそこを取得しておくべきだと、私は思うんです。

この間の湊のその会合の中で、町長の言葉の中で1つ気になることがあったんですけども、先行して民間のほうに募集をかけたという手法を取りましたよね。これはいいか、悪いかと、僕はよくないほうだったと思います、先にとというのは。ただ、やはりそうなるとうつかの企業が手を挙げたのかなと思うんです。誰もが知っている大企業も検討しているというように意見を私は聞いたように、町長の言葉の中で思ったんですけども、企業名を明かすことはできませんか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

これはまだ興味を持ったというぐらいですので、南伊豆町のあそこの病院跡地にその企業さんが進出してくるということは、そこまではまだ考えていないです。ただ、本当に可能性

がゼロではないなというところですので、それは今後の動向によって、当然いつかは公表できる時点になりましたら公表をさせていただきたいなと思いますけれども、議員がおっしゃるとおり、町で購入して、そういう企業さんに使っていただくということも一つの私は策だと考えております。

必ずしも購入しないとか、購入するとかというのは、今の時点でなかなか、実際に一部事務組合のほうで総額6億円とも言われている土地を町が6億円じゃ買えない。じゃ、幾らなんだということは、これから皆さんと協議をしていかなきゃいけないなと思いますので、状況によっては購入はできるのかなど。状況によっては、やっぱり民間さんの力を借りるのか、それともそのまま一組で所有して、一組で誰かに賃貸するのかというところかなというふう考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 具体的に私が提案したいのは、今町長の答弁の中にもありました我が町がまず取得して、自分のものにする事です。それから、その後に権限を借地もしくは地上権なりで、レンタルですよ、いわゆる。例えば、グランピングみたいな形にしてもその会社で買い取ってもらうのではなくて、うちの町が所有しながらやることができるわけですよ。例えば、コンビニにしてもスーパーにしても借地の契約がほとんどなわけなんです。地主さんが土地を持っていて、そこを包括して貸せるという形で事業展開していくと。事業をするほうにとっては、全部を買わなくても済むわけですから、駄目だったら撤退すればいいわけですよ。

そうすると、うちの町で買い取った後に放置していくというイメージではなくて、次の展開を考えてもいいんじゃないかなと思うんです。ただ、その方法が決まった後じゃなきゃ駄目だというルールだったら、そこは何とか主張してもらわなければいけないと思うんですけれども、どうなんでしょうね。また、話戻っちゃいますけれども、壊してくれるんですかね。それとも、延びそうですか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新年度に解体の予算は計上して、来年の8月、解体に総トータル18か月、1年半ぐらいか

かるということを言われていますので、遅くとも来年の夏には解体が始まるというふうに私は認識しております。一組のほうの責任で全部解体ということで決まっているはずです。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 分かりました。では、その後の間に何かやる形を考えなければいけないと。多分うちの町が先行してやらなければいけないことだと思いますんで、近隣市町の方々にも協力を仰ぐ形になりますけれども、その点も議会のほうも協力していきますんで、ぜひとも当局側もそういう形で進めていただければと思います。要望です。

最初の質問はこれで終わります。

2番目の質問です。伊豆縦貫道、河津逆川インターの開通への対策ということです。

新聞でも報道されておりますように、国道414号伊豆縦貫道河津下田道路、今度2期のほうですね。その中の河津インターから下田北インターの6.8キロの部分で、これが2期工事になるんですけれども、その中の河津から逆川の3キロの部分が今年度開通予定となっていると。これ年明け、桜まつりまでという形で進んでいると聞いております。ぜひ期待しているんですけれども、これによって河津インターから下田北インターの6.8キロの開通によって、現在自動車で21分かかっているのが、5分にまで時間短縮となり、16分縮まると新聞でも発表した、これ違いますね。ごめんなさい。すみません。

6.8キロの開通で21分縮まるんじゃないくて、今回のところで縮まるんですよ、16分。さらに期待がされているということですね。すみません、間違いました。6.8キロじゃなくて、今回の工事によって21分から5分にまで縮まると。16分縮まる。16分縮まるということは、往復で30分以上です。ということは、その間、伊豆半島先端まで足を延ばしてくださいというPRができるということだと思っております。

今回注目すべきは、今回つながる部分が、実は河津下田道路、1期、2期工事の中で時間短縮効果が最も高い箇所の一つであることということです。

これ、今日、資料つけたんですけれども、記者発表資料という形でつけさせてもらっています。この中にも書いてありますけれども、これまで約11キロ、2キロぐらいのところ南下して直線で3キロで、すんと来るわけです。ですから、今までぐるっと回っていたところが、ずっと南から北側へ3キロで通れてしまうという状況になります。

この件に関しては、例えば地元の河津町とかだと通過してしまうことになるんじゃないか

とかいろんな懸念があったりとか、西伊豆町のほう、松崎町のほうはこの効果はまだ薄いんじゃないかとかということがあるんですけども、うちの町は先端にありますから、もう手放しで早く開通してくれと、とにかく早く南下してくれと言える立場にあるわけですから、最初にその対策というか、考え方を明確にしていかなければならないと思うんです。その上で下田賀茂地区の周遊コースという形を最終的には目的にしなければならないと思っているんですけども、1番目の質問です。

観光資源に恵まれた伊豆地域の支援となるとと思いますが、検討している対策というのがあれば伺います。担当課長どうでしょうか。町長ですか。お願いします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議員から提供されました資料からも分かるよう、仮称、河津インターチェンジから仮称、逆川インターチェンジの3キロ区間が開通することで、極めて大きな時間短縮効果が発揮され、全面開通へさらなる期待が膨らむ思いでいっぱいであります。

伊豆南部においては、先般、現地審査を終えた伊豆半島ユネスコ世界ジオパークのジオサイトも数多く存在し、再認定された際には美しい伊豆創造センターを中心に広域的な観光宣伝のさらなる推進が図られていくものと認識しております。

また、本町の一大イベントであるみなみの桜と菜の花まつりの開催に合わせ、メイン会場である湯の花観光交流館では、多くの来訪者にお楽しみいただけるよう、各種イベントやキッチンカー等によるイートインスペースとして活用できるさくら広場も整備調整中であります。

加えて、自転車関連イベント（Eバイク試乗会）や菜の花畑での新たなイベント（菜の花迷路の設置）なども検討されており、これら調整が整えば、令和5年度予算に計上したいと考えているところであります。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） この件に関して首長さんたちの間の温度差というのをちょっと聞いてみたいと思うんですけども、例えば東伊豆とか西伊豆、松崎、あの辺の方たちにとっては効果が薄いんじゃないかという部分があるのかなと思うんですよ。そこに対しても何かしら

こちらからも提案しなきゃいけないんじゃないかと思うんです。よそのことまで余裕を持っている場合じゃないんですけれども、ただ首長さんたちの温度差がやっぱりあると、なかなか全部ぐるっと回って観光にしていこうという雰囲気にならないと思うんですけれども、例えばそういう会合のときの様子というのは伺えますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

やはり東伊豆、南伊豆、松崎、西伊豆と4町は伊豆縦貫自動車道が直接通らないということで、ちょっと熱量としては河津、下田、伊豆市とは若干違うということがあります。

しかしながら、星野町長もそうですけれども、要望活動はほぼほぼ休まずに行っているところなんです。ですので、それに縦貫道に関するストック効果というのがやはり大きく影響するなというところで、最近、星野町長が言うのは、月ヶ瀬のインターを下りて、真っすぐ、左折しないで真っすぐ土肥に向かってくる。そして土肥バイパスですね、が3年、4年ぐらい前ですか、全面開通したという、きれいに整備されたということで、お客さんの流れがやはり西へ行くというところがかかなりあるらしくて、西伊豆の町長からはそういう効果があるので、西伊豆町は通らないけれども、やはり命の道なのでということでよくPRされます。

それから、当然ですけれども松崎も同じような思いを持っていますし、東伊豆町長においては、もともとその道路を我々以上に受け止めて推進していただいた方ですので、思いは同じです。

私は、全線開通したときに、南伊豆町の役目として伊豆半島の最南端にある町ですので、全線開通して下田インターができたときに、東に車が行くか、西に車がこっちへ来るかというところが大きな分かれ目ですので、これは当然東に行かれる方はこれはしようがないですけれども、いかに南に、南伊豆の方面、西に右折というのか、南伊豆方面に来てくれるかというのは、これは南伊豆町として、いかにこれから15年ぐらいは全線かかるかなというふうに言われていますけれども、15年後までにもう魅力あるまちづくりをすることによって、みんな下田インターに来た車が南のほうばかり行っちゃうよという流れをつくらなきゃいけない。その効果が松崎や西伊豆に波及していくというふうに私は考えていますので、今後とも観光施策も力を入れて、南伊豆町に、下田インターに来た人、その前にももう今もそうですけれども、下田・逆川インターから南下してきた皆さんが南伊豆方面に来るというような

観光施策をしっかりと進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） はい、まさに私もそう思います。結局、縦貫道の話が出たときから伊豆市、河津、下田、ここは縦貫道が通りますと。通らないところに関しては、東伊豆、うちの町ですね、それから松崎、西伊豆とはいうんですけれども、いざここまで来たら河津は河津で、できたら通り過ぎちゃうんじゃないかというような今度マイナスな発想したりとかするわけですよ。結局そこが通るか通らないかというよりも、それが届いたところでどういう効果があるかということに尽きると思うんですね。

今、町長おっしゃった天城北道路が西伊豆方面へずっと真っすぐ行くと。本当にあそこはそう思います。陳情活動なんかでよく沼津に行くときにあそこを通るんですけれども、この道は本当に西伊豆、松崎、それからうちの町でいったら三浜地区の人のために造ったような道路だなと思うことが本当に思ひまして、こういう効果になってしまうんだなというのがありますよね。あれだけきれいな道路ができると、行ってみようという気になるわけじゃないですか。そうすると早く着いたからには、じゃ、最終的には先端まで行ってみようと、南伊豆町まで、石廊崎まで行ってみようという気にさせる仕掛けができるかどうかにかかっていると思うんですね。

そこで、とにかく全部通り越してうちの町に来いじゃなくて、ほかに寄りながらもうちの町に来てください。なぜなら、時間が短縮したからそれだけ時間的余裕があるじゃないですかというキャンペーンを打つべきだと思うんです。その点は今町長おっしゃったとおりだと思いますんで、今後もそこは力強く推進していただきたいと思えます。

それから、2番目になりますけれども、災害時の緊急輸送道路や救急医療活動の支援となることのアピールです。

これ18日に、国土交通省に陳情に行ってきました。いろんな部署回ったんですけれども、ここで非常に印象的だったのが、参議院議員の若林洋平議員が、元御殿場市長ということもあって、首長経験者であることから、どれだけこの道路が重要か、どれだけ緊急搬送に重要か、命がけだと、命がかかっているんだということを政務官にも熱っぽくアピールしたわけですよ。あの姿を見てみて、本当にこれは重要な道路なんだなということがあります。

やっぱりこの道路があるかないかで、もう命にかかわってくるのが実際にあるわけです。

よね。知合いの親族の方が本当に、こんなこと言っちゃあれですけども、間に合わなかったというときに、もしこれができていればということを見ると、例えば町議の皆さんが熱っぽく縦貫道、縦貫道と言っている意味が僕は今分かりましたという若者がいました。それまでは分からなかった。海岸沿いを走ってればいいじゃないですかと。何で真ん中に道路造らなきゃいけないんですかと言っていた男がやっと分かったと言うんですよね。

やっぱりここは熱っぽく言うべきじゃないかなと思います。これ当然町長も分かっていることだと思うんですけども、18日の陳情の若林議員の姿を見て、さらに強く言わなきゃいけないなと思ったんで、あえて2番目にさせてもらったんですけども、ここに対しての町長の思いを聞かせてください。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

賀茂医療圏における3次救急などの高度医療体制については、地域内での提供、あるいは圏域内で完結することが理想であります。少子高齢化など急速な過疎化に進む伊豆半島南部においては、求められる医療体制の構築は財政面も含めて極めて困難であると考えられます。

現下においては、重度な救急搬送はドクターヘリが活用されておりますが、当該ヘリの運行は日中に限定されており、夜間や荒天時には救急車での搬送となっております。このため、一刻を争う救急搬送においては、伊豆縦貫道は命をつなぐ道としての期待度は高く、救急搬送時間の短縮化のためにも早期完成を強く望むものであります。

また、伊豆地域の太平洋沿岸部は、南海トラフ巨大地震による津波浸水被害が想定されていることなどから、半島中心部をルートとする伊豆縦貫道は、主要な緊急輸送路のほか迅速な救援活動の重要なインフラとして期待されているところであります。

今後も引き続き、期成同盟会などを通じて、早期の全線開通を強く要望してまいりますので、本議会のさらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。ぜひともこの面からも伊豆縦貫道路の早期開通を目指していただきたいです。これ我々も協力します。

最後の質問になります。3番目です。移住対策にも期待できるという意味で、伊豆縦貫自

自動車道路の開通の対策ということで聞いていきます。

今2番目で、災害時とか緊急時とか病院のことも言ったんですけども、やはり移住してくる人たちにとって医療体制というのは大きなポイントになってきます。近くに大きな病院があるのかとか、何分で行けるのかとか、これが実は一番重要なところじゃないかなと思うんですね。商店街が近くにあるとかスーパーが近いとか、コンビニが近いとかというところは、そういうところから切り口になっていきがちなんですけれども、実は移住対策に対してというのはそこまでどれだけの時間で来られるかということに尽きるんじゃないかなと思うんです。

いきなり都会からこちらに移住してしまおうという人は、今なかなかいないのが現状です。皆さんやっぱり様子を見ながら、半分こっちにしながらで、週末は帰ってみるとかという形の移住の仕方というのが、今の主流になっているんじゃないかなと。これはやはりコロナのせいとは言いませんけれども、機械の発達でできるわけですよね。もうここにいなくても、会社に通勤しなくても仕事が成り立ってしまうということができるようですから、そのためにも半分こちらにしながら、半分はまた自分の家があるところに戻るという形の上でも時間が短くなるということは相当な効果があると思います。

空き家対策に関しては、私はこの町は効果を上げていていると思っていますんで、その意味でもどんどんこの縦貫道の開通を推進して、その先には空き家対策にもこういうことにつながっていくんだということをあらかじめ想定しながら進めていくぐらいのスピード感を持っていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょう、その移住者に対して、移住者の数とかバランスとかというところは、町長自体はどう感じていますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

伊豆縦貫自動車道開通による効果においては、観光交流人口の増加はもとより、観光以上・移住未満と表現される関係人口の増加も見込まれ、本町を訪れ、滞留する人々の増加が、地域に与える様々な波及効果に期待をしております。

また、時間的・距離的な制約が緩和されることにより、多拠点居住の候補地として本町が選択される可能性も高まることから、これまで以上の情報発信と、計画的なまちづくりによる魅力向上に努め、将来的な移住・定住促進につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。それは本当に期待しております。

今、本当にリモートで仕事をするが増えてくる世の中だと思うんです。これは多分コロナが明けてもそれだけの時間が余裕が持てるのであれば、あえて移動しなくてもできることはそれでやってしまおうという方向になっていくんじゃないかなと思うんですね。

その上で、半島先端にあるハンディキャップの解消ということにも大きくこれは影響してくることだと思いますので、今後ともこの件は推進していただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（谷 正君） 加畑毅君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

着席のまま休憩をお願いいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 長 田 美 喜 彦 君

○議長（谷 正君） 6番議員、長田美喜彦君の質問を許可します。

長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 通告に従って質問をいたします。

共立病院跡地の問題点と町全体の水道会計が企業会計に移行について、最後に、耕作放棄地が観光に与える問題点ということで質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

また、同僚議員と重複することがあります。よろしくお願ひを申し上げます。

初めに、共立病院跡地の問題点ということで質問をさせていただきます。

前町長は、C C R Cや温泉大学構想で跡地の活用を考えておりましたが、それがなくなり、岡部町長は、運動施設などで誘致の考え方もありではないかなということも前に申しておりました。

現在の町長は、今後どのように考えているのか。また、地元の区民との11月22日に意見交換をしたということがありました。その中でどのような意見があったのかを伺いたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では、同病院跡地の取得を断念後、津波浸水区域であることの重要性を踏まえ、土地取得及びこれら関連する再開発などは多額の財政負担が想定されることなども熟慮した中で、跡地の利活用計画などは検討しておりません。

これまでの地域要望を踏まえ、まずは下田メディカルセンターに移転後、10年間何もしないで放置されてきた既存建物の解体を、一刻も早く一部事務組合の責任において実施することを強く要望し、2か年を要する解体期間中に、組合構成市町による跡地活用を検討するよう強く主張してまいりたいと考えております。

11月22日、湊区コミュニティーセンターで開催しました意見交換会では、湊区民からは立体駐車場ですとか、それからアクティビティ施設、それから様々なスポーツグラウンドをはじめ、できれば湊区としても観光をはじめ、子供達も遊べるようなそんな施設がいいよという声があったかなというふうに記憶しています。全てのやつはちょっと部屋に帰らないと分からないですけども、いろいろなことが意見が出ました。

ただ、その中でいろんな私もお話をさせてもらう中では皆さんも町の方針というか、考えもご理解いただいたというところも受けておりますので、今後、やはりどのように土地が町で取得するのか、取得できないのかということから、取得した場合にはどういうことを進めていくというのは、当然湊区の皆さんにもご意見を聞きながら進めたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 今後のことはまたよろしく願いをいたしたいと思います。

9月26日、静岡新聞に、この新聞なんですが、跡地活用民間募集とありました。内容は、南伊豆の旧共立病院跡地活用、民間募集へということに新聞ではありました。その内容は、南伊豆町の旧共立病院跡地活用、民間募集へ、賀茂6市町で組織する公立病院下田メディカルセンター、下田市の一部事務組合は25日までにセンターの前身、共立湊病院の跡地活用策を民間から募る方針を固めた。

関係者によると、事業者から直接意見を聴取するサウンディング型で活用策を募集する。有用な意見があれば実施を検討する。周辺には弓ヶ浜海水浴場などがあり、海岸に近いために公園や自然体験などの周辺の環境に合わせた活用を期待する声がある。建物は、病院機能を下田に移転した2012年以降使われていない。土地も組合の所有で広さ約4万平方メートル、このうち半分の2万平方メートルほどの利活用を想定していると見られる。既に組合の22年補正予算に、建物解体の実施設計費が計上されて、23年、24年度の2か年で解体する予定。ただ、提案内容によっては、民間による解体が行なわれる可能性もあり、利用形態によって手法は流動的という。跡地は、かつて南伊豆町が周辺一帯に移住定住や産業振興の拠点を整備する計画が持ち上がったこともあった。

岡部克仁南伊豆町長は、どのような提案があるかは不透明だが、長期的な視野で町民のためになる内容であってほしいと話したとありました。また、本日、静岡新聞には、南伊豆町の旧湊病院跡地、実現性のある案が得られるとありました。この新聞であります。今日の静岡新聞であります。その内容は、実現性のある案得られず。賀茂6市町で組織する公立病院下田メディカルセンター（下田市）の一部事務組合が同センター前身の共立湊病院（南伊豆町）の跡地活用策の提案を呼びかけたものの、期限までに実現性のある意見を得られなかったことが28日までの関係者への取材で分かったと。活用策は、事業者から直接意見を聴取するサウンディング型で募集。関係者によると県外2事業者から関心が寄せられたが、4億円程度と見られる解体費などの負担割合などをめぐり、組合は採算性を得られるような内容ではないと判断した模様。

跡地利活用をめぐるっては、同町議会が7日臨時会で公有地として保全を求める議員発議の意見書を可決した。組合関係者は、公有地として活用するならば南伊豆町に主導してもらえないのではないかと指摘する。

建物は、病院機能を下田に移転した2012年以降使われていない。構成自治体のある幹部は、津波浸水想定区域への立地が最大の難点であり、今後は見通せない。箱物の整備は難しいだろうと明かしたと、このように新聞に載っておりました。

このような内容は、一部事務組合の議員は誰にも知らされておられません。組合議会の中でも跡地の議論がありました。一部の議員は、南伊豆町に跡地を譲ったらという意見もあり、またその反対意見もありました。

病院議会で議論のある中で、このような問題がなぜ先行して新聞に掲載されたのか、その点を伺います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

9月21日に開催された一部事務組合の運営会議で、サウンディング型市場調査の提案があり、組管理者の意向もあり、実施することが了承されました。

その後、11月4日に開催された運営会議では、2社からエントリーの申入れがあったとの報告はありましたが、10月28日までに実施するとされていた事業者との個別対話については、実施期間が限られているため実施せず、結果概要が公表される予定です。今後、公表される予定です。2社の提案内容は、1社が自然環境利用事業で、もう1社は検討中となっております。

以上です。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 私は、正直言いまして組合の議員であります。そして、ここに同じ組合の中の議長もおります。こういうやはりまだ組合議会の中の議員の中でもやはりいろんな意見があるということ。その中でこういう問題というのは、やはり議員にある程度は示されてもいいんじゃないかなと私は思うんですが、その点、町長はどのように思いますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね。

これは私どもが報告を受けたときに、議会に報告する案件ではないというふうに私は聞きました。

しかしながら、議会に報告する案件ではなくても議会に話してもいいのかなというふうに思ったんですけれども、進め方としてそういう声が聞いたので、そういう議会報告しなくて

いいのという形でみんなが了承したという形。

あと、じゃ、補足を担当課長のほうから。

○議長（谷 正君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

組合議会に説明する判断というのは、やはり管理者及び組合事務局で判断した結果だと思っております。私も町長と一緒に運営会議に出席させていただきましたけれども、そこら辺については首長から疑問の声は出ましたけれども、最終的にはそちら一部事務組合の判断ということと理解しております。

以上です。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） そういうことでもやはり一部事務組合の議員が中でやはり論議をしているんですね。結局、南伊豆町に安くてもいいから土地は譲ったほうがいいんじゃないかという一部の議員もおりました。そしてまた、それは全然駄目だよという真反対の意見もあります。やはり議員が私たち一部事務組合員に携わっている議員におきましたら、やっぱり幾らかこういう問題点というのは報告があってもいいんじゃないかな、こういう方向で今動きますよとか、こういう方法もどうでしょうかというような意見が私は議員の皆さんにあるのが本当ではないのかと思うんですが、その点はどう、町長。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

私は、今議員のおっしゃる考え方と相違はないというところですけども、地元の意見をということも管理者のほうからありまして、それより先にまず議会との意見交換というか、報告をした中でというのが、私は順序としては正しかったのかなと思うんですけども、今課長が答弁したとおり、管理者とそれから事務局のほうで議会案件ではないということなので、それでやるということですから。もともとがそのサウンディングがどれだけ必要なのというところが大きな問題だったんですけども、これを管理者がどうしてもこういう形でやるということですので、やって、そういう結果そういうことですので、それを私たちはそれなりに重くというか、このサウンディング、それからその結果については重く受け止めているというところですよ。

以上です。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 今後は、正直言いまして、やはり組合議員に少しでも今度はこういう方向で行きますよとか、そういうものがやっぱり知らせてほしいと思います。ここに、私の後ろにはやっぱり同僚議員の一部事務組合の議長がおります。やはり最低でも議長にはその程度の報告があってもいいんじゃないかなと、私は思います。

それから、議長からやはり、おい、こういう意見があった、どうだというのがやはり他市町の議員さんにも必要ではないかなと思います。今後はその点はよろしくお願いを申し上げます。

私のところにも、その湊病院のそのことでいろいろなことが耳に入っています。解体しないでそのまま売ったらいいんじゃないかなとか、誰々が買いにきたとかというようなのもあります。

ですけれども、この新聞によりますと半分の、要するに利活用みたいなことも書いてありました。半分の利活用ということでは、今後、やはりいろんな問題が出てくるのではないかと思います。やはり全体のことを考えながらそれは進めていってもらいたいなど、私は思っております。これは首長会議でもよろしくお願いをしたい、このように思っております。どうでしょうか、その点は。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 4万平米の半分の2万平米を今回売却するという事です。もともとの2万平米という売らない部分は、なぎさ園とかが建っている部分ですので、そっちは今売れないんで、当然ですけれども、売れるところは解体する部分と、こちらの今まで駐車場だった部分と、それから看護師宿舎とかあったところを売るということで、看護師宿舎は違うね。あそこは別。ごめんなさい、そこまで含めてということです。

以上です。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） どうであれ、やっぱり全体的な事を考えながら今後は進めていってもらいたいと思います。

これに、これというか、これに踏まえてこの間、私たちが臨時議会で結局意見書を提出しました。この事に関しまして町長はどのように思っておりますでしょうか。その点もちょっと伺いたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

提出された意見書については、本議会の総意でありますので重く受け止め、尊重することは言うまでもなく、12月中に運営会議が開催される予定となっておりますので、その旨を報告するつもりであります。

また、本議会から病院組合議会に選出されている議員もおられますので、同議会に対し、意見書の趣旨についてご説明いただくようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） このことに関しましては、正直言いまして、もう一度首長会議で南伊豆町の意見、そしてある程度、やはりこの後ろにおられます皆さんの議員の意向でありますので、これもやはり首長会議でよろしく伝えておいてください。お願いをいたします。

次に、水道会計が企業会計に移行ということで伺います。

簡易水道が町に移行されますと、広い町でありますので、負担は相当に大きい、大変なものになると思うんですが、この点を伺いたいと思います。

また、大切なライフラインであります。さきの水害では、雲見や静岡市の清水地区など、大きな被害がありました。ライフラインを守るためには、現在の人員体制では対処できないのではないかと思いますので、この点はどのように考えておりますか、伺いたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本定例会において上程する南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定において、海岸9地区の簡易水道の料金を計量制としたいもので、現行の上水道区域内の利用者と同一料金としたいものであります。

現在、令和5年度からの簡易水道の正式統合に向けて固定資産台帳整備が整い、上水道と

簡易水道が統合された当初予算編成に取り組んでおりますが、今後に向けては、令和5年度の決算状況を分析しながら、令和6年度以降に、経営戦略及び水道ビジョンの見直しを図り、計画的な施設整備と合わせ、総務省派遣アドバイザーのご意見も伺いながら、公営企業としての経営的観点を踏まえた事業運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 今、私は思うんですけども、この簡易水道がやはり町に併合されるということは、人員的にこれでやっていけるのかなと。今の要するに人員体制でやっていけるのかなと、この点はどのように考えていますか。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

今現在の上水道を管理の上で、上下水道係5名の体制で運営しております。その中で委託会社としてフューチャーイン、あと元の水道課のほうの運営としまして実質水道課の施設の管理、あと貯水池の塩素の管理とかですね、そちらをウォーターエージェンシーという会社が受け持っております。ですので、今現在の職員は5名なんですけれども、委託に関する業務がありますので、昔と比べて人数は少ないんですけども、運営している状態であります。

9地区の簡易水道が統合されることによって、また、そのウォーターエージェンシーと協議をして、9地区の簡易水道の管理についても今、令和5年度の予算を計上しているところであります。フューチャーインに関しましても、そちらも計上しているところであります。

今、水道事業だけでなく、漁業集落排水3地区の施設、また公共下水道の施設もうちの係で、上下水道係として5名で運営している中であります。

そういった中で先日の総務課の、総務課長からもあるかもしれないですけども、係の再編ということでお願いをしてあるところでございます。係の再編については、ちょっと総務課長のほうからお願いします。

○議長（谷 正君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

水道の9簡水を統合するということと、あと公共下水道、そして漁排の関係が公営企業法の全適化になります関係で、今係のほうを生活環境課のほうでこれらを所管するのは上下水

道係が所管しておりますが、こちらのほうを上下水道経営係、そして上下水道整備係の2係体制として係長を1名つけまして新年度から事業を行っていかうかと、今考えております。

以上でございます。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 今後、結局その体制が多くなるということは、私は今、簡水と上水、結局料金は変わらないよというような意見がありましたけれども、これに対しまして今後料金がどのように変わってくるのか、その点はちょっと伺っておきたいと思うんですがどうでしょうか。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

今現在の9地区の簡易水道につきましては、それぞれ料金が違っております。そこを今現在の上水道の単価に合わせるという形で今回の条例の上程をさせていただいております。

そういった中で試算したところによりますと、現在、簡易水道のほうは、大体平均一般的な家庭で3名、3人の一般家庭の1か月の平均の水道料金が使用量が23立米ぐらい使ったとして、上水道のほうは税込みで4,356円となっております。そちらが今までですと9地区のほうはかなり安い状況になっておりましたので、上水道になるとその形で料金を徴収させていただくという形になります。

ちなみに、差額として大きいところでいいますと、伊浜地区は定量制でありましたので、かなり差額があるという形で認識しております。

以上です。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 分かりました。やはりライフライン、水は大切なものでございますので、町全体が同じような体系で動いていてもらいたいと思います。また、それに伴いまして、結局、現在、大師ダムが水道会計の中に移行されていますよね。一般会計からも負担が出ております。

この中で、この9月7日の新聞で、結局、下田土木事務所が6日に南伊豆町の青野大師ダムでダムの教室を開いたと。南伊豆東小学校3年生、4年生と南上の小学校2年生が参加して、ダムの仕組みや役割を学んだと。座学では、職員がクイズを交えて大きさや高さを説明

し、水道に使う水をため、ひでりが続いても川がかれないようにしていますと、役割を説明したと。2007年から毎年開催している教室で、豪雨災害についても学んでもらうことが狙いとありました。

現在、水道、この大師ダムは水道の水は利用しておりませんよね。そこで、私は結局、今水道会計というのは相当逼迫してます。ですから、この維持管理費なども水道会計から出てるんですよね。ですから、これを町の予算は同じなんでしょうけれども、どうでしょうか、防災のほうに移行してもらえそうな考え方はないのかということ、町長、その点はどうでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

静岡県に対する青野大師ダム管理に関する負担金については、静岡県と南伊豆町水道事業者との間で、平成18年8月31日締結の青野大師ダム管理に関する協定書に基づいて負担が求められているものであります。

同協定においては、共同施設の持分割合が設定されており、河川管理者である静岡県が94.5%、水利権者である水道事業者・南伊豆町が5.5%とされており、この割合で当該施設の改良工事費や維持管理費に対し負担するもので、令和3年度においては、水道事業から1,730万円を負担しております。

このようなことから、令和4年度からは、静岡県と水道事業者の持分割合を、住民の生活安全確保と水利権の割合に当てはめ、県への負担額の94.5%を一般会計からの繰入れとすることで、水道事業会計の負担軽減を図っているところであります。

以上です。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） この企業会計というのは、私たちから言いますと、結局、本来ならば企業会計ですから赤字が出るということはまずいというのが本来のものだと思います。結局、現在、水道会計には一般会計からの補填があり、そういう面においてやはり水道会計から外してしまったらと私は考えているんですけれども、そういうことはできないでしょうか。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

過去の生活環境課長もずっと要望しているところなんですけれども、毎年行われる県の土木事務所の主催の円卓会議においても、毎年そのことはお伝えして、負担金についての要望は出してあります。ただ、この18年の協定書に基づいて今負担金が払われている状態と、建設当時のそういう協定がありまして、それに基づいた負担金となっておりますので、これは変えられないということで、静岡県からは回答をいただいているところであります。

以上です。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） お金の出どころは町から出ているんですから、それは何とも言い難い。ですけれども、水道からするとやはりこれが大分大きなネックになっているのではないかなと私は思っておりますので、その点もやっぱり今後考えて、要望をしていってほしいと思っています。

この件に関しましては、これで終わります。

次に、耕作放棄地が観光に与える問題点ということで伺います。

この間、ちょっと私に観光客の一人が伊豆の自然や風光明媚を求めてきたのに、セイタカアワダチソウ、別名、ブタクサですね、至るところに生えていてびっくりしたということ伺いました。アレルギーがあるので悲しかったと言われました。何とかならないのですかねと言われまして、考えてみますと、昨年より今年はまた大分増えているところが多く見られます。道路の舗装とコンクリートの間にも生えております。耕作放棄地などを見ますと、大分もうこれ私の地元でありますけれども、青市の野辺の周辺、今後、埋立てをする予定にありますけれども、2年間田んぼを作らなかつたために、今はもう全部ぎっしり、本当に見るからにブタクサの林であります。

町として今後このようなところに関しましては、どのような対策を考えているのかを伺いたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えします。

耕作放棄地の荒廃問題は、本町のみならず全国的な課題であり、少子高齢化による担い手不足や急速な過疎化に起因する中で、食料需給率の低下といった極めて深刻な社会問題でもあります。

また、観光面も含めた景観の阻害や、有害鳥獣の生息地化、防火防犯など、様々な面で悪影響を及ぼしております。

このような中で、本町ではイベント等の開催に際して見苦しさや危険が感じられる場合は、事前に所有者の了解を得て草刈りや枝払いなども実施しておりますが、個々の法的な権利関係や財政面での課題も大きく、必ずしも満足していただける状況にはなっておりません。

先ほども触れましたが、全国的の過疎化が進む小規模自治体では喫緊の課題でもありますので、これら課題の解決に向けて、県・国での対策強化策を推進するよう根気強く要望していくとともに、一義的には、土地所有者に適正なる管理を履行するよう周知・徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 本当にこの問題はいろいろなあれがあると思いますけれども、私が見ますのには、今一生懸命青野川の堤防敷刈っております。ですけれども、一番の縁まで刈ってほしい。その点が考えているのか。防波堤の上からへりまで刈っていますよね。その間にまたずっと青野川の縁がそのブタクサで覆われている。そしてまた堤防敷の内側も刈っていないために生えているということがありますので、やはりこれはぜひともやっぱり考えていってほしいと思います。

そして、私もこのブタクサは、相当厄介なものでありまして、一度刈ってもまたすぐに芽が生えてくるんです。これ私も経験がありますけれども、一度刈ったものに対して少し芽が出たところで除草剤を散布するというと、それが1回や2回では駄目なんですね。強く倍率を上げてから3回ぐらいかけないとなかなか根まで絶えません。そういう点も踏まえながらお願いしたいと思います。

また、この現在、今、ちょうど黄色から綿毛の季節になりまして、これが飛んでいきますと、町全体がブタクサに覆われるんじゃないかなという危惧もしております。ですから、なるべくこの点も考えながら、やはり町のイメージとしても環境に大きな影響が出るんじゃないかなと思いますので、ぜひとも町民の皆さんにお願いをして、減らしていくことを考えてください。

観光客や町の人がすばらしいと思える景色にしていくことをお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷 正君） 長田美喜彦君の質問を終わります。

ここで昼食のため13時まで休憩いたします。

午後の会議は13時から再開いたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開します。

質問、2番議員の宮田和彦議員なのですが、その前に9番議員の漆田議員から申出がありまして、ご家族の関係で急用ができましたものですから、午後から急遽議事を欠席させていただきますということがございましたので、許可いたしましたことをご報告申し上げます。

◇ 宮 田 和 彦 君

○議長（谷 正君） それでは、2番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 2番、宮田です。

通告書に従い、質問させていただきます。同僚議員と同様な質問がありましても、答弁のほうよろしくお願ひ申し上げます。

新型コロナウイルスの第8波が年末年始にかけて猛威を振ると、そういう報道がなされております。これが来ますと、また町の経済も厳しくなるのかなと。また、国内景気の先行きについては、ウィズ・コロナの新たな段階への移行が進まれている中で各種政策の効果もあり、景気が持ち直していくことが期待されますが、ロシアのウクライナ侵略に端を発する世界的な物価変動や米国の金融引締めによる急速な円安等を背景とした海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等に十分注意する必要があります。

国の予算編成では、令和5年度ですね、骨太の方針2022及び骨太の方針2021の枠組みの下、

経済財政一体改革を着実に推進しつつ、重要な政策の選択肢を狭めることなく歳出全般にわたり施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除し、予算の中身を大胆に重点化するとしております。

また、地方の一般財源総額については、国の地方財政収支の仮試算によると、令和4年度の地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保するとしております。

しかしながら、団塊世代が75歳以上の高齢者になることによる社会保障関係費の伸びや、防衛費、防災、減災、国土強靱化の推進等による公債費の増嵩など、財政需要はさらに増大する見込みであり、今後の地方財政は予断を許さない状況にあります。

このように地方財政をめぐる状況は大変厳しいですが、当初予算については町政停滞を招くことのないよう、新型コロナウイルス感染症対策や観光対策、経済対策、防災・減災対策、子ども子育て支援をはじめ、先端技術等の活用による地域課題解決など、社会情勢の変化に合わせる必要があるのではないでしょうか。また、近々の政策課題については、必要に応じて対応する、こうした考え方にに基づき当初予算編成に当たっていくことが大切ではないかと思えます。

それで、質問なんですけれども、この令和5年度当初予算についてということで、新年度の当初予算の編成は、町長の政策と相まって、何を柱に重点に考えているのかお聞きしたいと思えます。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和5年度の歳出予算は、コロナ禍により抑制されていたイベント開催経費や、その関連需用費がウィズ・コロナ社会への移行により復活する見込みであること、原油価格の高騰による光熱水費や燃料費の増加、物価高騰による資材の値上げによる工事請負費の増加が見込まれること、平成27年度以来、健康福祉センターや子育て支援センター棟整備などの大型事業の財源として発行した町債の償還がピークを迎えるため、公債費が大幅に増加すること、接続率の低迷や、区域内人口の減少、公営企業法の全部適用化に伴い、公共下水道事業に対する一般会計繰出金が増加することなどにより、令和4年度に比べて経常経費の大幅な増額は避けられそうになく、要求される事業の全てを実施することは困難であります。

このような状況下において、令和5年度は補助金等の特定財源を伴わない町単独事業についても公益上の必要性に留意するとともに、先進事例を研究・追求し、手法などの見直しを

行う必要があることから、予算編成の柱となる規模の地方単独事業を実施することは難しく、第6次南伊豆町総合計画に掲げた基本的には各施策の具現化に粛々と努める年になると考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 去年とちょっと違って縮小されるということによろしいでしょうか。

それとイベント等、そういうものに使われるということで、今までのイベントはいろいろあるんですけども、平成4年度のイベント等の、何ていうんですかね、伊勢海老まつりとかそういう類いのものがありますけれども、それに準じたことと考えてよろしいでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

安定した住民サービスを提供するためには、より多くの財源確保が何より重要であり、歳入総額に占める依存財源の割合が7割近くに上る本町においては、国・県支出金は欠かすことのない大きな財源であります。

私は、10月13日に実施した当初予算編成方針示達において、職員に対し3つのことをお願いいたしました。

1つ目は、国及び県の予算編成や補助制度の動向を把握し、新設の補助はもとより、補助制度の変更にも的確に対応し、補助対象となるものは必ず活用すること。

2つ目は、新型コロナウイルス感染症対策のための補助制度の創設や、補助メニューの増加、拡充については全庁的に情報を共有し活用すること。

3つ目は、政策立案の段階から他自治体等の補助制度の活用事例について情報収集するなど、補助制度の活用した事業手法を選択し、予算要求に反映させることであります。

令和5年度当初予算については、現在、各所属において編成中ではありますが、国・県の動向を十分に注視し、予算計上時期を逸することがないように、的確に対応してまいります。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） この新型コロナウイルス感染症対策、この長期化がずっともう2年、

3年ですか、目に入りましたけれども、見込まれており、町税、この収入に対しても大変な落込みが予想されます。財政基盤のこの脆弱な我が町においては、今後の財政運営に支障が生じることがないように、地方財源の充実確保が必須、必要だと思います。

県のほうでも、ちょっと調べてみたんですけども、クラウドファンディングというものを活用することも含めて事業の趣旨に賛同する人からの寄附を募るということもやりますよということでございましたので、積極的な寄附金の確保に努められてはいかがでしょうかと思います。これは意見として聞いておいていただければありがたいかなと思います。

それでは、次の弓ヶ浜砂浜減少対策の要望活動ということで質問させていただきます。

平成24年度、独立行政法人港湾・航空技術研究所、沿岸環境研究領域、沿岸土砂管理研究チームに海岸浸食の調査方法及び対策を依頼した結果、24年12月に報告書が提出されました。その中で弓ヶ浜全体で汀線測量を台風の前に行い、高波浪時、高い波のときに砂浜の地形変化及びその回復状況を把握すること。青野川河口を含む湾口部から湾内の範囲で深浅測量を年1回程度行い、水深の深い場所での地形変化についても把握すること、併せて底質粒径の調査を河口、湾中央、底浅部で行い、湾内の粒径分布を把握することが考えられると報告がありました。

今まで私は何回も弓ヶ浜等々の質問をしてまいりました。今までの弓ヶ浜、砂浜減少対策等の質問にこの関係機関に要望していくと前にも町長の答弁がありましたが、各機関へ具体的にどのような要望活動を行ってきたのか、またそれを踏まえた今後の要望活動はどのように行っていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

弓ヶ浜の砂浜減少対策については、令和3年12月定例会でも議員からご指摘いただいたところではありますが、地球規模での温暖化現象から海水面の上昇や、異常気象に伴う大規模な台風被害などの影響を受けて沿岸部や砂浜などで浸食被害が拡大しているものと認識しております。

このことから、砂浜の減少を抑えるためだけでなく、単純に養浜や護岸のかさ上げといった対策のみでは、抜本的な解決には至らないものと考えておりますが、海岸部に居住する方々や、我が町の貴重な観光資源でもあることから、極めて深刻な状況であると捉えております。

このため、機会あるごとに所管する下田土木事務所と協議し、現状確認と情報共有に務め、相互の連携を密にしながら、適切な対応をお願いしているところであります。

有効な対策としては、養浜や護岸整備といった対処法によるものが主流のようでありますので、県町長会も含め同じ課題を共有する海岸部の各首長とも連携を図りながら、陳情活動を推進するとともに、賀茂地域においても同様でありますので、地元選出の県議会議員や国会議員のご支援を賜りながら県・国に働きかけてまいりたいと考えております。機会を捉え、本議会にご同行いただくこともあろうかと思っておりますので、その節はよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 私もこの間、港湾課というところに行きまして、いろいろお話を聞いてきました。そこの担当課の方にどのようになっているんですかということでお話をしたところ、3年に1回ですか、3年に1回、今、汀線等調査を行っておりますということでございました。その町のほうで陳情に来ていますかねということを知ったら、時々いらっしゃっていますよということを知りましたので安心しました。

また、今後、先ほど町長がおっしゃったように地元もそうですし、私も一緒に参りますので、行軍して、連携をとってひとつその弓ヶ浜、町の顔・宝ですので、ひとつご協力のほどお願ひしたいと思ひます。

それでは、次にまいります。

旧共立病院解体後の跡地についてということで質問させていただきます。

町議会で11月7日、旧共立病院跡地に関する意見書を提出いたしました。また、22日には、湊コミュニティーセンターで町長と語る会ですね、未来を語る会ということで私も出席させていただきました。

区長からは、湊病院は、旧海軍病院から国立、共立、そして平成24年に下田市に移転するまで区民にとって非常に関わりの強い施設であった。また、区民の一人からは、もともとは祖先が住んでいた土地を海軍病院建設のために、土地を接収された湊の先人の方々の気持ちを酌んでほしいと、そういうことを一部組合のほうに伝えてほしいという要望がありました。それは町長もご存じかと思ひます。

また、跡地の今後について多数の意見、要望をいただきました。先ほど、おっしゃって

ましたけれども、立体駐車場を建設することにより、夏の駐車場対策、津波、水害等の避難場所になるのではないかと、またスポーツ公園とかグランピング、バーベキュー場所ではどうかと。静岡の牧之原のようなウエーブプール、波があってサーフィンができるということでございます。そういうのではどうか。また、漁業関係者からは魚介類の養殖してはいかがでしょうかという話もありました。また、クラウドファンディングを活用しては。外国に、外国人といいましょうかね、に買われないように等々いろんな要望が出されておりました。

令和5、6年度で解体が予定される旧共立湊病院跡地の管理者や各首長へのこの土地の取得の働きかけはどのようになっているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほども同様のご質問がありまして、それにもお答えさせていただきましたが、現在、本町では当該跡地の利用計画は検討しておりません。同時に、現状において土地取得についても検討していないというのが現状の状況でございます。そのために、まだ土地取得に関しての各首長への働きかけというのも正式にというか、形としてはまだまだ行っていないところでございます。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 町としてその考えは今のところないということでございますね。

それでは、昨年12月議会、これですけれども、その中で同僚議員が質問の中で、そうですね、地元湊区と、町長はこういうふうにおっしゃったんですけれども、地元湊区と連携しながら病院組合に働きかけていきたいと、こういう答弁したんですよ。その地元の湊との連携、また協議の進捗状況はどのようになっているんでしょうか。また、この間の22日、あれが初めての話し合いになるんでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先般11月22日に、湊地区において町長と未来を語ろうを実施し、その中で旧病院跡地についてのお話をさせていただきました。様々なご意見をいただきました。

これら内容については、先ほど答弁したとおりでございますが、今、同席されていた宮田議員のほうが細かくご報告いただきましてありがとうございます。ということでございます。

今回、湊区の皆さんとお話ししたというのは、22日が初めてです。その以前に、管理者のほうからも地元の意見をということでお話がありましたので、夏の後半に区長様と、それから区長代理と少しお話をして、いや、これはもうちょっと区民を集めて話をしようじゃないかということで11月22日に至ったというところでございます。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 要するに、5年度、6年度にかけて、解体するということは決まっているわけじゃないですか。その2年間のうちでまた地元と接触して、協議等々というのは考へにはありますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まず、順序的に申し上げますと、まずうちがその土地を取得するかというところが一番大きいかと思えます。そのためには一部事務組合として、先ほどの議員のお話にもありましたように、南伊豆に連れてやってもいいじゃないかと言っている方もいらっしゃるというお話もありました。

本当にただで頂けるのか、それとも安価で購入するのか、それとも言われている評価額で購入するかということになるところは、まず最初の協議しなくてはいけないところかなというふうに思います。これはまた12月に運営委員会がありますので、その辺の話も少しずつしながら、最終的にはこの2年間で購入するかしないかを決めるのと同時に、当然ですけども、跡地を何にするかというのが大変これ重要になってきます。購入したけれども、ずっとそのまま置いておいて、頂いたにしても町のものにしても、ずっとあのままにしたらやはり鳥獣害のイノシシですとか、かなり姿を見かけるという、現在でも見かけるというふうに聞きます。そして、草刈りとか様々な維持管理に年間数百万かかるというふうに予測されていますので、ちょっと跡地計画もセットにしないといけないというふうに思いますので、その辺のところはこの2年間でしっかりと形をつくりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 今町長、イノシシ等出ているというお話で、湊区のほうから区長からこういうお話があったと思うんですよ。一部組合に草刈りをお願いしても、何らその草刈りもしてくれなかったと。今じゃもうイノシシがあそこに、跡地に定住じゃないですけども、巣を作って、そこから区の中へ入ってきて、野菜等を食べていると、そういう被害があるということでしたよね、たしか。そのことも今後機会があるたびに一組のほうへお願いして、草刈りのほうをお願いしたいと思います。

それと土地の件なんですけれども、今後2万平米ですか、2万平米、これからああいう土地、一等地ですか、出ることはそうそうないと思うんですよ、私からすれば。そういうことをまず区内でもいろいろとお話ししてこなかったということですけども、まず最初に、じゃ、10年後、20年後どうしようかと。あの土地を生かして何かないものかと。町のために少しでも貢献できるものはないものかということを考えていただければ幸いかと思います。

私は、もし仮にですよ、仮に第三者が買って、それを転売転売でいくと、先ほど加畑議員が言いましたけれども、もう手の打ちようがないです、これは。手が打ちようがなかったらもう湊区もそうですけれども、南伊豆町、町ももう手が出せませんので、また次の世代、10年、20年後の世代が何だよと。あのとき南伊豆で押さえていてくれればということにならないように、ひとつお願いしておきたいと思います。

次に参りたいと思います。高齢者が地域で安心して暮らせるまちへということで最後の質問になりますけれども、高齢者が地域で安心して暮らし続けていけるまちとなるよう、関連する施策や事業を展開し、関係機関とも連携した支援体制をどのように図っていくのかということをお聞きしたいと思いますけれども、まず初めに、高齢者・要介護者数の需要に対する介護・療養施設の数と施設就労人数の供給について、この人数について不足はないんでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームが2施設140床のほか、介護老人保健施設が80床整備されており、介護保険制度を利用した施設サービスは近隣市町と比較し充実していると考えられております。

また、施設就労人数では、令和3年4月1日時点で139人であり、現時点で介護人材の不足ではありませんが、昨年9月に実施したアンケートによりますと、今後5年先を考えたときに「大いに不足している」が18.2%、「不足している」が18.2%、「やや不足している」が36.4%と、7割が介護人材不足の不安があることが分かっております。

本年度は、第9期介護保険事業計画の策定に向けて調査を実施する年であり、町内の介護事業所の介護人材の実態把握に努めるとともに、町内に就労する介護職員の確保のために、介護職員研修の受講費助成の対象者枠拡大など、さらなる充実を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 私ね、このハローワークの求人とかあるじゃないですか、ハローワークの求人とか、新聞の広告欄、こういうものを見ますと、介護・看護職員募集や求人広告、これが結構頻繁に出てくるんですよ。もう人が定着しないことの裏づけではないかと。また、介護業界で介護の3Kというのをよく聞きますか、3K。きつい、汚い、危険、これの頭文字、これを取って3Kと言いますが、昨今ですよ、昨今では給料が安い、臭いが加わって5Kになっています。そして、休暇が取れない、婚期が遅れる、これを加えて7Kになっていると。要するに、仕事が過酷な割には評価が低い。国や各関係団体に強く処遇の改善、これを要望していかなければならないと思うんですよ。

それで、先ほど町長もおっしゃったけれども、7割が人材に不安を持っているということですので、ぜひこの労働環境の改善、また待遇を国、各関係団体に要望していただければありがたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（谷 正君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えします。

国のほうでもこの介護人材の職員のQOLを上げるために、各事業所のほうには通達であるとか、優遇ですね、今回コロナウイルスの関係におきましても処遇改善ということで1人当たりの月給ですね、を引き上げるなど、そういう通達などを送って処遇改善をしているところでもあります。

当町におきましては、先ほども申しましたように、現在、1年から3年の就労をしている方が非常に辞めやすいということで、ご家庭の事情だとかそういうのが主なものになりますが、あとは割と若い方ではなくて高齢の方がやっているということもあって、なかなか人材

が増えていかないという中では、今現況では何とか各事業所のほうはやりくりをしているという状況です。確かに議員言われるように、介護職のQOL自体があまり高くないということは全国的にもそうですが、国もそういう給付については、そういう処置を通知をしてやっていくところでございます。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 通知というのは、ちょっと調べたんですけれども、毎月9,000円の件と思うんですけれども、それを増やしますよということなんですけれども、かなりの重労働ですからね。私思うんですよ、毎日起こしたり、それからおむつを取り替えたり等々結構ハードな仕事ですので、今後も国のほうへできるだけそういう処遇を改善されるようお願いしたいと思います。

次に参ります。（2）ですね。施設待機者、施設利用待機者の支援・対策はあるかということでお聞きします。

この施設に入れない高齢者、要3、4、5ですか、を自宅で介護しているために転職とか離職する人が増加傾向にあると。私の周りでもそういう方がいらっしゃいました。施設利用待機者に対する支援はあるのかということでお聞きするんですけれども、介護のために離職をしてしまうと、経済的負担や精神的負担が大変重くのしかかってくる。労働力の不足している今ですよ、日本において介護離職のデメリットは本人だけではないんです。社会的にもそうです。企業にもそうです。そういう面が見られますけれども、この施設利用待機者のこの支援、対策というものはどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

介護老人福祉施設、特別養護老人ホームへの入所待機者は、令和4年4月1日現在で50人ありますが、その中でも在宅生活が困難な方の多くは、介護老人保健施設や介護医療院、ショートステイなど、他の介護施設を活用しながら入所に向けて待機されております。

また、介護者の転職・離職については、令和2年度に行った調査で「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」という回答が93.4%を占めており、多くの家庭では介護サービスを利用しながら家族が就労を継続しているケースが大半であることから、引き続きご本人の意向及び家族の事情等により、離職することなく介護負担が軽減できるよう、ケアマネジ

ヤー等との連携を図りながら、サービス利用が切れ間なく円滑に進むよう個別ケースに対応したサービス提供に努めてまいります。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 私の周りにいた人は、お母さんが痴呆になりまして、施設に行かないかと息子さんから言われても嫌だと。環境変わるのが大変、何ていうのかな、嫌がって家にいるということで、要するに会社、正社員だったんですけれども、その方は。だけれども、正社員を辞めてパートになって、介護を、お母さんの介護をしたという人でした。

また、お母さんがこの間亡くなったんですけれども、会社のほうで戻ってこないかという話があったんですけれども、やっぱり2年か3年あったのかな。その期間でやっぱり人間関係ですよ、いろいろ新しい人等もう変わっていますので、その仕事場の環境が変わったということで遠慮しておくということでしたので、大変有能な方でしたけれども復帰というんですか、それができなかつた、大変残念に思うんですけれども、そういうものがないように、できれば南伊豆の方ですんで、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

次に参ります。この町として老老介護と独居老人への支援・対策はあるのかということでお聞きしたいと思います。

老老介護とは、65歳以上の高齢者を65歳以上の高齢者が介護している状態を指します。例えば、65歳以上の夫を65歳以上の妻が介護している、65歳以上の親を65歳以上の子供が介護しているといったケースのことです。若い家族がいない、施設に入居するお金がない等々様々な事情で老老介護をしている世帯が増えていると聞いております。町として、この老老介護と独居老人の対策、これはどのようになっているのでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和4年4月1日現在で、高齢者独居世帯が1,189世帯で30.5%、高齢者夫婦のみ世帯が619世帯で15.9%、その他の高齢者のみ世帯が96世帯で2.5%であり、町内全体の48.8%が高齢者のみの世帯となっております。

また、ここ数年、高齢者の引きこもりに関する社会問題として8050問題などもメディアに取り上げられており、親子共倒れの悲劇を生まないためにも対策は必須であります。

現在、独居世帯に限らず高齢者世帯への支援として民生委員の巡回訪問や、地域包括支援センターでの包括的な相談の受け止め、見守りネットワークの構築等による見守りの強化のほか、配食サービスの対象者に日中独居等を加えるなど、複雑化・複合化した課題を適切な支援につなげるため様々な施策を展開しております。

引き続き、「地域全体で支えあい、高齢者が自分らしく暮らし続けることができるまち」とするスローガンを念頭に、各種ケースに対応した相談事業・サービス事業を推進してまいります。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 最新ですね、今町長言われたこの独り暮らしの世帯1,189、私の持っている資料ではちょっと古いんですけども令和3年3月で1,110ということは、79世帯増えているということになりますし、夫婦のみの世帯でお年寄りが619ですか、これ17世帯増えているということで、何ていうんですか、若い者が出る。また一緒に暮らさないとか、そういう世帯も出ているということも聞いております。約50%も、48.8%、約50%、半分がもう高齢者世帯ですよということでございますので、その隣の人達が見守りですか、そういうことも必要不可欠と思います。

要するに、現在、夫婦のみで暮らす高齢者や独り暮らしの高齢者も増えているということで、また未婚の子と親によって構成される世帯が現在増加していると。生涯未婚率の増加と平均寿命の延伸を考えると、今後ですよ、未婚の65歳以上の子と85歳以上の超高齢者の親で構成される老老世帯も増加すると考えられます。

先ほど、南伊豆の人口の件で、人口の件というよりも、老人の高齢者の推移をおっしゃっていましたがけれども、西伊豆町、川根本町、松崎町に次いで南伊豆町、この高い水準に高齢者を取り巻く現状になっているということでございますので、今後も高齢者のほうを見守り、またその支援、よろしくお願い申し上げます。

それと、これは聞いていただければいいんですけども、認認介護というのはご存知でしょうか。認認介護というのは、認知症の高齢者が認知症の高齢者を介護している状況を指すと。認認介護は、老老介護が深刻した状況であり、問題視されております。厚労省による2019年の国民生活基礎調査では、介護が必要になった主要な原因で最も多かったのは認知症、つまり認知症の方への介護や認認介護が増加していると言えます。

老老介護は具体的に何が問題かという点、老老介護によって生じるリスクというのは、精神的にも身体的にも疲労する老老介護の介護者、要介護者も含めていろんな立場の人との関係に精神的にも身体的にも疲れてしまう傾向にあると。例えば、精神面ではよかれと思ったことが、要介護者に伝わらない、要介護者の言動に我慢ができなくなるなどの問題が生じていると。また、家族や親族が介護に非協力的で自分一人で介護をしなければならないケースもあると。そんな中、ケアマネジャーなどの介護スタッフと相性が合わないと精神的に負担は増えていくよと。

また、身体的にも非常にまた疲労が激しくなるなども老老介護の特徴です。介護では、要介護者の体を毎日何度も持ち上げる必要があり、腰、膝、腕など体の至る部分に負担がかかる。要介護者が深夜に起きれば、介護者は睡眠を取ることができない。共倒れになりかねないということですね。介護する側が高齢だと、介護も精神的、身体的負担に耐えられなくなりますよと。その結果、介護する人がいなくなってしまうことも考えられるということです。

また、その大きな問題というのは、認知介護の大きな問題というのは、例えば、薬がありますよね。服薬や食事の管理ができないため、介護される側が体調を崩しやすくなることがあると。また、介護される側が自分の体調の変化を把握できないことから、体調に合った適切な介護ができないことも考えられる。

さらに、認知介護での介護側、介護する側、される側両方に言えることとして、金銭感覚が分からなくなってしまう。これが大変大きな問題だと。高額なものを買ってしまったり、ATMの使い方が分からなくなったり、お金が引き出せなくなったりするなど、お金の管理が自分たちできなくなっていく。また、介護される側の体調が急変した、料理をしていて火事を起こしてしまった、緊急事態のときに対応できないと。不慮の事故が起きやすくなるということです。

私もそうですけれども、皆さんもいつか行く道ですので、ひとつお年寄りというかこの老老介護、また認知介護に少しでも認知といいましょうか、その理解、大変深く理解していただいて、ご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷 正君） 宮田和彦君の質問を終わります。

ここで13時55分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時55分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 黒 田 利 貴 男 君

○議長（谷 正君） 1番議員、黒田利貴男君の質問を許可します。

黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） マスクを外させてもらいます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、南伊豆広域ごみ処理事業についてと、先ほど来から4人の議員が、同僚議員が質問をしたんですけれども、私も旧共立湊病院跡地についてということで質問をさせていただきます。

まず、南伊豆広域ごみ処理事業についてですけれども、南伊豆広域ごみ処理事業については、本町議会においても議会全員協議会などで説明を今までも受けてきました。その中で、現在、事務職員を派遣し、広域化施設建設に向けての事務作業に追われていることと思います。

その中で、現在の事務担当者会議及び事務レベルでの進行状況について、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和4年度においては、現在まで担当者会議は6回開催され、本年度予定している生活環境影響調査業務、施設整備基本計画策定業務及びPFI等導入可能性調査業務に関して協議し、資源ごみの処理フロー、ごみの減量化に関するワークショップのほか、本定例会に上程させていただいております南伊豆地域清掃組合理約案などについても協議を重ねてきたところであります。

また、令和5年10月31日までを予定している生活環境影響調査が実施されているところであり、令和4年3月20日までを期日とした施設整備基本計画及びPFI等導入可能性調査については、メーカーアンケートが終了し、提出のあったメーカーとのヒアリングを実施しております。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。いろいろ説明があったときの工程表の進捗のとおり進んできているものと今町長の答弁で感じたんですけども、11月9日の伊豆新聞に、特別委員会の設置を求める請願をしたという見出しで新聞へ出たんですけども、内容は、南伊豆地域広域ごみ処理事業の全面的な検討、検証を求めるものと出ておりました。

この南伊豆地域広域ごみ処理事業については、平成25年、1市3町、下田市、松崎町、西伊豆町、南伊豆町で広域化に関わる勉強会を設置しましたが、西伊豆町が既存の施設の供用年数が短く、勉強会から離脱。平成28年に、この勉強会から広域処理に必要な実施方法について協議を図ることを目的に、南伊豆地域一般廃棄物広域処理推進協議会を設置し、協議を重ねられてきました。平成29年に、広域ごみ処理基本構想（案）の検討を進める中で、平成30年度に、下田市が平等な組織参画が難しいことを理由に不参加となったことを受け、松崎町が広域化のスケールメリットを理由に不参加となりました。翌年平成30年度から、下田市が主体となり、1市2町、下田市、松崎町、西伊豆町での広域化の検討に入り、令和元年度より西伊豆町を加えた現在の1市3町での広域化に向けた調査に入りました。その間、トンネルコンポスト方式にするのか、焼却方式にするのかの検討もなされ、現在の基本構想の焼却方式が採用をされています。

これまで1市3町で担当者会議、首長会などでも広域化の方向で進んできたのですが、この新聞記事では、下田市議会のみへ提出するとあります。まだ4市町で設置する一部事務組合が立ち上がっていないというのがありますが、広域化に参加しているのは1市3町です。このことについて何か下田市のほうから報告等々来ているのかということと、基本構想の中に循環型社会形成推進交付金を活用するに当たってのエネルギー回収率10%以上が交付要件となるとあるんですけども、その熱回収率を高める場合に、地域住民への福利厚生に活用すべきではないのかという2つの質問を続けてお願いします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘の下田市での特別委員会設置の請願等については、下田市担当課長から説明があり、報告を受けたところではありますが、その経過などは新聞報道等で把握しているところであり、

ます。

今後も、下田市からの情報提供などを基に、その動向を注視していきたいと考えております。

また、令和3年度において、南伊豆地域広域ごみ処理基本構想の策定をする際に、担当者会議では、コンサルティング事業者やプラントメーカーからの助言を受け、廃熱利用についての検討を重ねてきた経緯があります。

このような中で焼却機能以外の部分の施設整備費用の増加に加え、維持管理費用のコスト面からも、外部熱供給ではなく場内利用を基本構想としたものであります。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 当局のほうへは説明があったと。本来であれば1市3町でやる問題であって、そのことについてやはり首長間、または事務レベルだけの報告じゃなくて、やはりそういう報告があった場合は、議会へもしっかりと報告をすべきではないのかと。これから一部事務組合が発足しますと、そちらのほうへも当町からも執行議員が出るわけですね。その間だけでも、まずしっかりと議員へ報告をしていくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

今回の特別委員会の設置につきまして、市民団体から要望がありまして、こういう形で議会にかけられた状態になります。実際、下田市で今後の動きとしては、署名ですね、署名活動が行なわれて、その署名によってまた上程されまして、議決されるという形になる方向と聞いております。

今現在、組合として立ち上がっていない状態の中で、各議会でそのような動きというのが、下田市以外については住民のほうの動きはありませんので、今回については下田市のことということで報告を受けたことについて、南伊豆町が受けたという形になります。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

もし、その要は請願で署名活動が行なわれて、反対多数となった場合、下田市が抜ける可能性も出てくるわけですよね。そこはどうなんですか。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

今、今日午前中に、準備室のほうにちょっと確認を取っております。その今の状況の中ですと、12月15日までにその署名が集められて、総務課のほうに提出されて、その署名が審査されて、上程という形になると思われます。今、もう新聞等に出ておりますとおり、特別委員会の設置につきましては、賛成が4、反対が8ということで否決されております。その住民投票の上程がなされたときには、ちょっと下田市の話になりますのでどうなるかは分かりませんが、そのような状態であります。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 要は、そういったことが広域化の足並みの乱れ、そういったことにつながっていくと思うんで、関係する市町にはしっかりと報告、連絡、相談等々をしていてもらいたいと思います。

次の質問に行きます。旧共立湊病院跡地についてですけれども、先ほど来より同僚議員、皆さん、この問題については是々非々でも南伊豆町が取得をするべきであるという思いから皆さん、質問に立っているわけですけれども、11月7日、議会臨時会において旧共立湊病院跡地に関する意見書、議員発議で提案しました。

内容は、旧共立湊病院施設解体設計予算が一部事務組合、下田メディカルセンター組合議会で可決されたのを受けての跡地取得に関する意見書です。意見書には、海軍病院時代からの歴史的背景など、立地している南伊豆町や住民との深い関係性が見られました。

また、国立病院時代には、国立湊病院附属准看護学院もあり、昭和29年度卒業の第1期生から始まり、昭和44年の第16期生まで251名の准看護師を輩出もしております。人材育成や地域に根差した医療提供体制が築かれていたことがうかがえると思います。また、准看護師

取得後、病院に勤務し、看護師資格を取得された方も多々います。

そのようなことから旧共立湊病院跡地を保全確保することには、私、また意見書に賛同した議員皆、賛成であります。

そういった中で、先ほどからも町長、皆さんに答弁していますが、町としての現在の考え方、また土地取得をすることを考えたときの財政の考え、そこら辺について答弁を願いたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

これまで同様、議員の方から質問がありましたので、現時点では本町では考えというのはやはり検討はされていないということでございます。今後、町としましても下田市の現在地に移転後10年間放置されたということで、建物の取壊しを最優先として遅延なく、同組合の責任において取り壊すように強く主張してまいります。

一部事務組合下田メディカルセンターの方向性は、固まっておりますが、繰り返しとなりますけれども、解体を優先し、拙速な判断は避けるべきであると考えております。現在、本町による土地取得は、今のところ考えておりませんが、仮に購入となればその目的の明確化を示した中で、町民のご理解を得ることなどが不可欠であると考えております。また、土地の評価鑑定なども踏まえた時価での購入や、再整備等にかかる費用などを勘案すると、財政負担は極めて大きいものとなると想定されておりますことから、一般財源のみではとても対応は不可能と考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

先ほど同僚議員の質問の中にも出たんですが、一部事務組合の議員のほうに何の報告もなかったと。一部事務組合へ選出されている議員は、各市町の町民の代表者であるわけですよ、町民、市民の。それを運営委員会、または管理者がどんどんと話を進めているということに対して、我々議会としてはおかしいんじゃないのかと。町民、市民の代表者である議員のほうに何も説明がなくて、管理者が公募を募ってみたりとか、そういったことがあるわけですよ。それというのは、町民、市民を、要は言葉は荒いですがけれども愚弄するような行

為であるんじゃないのかなと思うんですが、町長はその話を聞いたときに、どのようにお感じになられたんでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほども答弁しましたがけれども、運営会議の中では、サウンディングの在り方について疑問を持っている首長も多々おりました。管理者、それから事務方のほうからこういう形でやるということで、議会に話は、それからやる必要があるのかという意見が多く出ましたが、これは一つの手法ですと。全国の自治体がこういうことをやっているということなので、ああ、そうですか、分かりました。なら、ただの手法、一つの案を募るだけだと。そこに売るわけでもなく、何をするわけでもないということなので、逆に言うと管理者もこれだけ大きな話題になるとは思っていなかったと思うんですけれども、実際のところ、私もこれだけ大きな話題になるとは思っていませんでした。本当に、ただそういう事業者、手挙げをしていた事業者がいたということは事実ですので、その事業者が何をやりたいのか、どういうふうな運営手法でやりたいのかというのをただ聞きたかった、それがサウンディングという形だったというふうに私は認識していますので、このサウンディングは、あまりよい報告がされていないですけれども、私はこのサウンディング自体は重くは受け止めていないです。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 病院については、様々なこれまでもいろんな経緯があったと思うんですけれども、そういった中で首長会、または一部事務組合下田メディカルセンターの運営委員会、そういった中で町長は、あれは南伊豆にあるからどうしても南伊豆が欲しいんだよと、そういった発信はしてこなかったんでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

これも午前中の答弁にも入っていますけれども、やはり一組の所有物であって、一組としてどのようにするかというのは6人の首長の中でも当初はいろいろお金に、売却ですね、売却するですとか、民間に売却する、それから一組で活用する、様々な意見が出た中で解体が

されないで、さていない状況だったので、話が進んでいないというのが現状です。ですから、解体をまずしてくださいというのをもう常日頃からお願いをしてきました。もうコロナの前から解体をするつもりで動いていたんですけども、コロナになってちょっと市町が大変な財政状況になるだろうということで、解体の検討を先送りしたという事実がございます。これはもう議会にも報告はしておりますけれども、それが今年の3月の運営会議で決定しようということで、それは前東伊豆の太田町長が任期中に方向を決めたいということをおっしゃってくださったので、3月に、もう半ば強引のような形で令和6年度中には解体をするんだということを、それを決めたということでございます。

ですから、今まで南伊豆に土地を譲ってくれとか買いたいとかという話は、私は今まではしておりません。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 解体ありきは話は分かります。解体をした上でサウンディングにかけるべきだったと自分は考えています。更地になっていけば、事業者側が何らかの方向性、そういったものを示してくれたんじゃないのかなと思います。

それと、旧共立湊病院跡地については、最初は海軍病院、次に国立湊病院で、国立病院機構が撤退するときに共立湊病院となっているわけですよね。ということは補助金が入っているんじゃないですか。補助金が入っている物件を民間に売り払うには何らかの条件が多分あるんじゃないのかなと思うんですけども、そこら辺は町長はどのようにお考えでいますか。

○議長（谷 正君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

あの病院、共立湊病院組合ができたときに、県のほうから13億円の交付金を頂いています。交付金なもので補助金とまた様子が違いますが、それ以外にも看護師宿舎の補助金等が入っています。そこについては民間売却等をした場合の補助金返還については、病院組合の事務局のほうで確認しているところであります。特段返還するという話は、最初はあるというふうに聞いていたんですけども、今は特にないというふうに聞いております。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） そういった多分問題が旧共立湊病院跡地の中には何か所か多分あるんじゃないのかなと思うんですね。民間のサウンディングを入れたというのも分かりますけれども、やはり管理者は元県の職員ですから、そこら辺は管理者もしっかり把握をしていたと思うんです。それがなぜその運営委員会や首長会の中で話に挙がっていましたか、挙がっていませんでしたか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 私の記憶では、そういう話はなかったと思います。普通に、ごくごく普通にサウンディングですとかの話はありましたけれども、そのほかについてはあまり私はちょっと記憶にないです。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 自分のようなぺいぺいの議員でも元の流れをたどっていくと、これ補助金入っていますよねというのは分かるわけですよ。だから、そういったときに首長会でも運営委員会ですか、そういったときでもやはりそこは立地町の町長が、あそこは補助金入っているからもうちょっとちゃんと精査をしましょうよという投げかけをして、そして発信をしていってもらわないと、管理者が今の現状を見るとどんどん勝手にいろんな方向性を探りながら民地を扱うような感じで考えちゃっているということが見えているわけですよ。それで皆さん、こうやって一般質問を行っているわけですけども、そういったことについて答えを。

○議長（谷 正君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

平成28年8月に、平成9年から11年度にかけて改修した工事の国県補助金について、県の担当課より連絡があつて、契約上たとえ建物が無償であっても売り払うと価値のあるものとみなし、補助金返還義務が生じる旨の連絡があつたというようなことは聞いております。

その後、同年、平成28年12月27日、静岡県より、この8月26日に回答した見解は間違いであつたと訂正の連絡があつたというふうに聞いております。無償譲渡であつたとしても補助金返還義務は生じないというふうに県のほうが回答しているというような状況であります。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 分かりました。返還償還義務はないということは分かったんですが、恐らく民間に売り払うのは多分問題が出てきますよね、補助金が入っている以上は。そこら辺は、通告にないんで先ほど町長が答弁の中で2年かけてこれからいろいろ検討していくという答弁が同僚議員の質問に対してあったんで、2年あればいろいろ調べることもできてるかと思います。

買うにしても、恐らくこの町の財政状況であれば、行けて、購入することが可能なのではないかと。補助金等に頼らず、例えば、起債を起こして償還をしていくと、そういった形でも現在の町の財政状況、町長、今2期目で1期目からずっと緊縮でやってきてくれていますんで、基金も10億あるわけですよ。なので、起債を起こしても多分行けるかなという気持ちはあるんですけども。

ともかく町長は、首長運営会議、またそういったところに行ったときには、しっかりと今後発信をしていってもらいたい。それと、今回のこのごみ処理事業、また湊病院跡地について、これ両方とも広域の話なんで、首長会のときにしっかりと南伊豆の町長がかじを取っていくんだと。南伊豆の議会から背中を押されてやっていくんだというところを、今後どんどん見せていってもらいたい、そういうふうに思っています。町長、最後一言お願いします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

エールと受け取らせていただいて、ありがたいと思いますが、何しろ広域の連携でやっている中ですので、なかなか周りの様子もうかがいながらというところがございますので、この辺のところはごみ焼却場の建設に関しましても、多分3町との考え方とはそんなに相違はないのかなと思いますけれども、やはり設置、建設をする下田市、それから今回のごみ処理に関しては、下田市の手法に3町が乗っかるという形でやってきたかと思っておりますので、やはり下田市側の運び方によって我々もそれについていくという手法ですので、特段、南伊豆の町長が、西伊豆の町長がというところではなく、自分たちの町の思いは伝えるけれども、やっぱり広域でやるべきことは広域でリーダーとなる人が中心となってというところだと思います。

病院跡地に関しても同様でございまして、ただ、うちとして、南伊豆町としては立地して

いる病院の跡地ですので、主張はさせていただきます。そして、5人の首長、我々は賀茂町長会がごございますので、町長会の中でもそういう話をしたり、大分近隣の町長とプライベートでも仲よくさせてもらっていますので、いろんな話をする機会もこれからあろうかと思えますので、いろんな皆さんの意見を聞いて、議員がおっしゃったように、うちの財政状況なら購入できるということはすごく頼もしいというか、私たちも期待をすべき発言かと思えますけれども。

ただ、6億円の土地評価、不動産鑑定で6億円となったときに財政調整基金が今12億ほどですけれども、半分をそれに使って、それで今度、今後の開発に数億かかるとなると、やはりこれから令和8年以降、学校統合、それから各公共施設の整備等、様々ございます中で、そこで財政調整基金の半分を使っていきたいとなると、なかなか厳しいのかなと。宮田議員の質問にもありましたけれども、新年度予算ということも考えていく中で大変厳しい状況にあるというのが令和5年度の予算、当初予算となるかと思えますので、その辺もトータルとして考えて、幾らなら買えるのかという、いわゆる落としどころをまた皆さんと協議しながら、当然議会の皆さんにも一組からこのぐらいの金額の提示があったけれども、これで買っていだろうかというご相談はさせていただきたいと思えますので、そのときはぜひご支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。まだこの病院跡地については、あしたも2名あるようなので、あしたのほうが手厳しく、指示を指導していただけるかと思うんで、私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

○議長（谷 正君） 黒田利貴男君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（谷 正君） 本日の議事件目が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

なお、議会2日目は、明日30日、9時半から同議場で行いますので、ご参集をお願いいた

します。

以上です。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 谷 正

署 名 議 員 清 水 清 一

署 名 議 員 漆 田 修

令和4年12月定例町議会

(第2日 11月30日)

令和4年12月南伊豆町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年11月30日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議第93号 南伊豆町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議第94号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議第95号 南伊豆町公共料金等審議会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第96号 南伊豆町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第97号 南伊豆町職員の定年等に課する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第98号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第 9 議第99号 南伊豆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第100号 南伊豆町消防団条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第101号 南伊豆町下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第102号 南伊豆町都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第103号 南伊豆町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議第104号 南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議第105号 南伊豆町漁業集落排水施設条例制定について
- 日程第16 議第106号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約制定について
- 日程第17 議第107号 南伊豆地域清掃施設組合の設置について
- 日程第18 議第108号 財産の無償譲渡について

- 日程第19 議第109号 財産の無償譲渡について
- 日程第20 議第110号 令和4年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第21 議第111号 令和4年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議第112号 令和4年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議第113号 令和4年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議第114号 令和4年度南伊豆町小浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議第115号 令和4年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議第116号 令和4年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議第117号 令和4年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第28 閉会中の継続調査申出書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	黒田利貴男君	2番	宮田和彦君
3番	比野下文男君	5番	谷正君
6番	長田美喜彦君	7番	稲葉勝男君
8番	清水清一君	9番	漆田修君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員（2名）

4番	加畑毅君	10番	齋藤要君
----	------	-----	------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君

防 災 室 長	平 山 貴 広 君	企 画 課 長	菰 田 一 郎 君
地 方 創 生 室 長	勝 田 智 史 君	地 域 整 備 課 長	飯 田 満 寿 雄 君
商 工 観 光 課 長	大 野 孝 行 君	町 民 課 長	齋 藤 重 広 君
健 康 増 進 課 長	山 田 日 好 君	福 祉 介 護 課 長	高 橋 健 一 君
教 育 委 員 会 長	佐 藤 由 紀 子 君	生 活 環 境 課 長	高 野 克 巳 君
事 務 局 長			
会 計 管 理 者	佐 藤 禎 明 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	廣 田 哲 也	係	長	内 藤 彰 一
-------------	---------	---	---	---------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（谷 正君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより令和4年12月南伊豆町定例会本会議第2日目の会議を開きます。

会議に先立ちまして、加畑毅議員、齋藤要議員より議長宛てに本日の会議の欠席届が提出され、受理していることをご報告申し上げます。

また、長田美喜彦議員におかれましては、午後、ワクチン接種のため中座ということになりますことを併せてご報告申し上げます。

◎議事日程説明

○議長（谷 正君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷 正君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

8番議員 清水 清 一 君

9番議員 漆 田 修 君

◎一般質問

○議長（谷 正君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（谷 正君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは、私は通告に従って、南伊豆町の町民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

今日の質問は、いわゆるコロナ禍における住民生活の現状からの対策要求。それに、2番目は旧公立湊病院跡地、11月7日に臨時議会で意見書を可決をしましたが、これに関わる問題。3つ目は、焦点ともなっている広域ごみ処理計画の問題点、課題。4つ目は、新型コロナ禍を3年間過ごして卒業する中学生がおられます。こうした子供たちに心を寄せて質問したいと思います。

まず1点目、走行距離税に反対し経済対策をとということであります。

要旨にも書きましたが、11月9日開催の防衛力強化に関する政府の有識者会議で、防衛費増額には恒久財源確保と国民全体の負担が必要だとして、増税論が大勢を占めた。

10月26日の政府の税制調査会では、消費税の引上げなどを検討すべきとの意見が相次いだ。このときの議題に、車の走行距離に応じて課税する走行距離税、道路利用税とも言われておりますが、これが話題に上がりました。

新型コロナ禍、異常円安の下で物価上昇が相次いでおります。しかし、賃金は上がっていない。こうした中で、増税議論に対して町村会を挙げて増税をやめて富裕層・大企業への応分な負担を求めるよう政府に働きかけをすべきだというふうに思いますが、町長の見解をお聞かせください。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

お答えいたします。

今般の走行距離税の導入につきましては、10月20日の参議院予算委員会において、鈴木財務大臣からEV車、いわゆる電気自動車はガソリンを使わないため燃料税の対象外であるが、車両の重量が重く、道路補修の負担などからEV車用の税の導入という趣旨の発言があり、

同月26日の税制調査会でも自動車全体の税制改正という議論がなされたものと認識をしております。

一方で、具体的な税率や課税方法などは一切触れられておらず、先行きは不透明であります。今後ともこれら動向に注視しつつ、車での移動が必須である地方が不利益とならないよう、適時、全国町村会などを通じて政府に働きかけてまいりたいと考えております。

なお、全国町村会では、令和5年度税制改正に関する要望として、地方税の充実・強化を含めた13項目について、本年10月に政府に提出しておりますので、この場を借りてご報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 既に車の所有者は、EVに限らず車両重量に応じた重量税を払っていて、日本の場合、特に車検等々も含めて、多重課税をされている。これは常識になっているんです。走行距離税になったら、地方に住む、どっちかという、やっぱり大変な中で生活している、車不可欠な中で死活問題だと、これを防衛力の問題と絡めて言う。

もう少し言及しますと、つい、11月28日の政府の官房長官の記者会見で、出生数が大幅に減少して危機感を持ったという、ちょっと他人事のようなあれなんです。ずっと政権を担ってきた中での失政ではないか。世界中で人口が減っているのは、今、ウクライナ侵略している独裁のロシアと日本だけなんです。やはりこうした状況、子供が減っている、また、30年間も賃金が上がってない国というのを、これはG7、あるいはG20の中で日本だけだと。今や韓国よりも下だと。代をつなごうにも、この町内でも家屋敷を売らなければ、またそれが、時には日本だけではなく、外国の人の手にも渡ると。

今の生活税体系の中で、あるいは経済生活の中で、代もまともにつなげないような状態に置いておいて、防衛費やミサイルの議論がどれだけ荒唐無稽か、若い人たちがまともな生活できない、子供を産み育てられないというこの国の政治の根本にこそ、やはり問いかけて、こうした声をぜひとも政府に上げるべきだというふうに思います。

かつて封建時代には、百姓一揆等々、重税に苦しむ国民の声を上げてきましたが、今そういう時代ではありませんが、やはり組織・団体を通じてしっかりと声を上げる、このことを強く求めたいと思いますが、改めてどのように考えるか、ご答弁をいただきたい。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

そうですね。私も走行距離税に関しましては、私の車ももう18万キロも走っていて、14年も経っている車ですので過去私も自動車屋に勤めたことがありますけれども、その当時の車からすると20万キロ走るとというのが想定できなかつたんですけれども、今、やはり日本はものづくり大国として大変素晴らしい車を作っているのです、20年、20万キロというのは平気で走れる車ですので、これは地方だとか都市部だとか関係なく、我が国の技術の面からも、長く車が乗れるというのはエコロジーにもつながるのかなというふうにも考えますので、当然、議員のおっしゃられたとおり、町村会を通じて様々なこと上げていかななくてはいけないと思いますので、これは私ども首長だけでなく、やはり議員の皆さんからも様々な課題をいただいた中で共有しながら、南伊豆町としては県町村会に訴え、そして、全国へ訴えていきたい、このように考えます。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） この1番目の質問の経済対策②で、新型コロナ第8波の拡大、これは様々な議会にも及んでいる状況がありますけれども、やはりこうした中でも生活支える、地域経済支える、この点で、行政報告にもありましたが、この点での対応策についてご答弁いただけますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、気温の低下とともに徐々に拡大し、本格的な冬を迎える頃には、インフルエンザの流行と相まって、第8波として全国的な感染拡大を招くのではないかと不安視されております。

さらに、ウクライナ侵攻、米中間の緊張の高まりなど社会情勢の変化、原油価格、物価高騰なども相まって、町内経済は依然として厳しい状況にあり、町民の日常生活は一段と厳しさを増し、極めて憂慮される事態であります。

このような状況の下、地域経済と町民の日常生活の活性化に向けた取組とし、実施しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した第5弾みなみいず

援プレミアム付商品券は、11月11日時点で販売率93.5%となり、町内事業者、消費者の双方からご好評をいただいております。

同事業については、地域経済の活性化に実効性が極めて高く、一般町民並びに各種事業者からも多数の実施要望が寄せられておりますので、引き続き感染症関連交付金を原資とした各種支援事業の展開を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ぜひ、この間、ご答弁されたとおりに進められて、住民の間で還元されておりますが、引き続き、躊躇なく進めていただきたいと思います。

2番目、旧共立湊病院跡地の確保と活用の展望であります。

町議会は、11月7日、全会一致で旧共立湊病院跡地を公有地として保全する意見書を決議をしました。

ここには、そもそも湊海軍病院ができる前は、湊住民が当該地に生活をして一部は水田にしていたところ、軍の強制接種があったからこそ、その後、まとまってあの土地が今の形として保全、残っているということでもあります。

今日予想される南海トラフ地震津波対応に供するとともに、観光誘客等に活用すべく町が確保すべきですが、町長の見解を問うということでもあります、町長、その前に、その前の計画、町長の前の町政のときに、C R C計画があそこに立てられ、町があそこを取得して、そして、サービス付高齢者住宅を杉並区と協力して建てる、都会の富裕層高齢者を誘致をして、そこで居住空間をつくるということ、それに十数億円をかけた温泉会館をつくり、温泉大学構想として、これを地方創生の目玉として事業計画がありました。それが買収の動機に、前町政にありました。

しかしながら、これに関しては、私はいわゆる底地を公有化するというのと引換えに、いわゆる都会の高齢者を、富裕層をこちらに移住させるという、そうした政策の矛盾点、こうした点に疑問を有して、また、それ以外の町政の課題も含めて、これは受け入れられないということで、結果として岡部町政が誕生した、こういう背景があります。

さらに言うならば、私は36年前の12月の末に、この町に、妻の湊の実家の近くに移住をして、その後、議会に出るまで4年間、地元で大工見習から大工の職人の皆さんに世話になって、この地に根を下ろしてきました。

こうした中で、職人は10時3時のいわゆるお茶の時間、昼の時間もありますが、いわゆる住宅に仕事に入って、当時もこそくりという修繕の仕事が大半でしたけれども、いわゆる湊の今では亡きお年寄りから昔の話をよく聞きました。

昔は浜のほうには住んでいなかった。湊海軍病院ができるまでは湊の病院の奥のほうに住んでいたと。そうした一端は、図書館から借りてきましたが、これが十数冊ありますけれども、湊のネギヤの先代が書き記した記録です。

こうした、これは全部まだ読み込めていないのですが、やはり湊の病院の跡地、それだけではありません。今、誘客の一つの目玉になっている弓ヶ浜、これは松林の付近は一本松、二本松、三本松まで字がありますけれども、これも図書館にある資料で、まとめてこれが現代文に書き直したの2007年の浜開墾地約定簿であります。

こうした中に、直接、病院の記述とは違うんですが、浜の一本松より三本松までは、昔より湊の共同民有地として、地引網の干場と合わせて急に必要になったときのために草原としておいたところ、明治8年、新政府が土地についての証書を発行したときに公有地となったため、当惑していましたと。その後、証書を再び調べて、実地を測量することになって、これは結局、明治新政府の誤認に対して、当時の湊177戸の村民一同で、これを結約書として明治政府に出して、湊の一本松から三本松まで、今、海岸で誘客に供しているこの土地を村用地として、やがてはこれが、だから町有地として、あそこはだから国有地ではなくて湊のものになったと。これは、当時の村民が、177戸が代表、村を張って、明治政府に対してこの意思をしっかりと表明した、この記録が図書館にあります。ありがたいことです。

さらに加えて、湊病院の土地は、これは分かりづらいんですけども、公図を取って、今の北、南で、湊の若宮神社、お宮があつて、ここは老健があります。今、旧病棟が建っているところから木造病棟が立っている辺りは池田という字で、その奥、旧病院の官舎が建っているお寺の下は新田谷戸、大体、谷戸に住民が住んでいるわけですが、このいわゆる今の解体が話題になっている湊病院のところと、駐車場になっている土地は、これは竹麻村郷土史年表、これも図書館から借りてきましたが、これはネギヤの方が、先代がまとめたものを分かりやすく年表にしたものであります。

これは国立療養所に勤務していたイトウアキマサさんという方が、1953年11月1日に発行してくださったものであります。私が生まれる前です。68年も前です。

湊のその新田、駐車場の跡地は、新田とあるけれども、いつ開拓されたのか、これが、この湊巡りのものをまとめたものでいうと、1674年、湊村、池田新田、現、これ当時ですね、

60年前の、現病院運動場を開拓する。その後、1674年、その後、二十数年後、大風雨にて塩害を受ける。1703年には大地震と津波のために田畑が消失する。1707年、宝永4年には富士山が爆発する。宝永の大噴火です。津波のため田畑流出する。安政の大地震による津波の前に、度々こうした津波に襲われている。こうした中で、1786年の天明の飢饉、これは青野川の大洪水が起こって、収穫が皆無、これが天明3年から7年にわたって続いて、その後、天明の飢饉の後、また飢饉が襲います。こうしたことを経て、今、我々子孫はここに住んでいると。

なぜこんなこと言うかという、昔のことであったからというふうには、一顧だにできない。今、湊新田を開拓する、浜のほうは度々津波、水害に襲われる。こうしたところには代々住んでいなかったんですよ。

そうした中で、年貢を納める、これは個々に読み上げませんが、年貢を納めるためにただならぬ苦勞をしております。この冒頭には竹麻村里歌というので、これが載っています。サガラサガラと積み出す米は哀れは百姓の涙米、涙米とは名代が悪い、あれは百姓の作り米。

これは湊だけではなく、この半島先端でいわゆる陸上交通がない時代に、この地を守って生きてきた先祖の強い思いではないでしょうか。だからこそ、あの土地を今の経済状態だ何だというのではなくて、今、津波で住民が不安な状態にいるときに、もともと住んでいたところに、強権じゃなくて、今、民主政治がある中で、ここを安心して万が一のときに活用できるように確保するのは当然のことではないでしょうか。

かつて私は、先代の町長が石廊崎の開発に着手したときに、莫大なものがかかるという点で思いもありましたが、やはり地域の同じような思いを掲げて、この地を守ってきた人間からすれば、そうしたものをしっかりと受け継いでいくのは当然ではないかという思いできました。今、湊の地、この地は歴代砂浜であったために、地引網以外の産業は育たず、1950年代か60年代ぐらいまで船大工で業をたてるか、あるいは出稼ぎで行くしか業をたてるすべがなかった。

それが、伊豆急が開通して、ようやくお客さんが来るブームになってきた。それからこの日に至るわけですが、僅か半世紀ちょっとです、いい思いをしたのは。今コロナだ何だ、経済状態あるけれども、私は、陸上交通がもう少しして、まだちょっと時間かかりますが、道路網が完結すれば、もう少しという言葉で言ったら先代に申し訳ありませんが、先代の苦勞から考えれば、もう少し辛抱することで、この地をもっと、本当に国民のリゾート地としても、住んでいる者が報われるところにもできるのではないかと、想像力が膨らみます。

ちょっと長くなりましたが、町長、こうした観点を意見書に散りばめた、短い言葉であります。つもりであります。町有地として、いわゆる体制上は津波だ何だあったけれども、浸水区域だ何だあるけれども、この土地をしっかりと公有地として確保していくべきだと考えますが、認識をお答えください。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では、平成28年9月に、海岸地区にお住まいの町民の皆様の合意の下で、南伊豆町津波避難計画を策定し、「地震だ、津波だ、すぐ避難」の基本原則の下、津波の避難マップを作成し、各戸配布しております。

当該跡地は、地域で決定した避難地である西谷、修福寺、○文駐車場に近く、その必然性についても検討していく必要があります。

また、観光や誘客での活用においても、津波浸水区域ということもあり、これら課題を解決でき得る計画立案は、極めてハードルが高いものと考えております。

加えて、いまだ一部事務組合下田メディカルセンターの方向性も固まっておりませんが、土地評価鑑定を踏まえた購入価格や再開発などの事業費で大きな財政負担も見込まれることから、現段階においては、本町での購入はまだ検討されておられません。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今、津波の対策の問題で避難地の問題が出ましたが、津波の被害を受けて避難した、その後はどのように想定していますか。

○議長（谷 正君） 町長。

横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） 誰か答えて。

○議長（谷 正君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えをいたします。

この津波の関係の一時避難の関係は、以前にも、確か横嶋議員からもご指摘は何回もいただいておりますので、基本的に、一時避難地から広域避難地に移動してもらうと。津波が24時間365日続くわけではありませぬので、当然、想定の中で一時避難地があっ

て、そこから広域避難地への移動していただくと。それには経路の関係もあると思いますけれども、基本的にそういう想定で計画は立ててあるというふうに思います。

○11番（横嶋隆二君） その後。

○副町長（橋本元治君） その後というのはどういう。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） Uターンして住宅を建てる、若い者は。ここ川から50メートルしかなくて、津波の浸水域で受けるぞと。先祖が住んでいて、津波は一瞬だと、家はまた建て替えばいいと。

私が30年住んできたところは標高26メートルですけれども、若い人はそうやって住んで、洗われたら、東日本震災の映像見えていますでしょう。家屋全部倒れちゃう。瓦礫になっちゃうんですよ。命を助かった後、今でも原発のところはもっとですけれども、避難生活、あるいは仮設の生活、町議会は陸前高田に農地の草刈りに行きましたけれども、あそこでもまだ住居も定まってないところがあるわけですよ。先ほど話した先代が住んでいるときは田畑の流出で済んだんですけれども、現状ではそうはいかない。防潮堤だ何だ議論はあるけれども、それはさておいて、津波が来たら瓦礫で住宅を失う。その後どうするのか。そうした想像をして生活してみれば、私はあその場所を、湊病院の跡地を盛土をして縦貫道の残土で盛土をして、津波、浸水の高さレベルをしっかりと超えるぐらいの高さを確保して、そうすれば、あそこに避難だけではなく、津波の被害を受けた後、仮設を含めて生活を再興する。こういうことができるし、どうですか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

静岡県では、静岡方式といいまして、各地区、地域で防潮堤等を建設するかしないかというところで、当該湊地区でも検討はされたかと思います。

私の認識では、なかなか賛成と反対と二分化されていて、景観を守るために防潮堤はいらないという方もいらっしゃるというふうに聞いております。それから、津波が来たときに自分たちは逃げられるけれども、帰ってきたときに、今、議員がおっしゃるように家が流されてなくなっている。だから、家を守るために防潮堤が必要なんだという方もいらっしゃるというふうに聞いております。

ですから、これに関しましては、地元の地区で、議員も地元の湊区の住人でいらっしゃるのですので、地区のほうでどこを優先するかということ、まず一番考えていただきたいのと、それに従いまして、私どもと静岡県とでしっかりと対応させていただきたいと思っております。

病院跡地の盛土に関しましては、あそこ盛土しても、やっぱり津波来ちゃえば住んでいる住宅が流れちゃうので、盛土にすることが決して解決ではないかなというふうに思います。

先ほども申しましたように、西谷、修福寺、○文様、それから、○文さんの駐車場、それから、元のヤマダヤさんのところのちょっとした、こんもりした山がありますけれども、その辺ですとか、議員がお住まいになっていたところとか、山に逃げるということもすごく大変重要だと思いますので、湊の病院跡地に避難箇所をつくるというのは、決してそういう方向が正しいかというのは、また今度改めて検討はしなくてはいけないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

平成26年9月12日に、一部事務組合の人間が環境省下田自然保護事務所に問合せをしております。

その内容としましては、津波浸水区域であるため、盛土をして地盤を上げることは可能かという問合せをしております。

その答えは、自然公園でそれをしなければならない合理的な理由が必要。また、盛土は土地形状の変更に当たり、許可条項に合致していなければ許可できない。残土処理の面からは、ほかのできるのであれば、それでも特別地域で行う理由が必要となるというふうに答えられています。ということは、やはり盛土をするということはかなりハードルが高いというふうに認識しております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 現況の、私、逃げるために盛土をしるかということではなくて、被災して、防潮堤の議論するつもりないんですけども、仮に防潮堤あった、なかったにしても、三陸の東日本震災の教訓というのは、あってもそれが役に立ったかというところでもないものがあるわけです。かといって、なければなかったという、様々なシチュエーション、

地形的な状況にもあるんですが、いわゆる津波を受けた後の復興なり、同じところに住むのかどうかというときに、場所を確保しておかなかつたら、遊休地を確保しておかなかつたらいけないだろうと、そのぐらいの想像力を持った対応ができなければいけないと。

しかしながら、お役所のことで言うと、あるかないかの想定については出せないというのであれば、あったときのための、いわゆる貯金ではないけれども、備えとして置いておくべきだと。津波に遭った後、津波は24時間ずっと来て、また来るというわけでもない。一度来て、そうしたら、特措法でもつくって、そのときは高台をつくる。それは陸前高田だ、一番市街地がやられたところは陸前高田とか、岩手県でもそういうところは盛土をしているわけです。特別措置法をつくってやればいいことで、それなりの声を上げていく、そのためにあそこを保全していく。

それまでは遊休地として、いわゆる公園的な要素、2番目に移りますけれども、南伊豆町の沿岸地域は、富士・箱根・伊豆国立公園に指定されております。大企業に海岸線をいじられてない唯一の町です。手つかずのところがあります。遊歩道以外でも。そういう町は、伊豆半島広しといえども南伊豆町しかありません。非常に貴重な町です。自然です。

こうした中で、名前は富士・箱根・伊豆国立公園となっておりますけれども、唯一、国立公園でビジターセンターが置かれていないのは伊豆だけなんです。ジオパークやマリンスポーツ、フィッシング、サイクリング、ハイキング、ランニングなど、いわゆる第一級のリゾート地としての物を持っているところはなかなかありません。

私の郷里の国立公園は日光であります。奥日光もほとんど湯元中禅寺以外は自然を壊すものはありません。ビジターセンターが湯ノ湖畔にあるだけですが、こうしたところで、いわゆる国民のリゾート地としての今後の発展、地域の経済を展望していくべきだというふうに思いますが、こうした点は隣接する杉並区とも協力ができることではないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

お答えいたします。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘の国立公園のビジターセンターは、環境省直轄のビジターセンターかと思われます。

確かに、箱根ビジターセンターと田貫湖ふれあい自然塾が運営されており、伊豆地区には存在しておりませんが、何分、環境省直轄のビジターセンターでありますので、伊豆地区の

ビジターセンターとなると、本町のみならず、関係市町全域での取組が求められるのではないかと危惧いたします。

いずれにいたしましても、環境省の意向なども踏まえながら、必要であれば伊豆半島サミット等を通じ、提案してみたいと思います。今後2年間、昨日も答弁させていただいたように、2年間にかけて、2年間の中で様々な案を、それから方向性を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 伊豆は南に行けば行くほどすばらしいというスローガンがありますけれども、こうしたことを標榜しながら、これは伊豆縦貫道の南進も含めて、併せて、やはり関係市町に運んで、いわゆる私はこの中で花を生かした公園フラワーパークなど、また、かつては田んぼではアーチェリーだなんて、弓ヶ浜にちなんでありましたけれども、こうしたフィールドスポーツの誘致なんかもできるのでは、日常では、平時ではできるのではないかと思います。併せて、いかがですか、町長。こうした構想を日常はしていて、いざ災害のときには対応できる、こうしたことで地域、賀茂郡全体にでも誘客を図れるのではないかと、湊以外の方にも、この間、町内のほかの場所の方にも聞いてみましたが、もう絶対、町が買って確保すべきだと、ほかに行ったら、民間に行ったら、ほかには転売されて、どこの国の人のものになるか分からないと、そういう言葉が出ています。こうしたフィールドスポーツも含めた対応も検討できるのではないかと。

また、弓ヶ浜にはミナトザクラという固有種があって、浜松フラワーパークにはミナトザクラの小塊、群生が10本ぐらいあります。こうしたものも名所としても活用ができるのではないかと思います。併せていかがですか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

いろいろご提案をありがとうございます。

本町には散策できる公園がありませんが、青野川の河川敷道路を活用し、多くの住民が健康・趣味のため、季節の移ろいを眺めながら散策しており、冬場には近隣の高校の陸上部が管理道を活用し、合宿に来ております。

また、フィールドスポーツ対応施設については、安全な立地条件等を踏まえ、小中学校の統廃合後に跡地利用なども検討する必要があると考えております。

自主財源が乏しい我が町においては、財源の確保は起債が必須であります。最終的には償還が伴います。未来を見据え、費用負担が少ない方法を模索しながら、既存の施設の利活用を考えていくことが必須とされておりますので、費用対効果や必然性に鑑みながら、効果的な事業採択を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 時間も短くなってきたもので、重ねて答弁はいいませんが、湊病院の土地を確保すべく、首長会議で検討していただくことを強くお願いするものであります。

次は、広域ごみ処理計画の問題点。

①計画地は下田市の所有になっているのか。

今、ごみ焼却炉というか、環境省の廃棄物分野における地球温暖化対策、これは21年4月9日付のものですが、この間、議会でも廃プラスチック資源化法、これも去年施行されましたが、これがどんどん進んできている中で、いわゆるごみの対応に関しても政府部内でも償却をしない方式の検討が進まってくる、廃プラも排出者責任法、これがまた出さない方向、作らない方向、これができると、一層この処理の問題に関しては変わってくる、焼却しない方式ができてくると思うのでありますけれども、まず、今そのまま進んで、この議会には事務組合設立の議案も出される予定でありますけれども、ごく近い将来、ごみ処理の焼却方式が凍結された場合、跡地対応、今の計画している場所、この計画地が下田市所有でないと構成市町の責任が問われかねないことになるのではないかと。

まず、ここの土壌汚染の調査を含めた対応、そして、所有を借地ではなく下田市所有、この措置をしてからではないと、いわゆる事務組合共同の対応というのでは、これはまずいのではないかと思います。いかがですか、町長。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

広域ごみ処理施設建設予定地として基本構想に掲げる現下田市清掃センター敷地については、6名の土地所有者と下田市が賃貸契約を締結している土地であると報告を受けておりま

す。

当該借地については、建設予定地として協議を始めた時点で、下田市に土地の組合取得を含めた土地の整理及び組合終了時の土地整備に対する負担協議をお願いしてきましたが、現段階では協議がなされていないとのことであります。

また、私も過日、仮称ですけれども、南伊豆地域清掃施設組合規約案を決める首長会議において、予定地の借地に対する疑念を下田市長に伝え、土地の整理に関して明確にすることを伝えてあります。この問題は、一部事務組合の設立後になります。引き続き組合において協議が進められるものと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） この点は、これ懸念されるのは、前の課題の旧共立湊病院の跡地の問題では言いませんでしたけれども、同僚議員が昨日の議会でもいわゆる事務組合で活用するとかの計画ではない。ただ解体ということを決めた段階でサウンディングで利活用の問題を管理者の一存で決めると、そういう動きがある。

これは、事務組合で活用することを検討しているんだっただけでも、事務組合で活用していない中でこういうことがされて、一部の報道機関で報道されるということがなされている状況の中で、ごみ焼却を束ねて、また、下田市長が管理者になるんでしょうけれども、独断専行で行かれたらとんでもないことなので、この点は、借地のままでいったらとんでもないということを、やはりしっかりと約束をしないといけないと思いますが、改めてどうですか。毅然としてここはやらないと、事務組合設立して親方になってしまえば、何でもやってしまうということであつたら、とても不安材料があるもので、聞くわけですが。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

独断でやっているというところまでは、そういう形ではないんですけども、やはりこの土地の問題は、しっかりとこれは解決をして、方向性だけ決めていかないと、最終的に20年後、30年後どうなるかというところが大きな課題になろうかと思えます。

もう20年、30年すると、私達も生きていないわけですので、そのときに、次の世代の人たちにどれだけの負担をかけてしまうかというところは、今からもうしっかりと対応しなくて

はいけないと思っていますので、一部事務組合を設立するとか、広域でやるとかという問題とまた別に、そこはしっかりと協議をしなくてははいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 引き続きその点はしっかりと。

②で、今、町の清掃センターに置かれているJETプラントは、三豊市のトンネルコンポスト10分の1以下の時間で処理ができて、占有面積、向こうは17日かかったわけですが、それと、いわゆる排水の処理はどのぐらい、同じぐらいかかるんですか。それから比べたら17分の1、24時間でできるというわけですから、占有面積も非常にコンパクトであると。仮に三豊市と同じ、古い圧縮設備を追加しても、数分の1程度のプラントになると。

こうした点から言うと、やはり政府の部内での検討課題と併せて、並行して物事を見据えていく、ごみ処理の方向を見据えていくことが必要ではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

株式会社JETの実証実験については、実験開始当初で火災もあり、様々なご心配をおかけしましたが、本議会のご理解の下、10月21日の議員視察を経て実証実験を進めております。

この実証実験では1年間を予定しており、現段階ではその成果などで不透明な面が多い状況にありますが、1年後の実験結果から事業の可能性と有効な提案が示された場合には、その時点で明らかに本町にとって有益な提案であると判断できれば、プラントの導入などの検討を進めるべきであると考えております。

実証実験の現段階においては、1市3町で取り組む広域ごみ処理事業の足並みを乱すことは考えておりません。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 三豊でふるいにかけて、この間、JETでできた産物はふるいにかけて圧縮すればこういうものができるという、これがそのものです。

昨日、今日は見られておりませんが、西伊豆から傍聴に来られた方にもJETはこういう状況だと、単なるただ軽くしたものではないと、こういうものにできると。さらに、岩手県の久慈市で実証実験やっている積水化学バイオフィナリーは、これからエタノールを作っている。むやみにも燃さなくても、わざわざも燃さなくてもいい。こういう話をしたら、非常に感動して、家で調べて夜連絡をくれましたが、やはりこうしたことは、やはり温暖化の問題、海の近くに住んでいるので海況の状況がよく分かりますが、もう人の手では戻せないところまで来ていると、こうしたことが、おかのところでしっかりとCO₂削減の問題を考えていかないと、やはり科学の理性に基づいた政治にかじを切る声を、粛々と準備をしていただきたい。

あと5分ですので、最後、新型コロナ禍を過ごした中学生、高校生で、いろいろ経済対策とか、親とか政治の世帯の問題考える中で、9月、6月議会のときも子供たちの様子等々の質問したことが、この間ありますけれども、改めて、100年に一度のパンデミック、新型コロナ禍の制限下で中学校を卒業した生徒の方々に、成人式などの機会に交流会を持てるようなクーポン等々を贈呈してはどうかというこの提案なんです、やはりコロナ禍、コロナで最後の卒業式ができなかったとか、あるいは中学2年間、この来年の春には、3年間コロナ禍で過ごした子供たちが卒業していくわけでありまして。

ベネッセと東京大学社会科学研究所がまとめ調査報告書を子供の生活と学び共同研究プロジェクトで、これはコロナ禍における学びの実態ということでありまして、これは単純に学力だけではなくて、子供たちの心身のコロナ禍が与える影響の問題、それと、前にも紹介したコロナ禍を経験した高校生の生活と意識に関する調査報告書、これは国立青少年振興機構がまとめたものであります。

様々なところがこうした思春期、まして中学生は最初の受験期を迎える心身が不安な中で、こうした時期を過ごす、こうした子供たちをフォローする、あるいは、後付けになるけれども対応、現場の教職員の方々を含め、教育関係の方々は大変な苦勞をされていると思うんです。少人数学級だからいいとかということではありません。一人一人の心に手が届くように見るということは大変なことでありまして。親の家庭の状況も子供には反映します。

こうしたことを含めて、提案は稚拙かもしれないんですが、やはりここで育った子供たちがこの地に少しでも戻ってきていただきたいという、そういう思い、もちろん願望ではなくて、私も自らそういう2組の、戻ってUターン者を迎えておりますけれども、そういう子供に心を寄せる取組を若干ですがしたらどうかという提案ですが、いかがお受け止めですか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご案内のとおり、民法の一部改正により令和4年4月から成人年齢が18歳に引き下げられましたが、本町では、令和4年度中に二十歳を迎える方々を対象に、南伊豆町二十歳の集いとした名称で1月8日に式典を開催予定であります。

高校卒業を機に、進学や就職で町を離れる方々も多い中、旧友、恩師との再会や、地域のつながりを再認識する場として、20歳の集いを開催するもので、これまでもこの機会に合わせて参加者それぞれが家族や友人と共に楽しい時間を過ごしておられますので、今回、特別なことは考えておりません。

思い出に残るすばらしい式典になるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（谷 正君） 時間です。

横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ぜひ、それぞれの世代というのはあるかもしれないですけども、もう少し寄り添った思いを想像して、ぜひ対応を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（谷 正君） ここで、10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 清 水 清 一 君

○議長（谷 正君） 8番議員、清水清一君の質問を許可します。

清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） それでは、清水清一、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、産業振興の取組という形で質問をさせていただきます。

今、全国的に、町もそうなんですけれども、コロナでやっぱりいろんな影響が出てきている。そういう中で、町の産業育成どう考えていくのかというのは大変重要なことだろうと思います。

今から四、五年前の新聞発表がございましたけれども、静岡県下で所得の一番少ない市町村は南伊豆町であるという調査結果が出ておりました。それから傾向的には変わっていないのではないかなと。南伊豆町がそういうふうになっているのでは、所得の少ない、県下で最低の所得率の町だということになっていると思います。

そのために考えたときに、産業振興をやっていかないと、町民の所得も上がっていかないと考えますが、こういうことを考えたときに産業育成のための取組、あるいは推進という形の中で、町内企業の育成支援の取組と推進はどのように行って考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町における産業育成のための取組は、令和元年度に策定いたしました南伊豆町産業振興計画及び経営発達支援計画に基づき進めており、本計画の期間は令和2年度から6年度までの5か年計画で、それぞれ地域産業の活性化、静岡県下住民所得ワースト1脱却を目的としております。

実例としては、創業に向けた相談業務においては、具体的に動き出す段階にある事業者の掘り起こしや情報提供を実施するなど、商工会、地域金融機関、産業団体との連携をもって、創業前から開業後のフォローアップに至る伴走型支援を実施しております。

さらに、サテライトオフィス誘致事業により誘致できた事業者も、過去2年間で8事業者を数え、その業種も、経営コンサルティングやサイクリングプロジェクト、スポーツ合宿誘致など多岐にわたり、町内産業の多様化に一役買っており、新たな町内産業の育成にもつながっているものと考えております。

また、先日はSNSを使った集客の基礎講座を開催し、町内外の事業者13名が参加し、おのこの事業に生かすべく、ツイッター、インスタグラム、フェイスブックを活用した集客術を学びました。

今後も様々な場面で産業育成推進に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

これまでいろいろやってきて、創業相談と、あるいは、この中で8事業所が起業したという形がございますけれども、その中で、逆に高齢化等による廃業の方が多くて、商工業者が、そういうことを考えますと、やっぱりもう少しやっていかなければならないのではないかかと考えます。

そうした中で、やっぱり高齢化によって閉める、廃業する企業、商店、あるいは民宿、あるいは農業の方もそうなんですけれども、そういう方が、2代目として、その同じ業種を引き継いでまた発展してもらえたらなと考えるんですけれども、なぜそんなことを言えるかという、結局、これまで廃業する方々は、借金がなければ資本金が最低でも1,000万近くあるものだと考えます。貸借対照表、損益計算書を計算していくと、どの企業も、あるいは個人商店でも1,000万は確実にあるだろうなど。私も自分なりに計算してみるとありますから。

ですから、そうやって考えてみますと、そういうものを、もう材料がそろっていて、その業種を引き継いでいてやっていくことによって、それだけの逆に資本ができているんだから、新たな部門、ちょっと変えるぐらいでしたら仕事ができるかと考えますけれども、そうやって考えたときに、2代目となる方々を支援する、そういう取組も必要ではないかなと思います。

だから、そういうことを考えると、商工会等では商工会青年部とかというのがあります。農協では農協青年部というものがございまして、そういう2代目になる方々を育成支援していく考えがあるんですけれども、町として2代目となるような人を育成支援していく考え等が、これから考えていただけるのでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

事業者支援においては、資金面での小口資金や短期経営改善資金の借入れに対する利子補給のほか、商工会との連携による事業者支援に努めているところであります。

一例としては、南伊豆ビジネスサポートプログラムという制度があり、商工会が本町の産業振興を遠方から支援することを目的として、首都圏で働く中小企業診断士を中心に構成された有志団体である南伊豆応援隊と様々な課題を抱える町内事業者とのパイプ役になり、課題に応じて最適な人材を紹介、その課題解決に向けて相談、助言等を行うものであります。この制度を活用し、通信販売サイトの開設や未利用資源を活用した新商品開発及び販路開拓を行った事業者もあり、町内においても徐々にではありますが浸透してまいりました。

今後も商工会、観光協会など、関係する諸団体と連携を図りながら地域産業の育成、支援に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） いろいろやっていただいて、販路開拓とかいろいろ話をされましたけれども、それもいい話であっていいんですけども、やっぱり2代目の方々はこちら地元へ帰ってきて、20代、30代の方で仕事を継いでいく、来るという形の中で、親が亡くなった後に廃業していくという方々もおられますので、そういう2年以上、あるいは3年以上家業に就いている方々が新たな事業を親と一緒にやりたいといったときにそういうものをサポートする、一応商工会と、あるいはその中で相談があるというんですけども、それプラス何か、昔で言う、大昔で言う農業後継者資金というものが農業ではあって、町で当時100万円貸せるという話があったんですけども、私は借りるタイミングを逃して町の100万円の無利子の借金はしなかったんですけども、そういう形で今やっている、農業をやっている方々はその中で助かっていると。その制度ももうなくなって20年、30年たつんですけども、そういうものを商工業者に関して後継者育成資金みたいな形の資金等も考えてみたらどうかと考えるんですけども、町長のほうは、当局はどう考えられますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

私のところもそうですけれども、後継者が自分の仕事を継いでいくということは、今、農業もそうですし、漁業、建築、様々な商店、商業もそうですけれども、様々な面において大

変これは難しいというふうに私は認識しております。

その1つとしては、やはり先ほども話に出ましたけれども、所得が安定していない、低いというところがあるのかなと思いますので、今、大分個人事業者等が減ってきた中で、ある程度所得が見込めるようになれば、また親の仕事に就くという方もおられると思います。

ある方は、親御さんの言葉では、お父さんの仕事では生活が大変だから、あなたは公務員になりなさいとか、東京へ行って、大学出て就職しなさいとかと言う親御さんもいらっしゃるというふうに聞いておりますので、この辺のところは、町も支援の体制、様々な形でどういう形が後継につながるかというのは、これからなお一層商工会、観光協会と連携しながら検討しなくてはいけないと思いますが、やはりそれぞれの家庭でまず自分たちの将来も含めた中で、子供さんたちにこの町に残ってもらい、家業を継いでもらおうということも考えていただくのも重要なことというふうに思いますので、そのようなご相談があれば、適宜相談をお受けしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 後継者の方も大変で頑張ってもらいたいと思うわけですが、また、先ほども町内で起業する人に対して起業相談とかと話があるというお話がございました。起業する人も増えてほしいんですけども、今回、コロナ給付金の関係で商工会で会員が増えたと。なぜ増えたのかというと、コロナ給付金で国に補助金申請したときに、商工会の紹介がないと国からの補助金がもらえないという話がありまして、それを考えたときに、補助金、自分なりに小さい仕事をやっているんですけども、補助金申請する、コロナで補助金申請をすると、商工会に入っていないから補助金申請ができないという事業者がおられまして、そういう方々が一気に20人、30人、50人ぐらい増えたという形が、商工会員が増えたという形があるんですけども、そういう新たな、そういう起業した方々に対しても、これから町としても新たな商工会員になった方に対しても何か支援を取り組んでいったほうがいいかなと考えますが、それについてどう考えますか。

○議長（谷 正君） 商工観光課長。

〔商工観光課長 大野孝行君登壇〕

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

その辺については、商工会の意見等も聞きながら検討して進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

考えていくことが必要だなと考えます。

それと、この、これまで町長が一生懸命やっていただいたプレミアム商品券、これまで5回やって、今日で5回目の販売は終了するという形だと思うんですけども、それで使用が今年いっぱい、ああ1月いっぱい、1月いっぱいという形になっているわけですけども、これはプレミアム商品券とやった効果はどうだったのか。また評判等、一応行政報告でも出ているわけですけども、評判についてどうなっているのか、簡単でいいですから報告願います。

○議長（谷 正君） 商工観光課長。

〔商工観光課長 大野孝行君登壇〕

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

使われるほう、消費者のほう、消費者の方からは町長の行政報告にもございましたけれども、大変好評であるよということたくさん言葉をいただいております。

また、事業者さんのほうからも、総じていい方向だということは伺っておるんですが、全部のアンケート等を取っているわけでもないもので何とも言えないんですけども、総じていい方向であるということはいいただいております。

さらに、この4弾、5弾と商工会が主体となって販売のほうをやっているんですけども、このたび簡単なアンケートも取るような形で、実態というか、実績を報告していただくという予定になっております。

以上です。

○議長（谷 正君） 副町長。

〔副町長 橋本元治君登壇〕

○副町長（橋本元治君） 私のほうから補足でお答えをさせていただきます。

先般、商工会の会長さんが新年度の当初予算を今組んでいるところで、要望ということでおいいただきました。

このプレミアム商品券の関係については、商工会長さんも含めて町内事業者が大変ありがたいと、できたらまた続けてやってほしいと、そういうお話もございました。

数字的には1月末が終わらなければ、実際にどのような効果があったのかということの検証は無理なのかとは思いますが、会長さん自らが大変喜んで、ぜひまた続けてやってほしいというようなお話もございましたので、評判はもう十分だというふうに私どもは理解しております。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） ありがとうございます。

このプレミアム商品券事業自体は、大変私もいいのではないかなと考えます。ですから、今年度だけでなく、また来年度も行ったほうが良いと考えます。そのためにも来年の予算にはそれをつけていただいて、来年度のいつかにはできるという形で、来年の3月議会ではそういう予定もありますということをお願いしたいんですが、今しゃべれないのは分かっているんですけども、前向きという答弁をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

このプレミアム商品券に関しましては、原資がコロナ対応の地方創生臨時交付金を使っておりますので、また国のほうから補正が28兆円とか幾らとかいう何かついたようなことも言っていましたので、そちらに活用、いただけるようであればまた考えたいなというふうに思っています。

大変好評で、発売第1弾からそうですけれども、発売して購入した次の日には、おい、次、いつやるというふうなそういう声も、まだ使い切っていないのに次もやってくれよという声があるので、ちょっと金額のほうも不透明ではありますけれども、ぜひ町民の方が喜んでいただけるのであれば、また次も検討したいと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

やっていただけるのではないかなと、国の財政状況によるだけの話であって、やっていただけたらなという形をお願いいたします。

次に、観光資源の有効活用という形の中で質問させていただきます。

有効活用、整備取り組み、推進は。また、各観光施設との町の取り組みで、これからの考えはという形で書いてありますけれども、この中で、コロナでやっぱり人の動きが少なくなってきた中で町に人が多く来てもらうようにするためには、やっぱりそれとなく観光施設、観光がよく、人が来てもらうように考えていかなきゃいけないんですけれども、これについて町としてはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町においては、海、山、花、温泉、食と、誘客の柱となる観光資源が豊富にそろっており、その中の1つにジオパークがあります。

伊豆半島においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で延期となっていたユネスコ世界ジオパークの再認定審査が本年10月に実施され、年度内には審査結果が出るであろうとのことです。

また、再認定の際には、それに合わせて美しい伊豆創造センターを核とした広域的な誘客宣伝やそれぞれの市町のジオサイトのPRなども実施されると思われまます。

本町におきましても、役場庁舎や観光協会、石廊崎オーシャンパーク内のビジターセンターで大々的なPR、ホームページやSNSでの情報発信にて誘客に努めるとともに、ジオパーク以外の面でも観光協会、美しい伊豆創造センター、伊豆西南海岸観光推進協議会など、周辺市町と連携した誘客活動に積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） ジオパーク、ビジターセンターとか、ものが大事になってくるよというお話で、観光協会、あるいは他の町と連携していくのが必要だなという答弁だったと思いますが、連携も必要ですけれども、南伊豆町で観光協会を使った例の伊勢海老キャンペーンもあったわけですが、そういうものをまた、2月、3月の桜まつりとか、菜の花まつりとかに対しても何か新しいものがいいかなと考えるんですけれども、菜の花は結婚式が中心になって大々的に宣伝できるものが少なくなったわけですが、これからの桜まつり、あるいは菜の花まつりについて、その減った分を何か取り返すという形の

ほうで町としての考え等はございますか。

○議長（谷 正君） 商工観光課長。

〔商工観光課長 大野孝行君登壇〕

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

町長の行政報告にもあったかと思われませんが、このたび桜広場という、仮称なんですけれども、新しく観光協会の横に広場のほうを造ります。そちらのほうで各種イベントやキッチンカー等を入れたイートインスペース、そのようなものもつくりますので、メインといたしましてはそれが目玉になってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

ということは、撤去した後にそこを広場として、湯の花のところのガラス温室を撤去してそこを広場にするという話だと思んですけども、それがでは今度の2月には間に合うという解釈でいいのかな、いいんでしょうか。

○議長（谷 正君） 商工観光課長。

〔商工観光課長 大野孝行君登壇〕

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

間に合わせる予定で、今、工事のほうを進捗させております。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

よろしく願いいたします。

もう少し何かあればいいかなと思って考えたんですけども、まあいろいろ考えていただきたいと思います。

4番目の農林水産業の育成、有効活用、整備取り組み推進はという形がございます。

農業で、農協さんが今扱っている商品では、花の類、マーガレット、ストレリチア、ミリオンがメインであって、それで野菜では野ブキ、それでキヌサヤが少しあり、お米があるという形の中で、農協の外へ出荷するという形の扱い商品はそんなものがあるわけですけど

も、そういうことを考えたときに、それ以外に、また、あるいはそれを増やすという形の中で何か考えているものがあるのか。また、整備していく予定があるのかお伺いいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現下、農林水産業を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少による急速な過疎化に起因する後継者不足などと相まって生産量や販売額も減少の一途をたどっております。

このような中であって、本町では、安全・安心な食材の確保、さらには行政及び関係団体の支援をもって、徐々にではありますが新規就業者が定着しつつあります。

農業面においては、農林水産物直売所湯の花への出店など、生産、販売及び消費における地産地消が確立され、活況の中でこれらの流れが伸展していくところであり、近隣の自治体からも成功事例として視察なども多く訪れていると聞いております。

また、林業では、2つの事業体が美しい森林づくり基盤整備事業などを活用して、国による森林環境譲与税の創設などから、各自治体における森林整備の促進に向けた事業展開が見込まれ、森林環境の保全並びに若者の雇用の受皿として所定の効果が期待されるところであります。

水産業においては、アワビ、イセエビ、マダイなどの稚魚、稚貝の放流事業を継続することにより安定した水揚げを確保し、地元産としての付加価値の高い商品づくりが確立されつつあります。

また、若手漁業者による市場に出回らない地魚を加工販売する取組なども見られ、販路拡大につながるものと期待されております。

今後も各種関係団体との連携を図りつつ、後継者対策に効果とされる新規就業者の受入れや人材育成を支援するとともに、生産者の後押しとなる6次産業化支援制度の奨励や活用及び各種財政的支援制度の創設などをもって、さらなる1次産業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） ありがとうございます。

その中で、1つだけ聞いておこうかなと思うんですけども、農地整備をこれから行うと、

区画整理を行うという話がこの間も全員協の中でもございましたけれども、それについて青市の区画整理を行いたいんだという中で、私も全員協の中で質問したんですけれども、水はどのようにするかという話がありました。農業用水はどのようにするか。要するに畑地といえども、肥料をくれたとき、あるいは定植したとき、あるいは干ばつに遭ったときにかん水が必要になると。今、南伊豆町で菜花やっている方々がたくさんおられますけれども、冬場の菜花なものですから、雨が降らないときは、一月も降らないときにはやっぱり菜花が出ないと、咲かないと。そのためにも、肥料もくれないという形の中で農業をやっているわけなんですけれども、そういうことを考えると、それはやっぱりそうすると生産的には落ちるという形がございますから、せっかく畑作用の農地をつくるというのであったら、そういうときのための水資源が必要になってくると思うんですが、それについて設計等で、あるいは考えとしてはどうなっておられるのかをお伺いいたします。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

〔地域整備課長 飯田満寿雄君登壇〕

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

青市の圃場整備というか整備事業については、事業のほうが静岡県農林事務所のほうが担当して行うこととなっております。その中で、やはりかん水用の水資源というのは大切なものですから、その辺は今、鯉名川から取るのか、青市川から取るのか、それともあと井戸を掘るのかということで、今、検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

やっぱり畑地用としても水源がないことには、やっぱり農業として成り立っていかないと。いい例とすると、大井川の水を牧之原へ持って行ったことによって、牧之原のお茶とか畑地ができてきた。あるいは牧之原の小笠の水田等もできてきた。

それであっちの、この間も今年の春先もございましたけれども、愛知県の明治用水が穴が空いて抜けたと。その中で水がないから水田ができない。あるいは明治用水からたまたまそれへ工業用水が行っていたからトヨタの部品が作れないという話も出ました。やっぱり水が、やっぱり農業といえども水は大事ですので、その水資源をうまく考えていただければ、逆にそれがうまくできれば、青市で農業をやっていた方がうまく成功していただけるので

はないかなど。成功しないような農地をつくっても成功しない。だけれども成功するために準備がしてあれば成功できるのではないかなと思いますので、それを考えてやっていただくようお願い、要望しておきます。しっかり県にも伝えておいていただくようお願いいたします。

続きまして、2番目の生活環境の整備についてお伺いいたします。

山間地域の荒廃した農地や山林樹木の生い茂り等による国・県道、町道の影響、あるいは住宅、農地への影響がございます。その把握や対策のための考え、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘の国・県道については、所管する下田土木事務所が適時巡回しており、町道各路線については、2か月に1回程度の頻度で巡回パトロールを実施し、状況を確認しながら年2回の除草業務をシルバー人材センターに委託しております。

このような中で、町道等においては、これまで地区主導でボランティアによる清掃活動や草刈りなどをお願いしてまいりましたが、地区住民の高齢化などから奉仕活動等が極めて厳しい状況となってまいりましたので、これら負担軽減を図るための取組にも着手してまいります。

住宅地等は主要道路側からの目視で状況を確認する程度であり、基本的には個人の所有地であることから具体的な対策は取っておりません。

また、荒廃する農地対策についても、地区区長や農業委員からの情報により現状把握に努めておりますが、個人の権利問題を前提とした広報活動以外には効果的な対策がないというのが現状でありますので、今後も自己責任による自発的な環境整備を注意喚起してまいります。

加えて、有志による団体の活動などにより、荒廃した農地の解消に向けた取組も進められていると聞いておりますので、これら団体の方々や林業事業体とも連携を図りながら、環境整備推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

個人の所有物については手を出せないと。指導はできると思うんですけども、指導等、あるいは要望等は個人のその方に対してこれまでどのように行っているのか。よく固定資産納付書の中に一緒につけるとかと話もございましたけれども、そういうことをやってきて効果等はどうなっておられるのかお伺いいたします。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

〔地域整備課長 飯田満寿雄君登壇〕

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

近隣の住民の方から、隣の木が生えてきただとかそういったことで苦情がやはりうちのほうに来ます。そうしたときには所有者の方に連絡して対処をしていただいているところがございます。ほとんどの方が発送すると何らかの対応はしていただいている状況でございます。以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

でも、やっぱりそうやって考えると、対策を新たにやってもやらない人もおられるという形だと思います。それを考えたときに、この2番目と絡むんですけども、やっぱり空き地の雑草等、要するに宅地に生えている、農地の話とか、あるいは山林の話だったんですけども、宅地、あるいは雑種地に関しては、やっぱり民間だからできないんだよという話があるわけですけども、でもそれでも何かしなきゃいけないよと考えたときに、何か指導できる方法等はこれまで町としてあるのかなのか、それについてお伺いいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

所有者の管理が低下した空き地等が及ぼす現象としての景観の悪化、ごみ等の不法投棄、害虫の発生、落ち葉、種子等の散乱のほか、何よりも地域のイメージの低下が挙げられ、過疎化や高齢化が要因とされる中、全国的な社会問題となっております。

現下においては、空き地の管理に特化した法律等はありませんが、消防法や廃棄物の処理及び管理に関する法律など、一部適用も可能とされる中で努力義務にとどまっているのが現状であることから、将来的には条例化も必要と考えております。

まずは観光地である我が町の景観上の観点からも、町民が自主的に参画する景観づくりの意識づけを醸成することが極めて重要と考えておりますので、これら取組を進めながら、今後も対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） ありがとうございます。

それを考えたときに、やっぱり土地はただ管理しないでそのまま置いておけばいいという話ではなくて、南伊豆町には住まないで他の都道府県におられる所有者もおられるわけですが、そういう方々に草を刈ってくださいよと、こっちへ来たときに刈ってくださいよと言っても、南伊豆にもう3年も5年も行ってないからよく分からないけれども、そのままやっておいてくださいと。いいや、ほっておけばいいやという考えの方もおられるわけですが、その方々に対して、草刈りやってくれる人がいますよと。例えとすると、シルバー人材センターにお願いしてできるという形を教えていけば、ふるさと納税で自分の家の土地を刈ってくださいよという形のふるさと納税もあるわけですが、そういう形の中の説明を何かのたびに町外の方々に教えていくのも必要ではないかなと。そのためには、年に1回出す固定資産の納付書のついでに、その脇にそういう説明書をいっばいつけておく方法が必要ではないかなと考えるんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

その辺のところは、所有者にもどこに頼んでいいかということも分からない方もいらっしゃるかと思いますので、その辺のところはちょっと担当課とまた相談して、そういう業者さんですとか、手法を提案させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

そういう形でうまい方法を考えていただいてやっていただきたいと思います。

それでは、次に参ります。

3番目の公有地の保全という形で質問させていただきます。

公有地の保全という形の中では、元共立湊病院跡地をどう考えていくのか、あるいは取組はどうしていくのかという中で、昨日から今日にかけていろんな方が一般質問をさせていただいていますけれども、その中で、今日もありましたけれども、昔、国立病院だったんだよという話がありました。国立病院から民間移譲の話が出て、日本で最初となる国立からの民間移譲がこの湊病院だったと思うんですけれども、それについての認識はそれでよろしいのか、あるいはまたどういうふうに関わってきたのか、お伺いいたします。

○議長（谷 正君） 健康増進課長。

〔健康増進課長 山田日好君登壇〕

○健康増進課長（山田日好君） お答えします。

あの病院は、国立病院から共立湊病院に平成9年度に移譲がされました。その中では運営方式が民間というわけではなくて、受け手は一部事務組合なので、地方自治体という形で譲渡されております。その中で、運営方式を管理委託方式ということで、当時地域医療振興協会に運営のほうは任せるという形で病院は運営しております。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

それで、当時、国立湊病院から共立湊病院になった当時、国立から他の一部事務組合というか市町村扱いになるところに移ったわけですが、国立から、国立ではなくなった病院の最初ではないのかなど。第1回目のそういうふうな、そのときに2つか3つあったわけですが、私が覚えている限りでは最初の例だというふうには聞いてはいるんですけれども、その解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（谷 正君） 健康増進課長。

〔健康増進課長 山田日好君登壇〕

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

1号かどうかは分かりませんが、当時、運営方法については、新潟県のほうに国立病院の移譲を受けて、一部事務組合で受けて、管理委託方式で民間の医療法人で運営していたところがありまして、私もそこに勉強をしに行った覚えがありますので、ちょっと1号かどうかというのは定かではありません。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

1号ではないかもしれないけれども、1番最初の頃だったという形で解釈します。

そうすると、県下では最初だったという形だと思います。

それで、では何で一部事務組合になったのかと。要するに新潟県の例もあったかもしれませんが、要するに県の指導で一部事務組合をつくったと。町でもよかったんだよ。あるいは一部事務組合で、1市5町1村で一部事務組合をつくってやったと、つくった、それで運営を引き継いだという形でございます。

ということは、国から移譲するのに、賀茂郡で移譲を受けるという形で、県の指導の下行ったという解釈でありますけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（谷 正君） 健康増進課長。

〔健康増進課長 山田日好君登壇〕

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

当時、国立湊病院を撤退するという中で、地元が、あそこから病院をなくされたら困ると。南伊豆の伊豆半島の南部の医療を支える病院としてそれは存続すべきだということで、県及びこの市町が、賀茂市町が協力して一部事務組合を設立し、この地域の医療を守ったということで私は理解しております。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 医療はやっぱりなくなつては困るという形の中で、湊病院が一部事務組合として1市5町1村の中で移譲されて運営されてきたというふうに考えますと、国から土地も移譲を受けたと。移譲を受けて湊病院の土地になったんだという形を考えたときに、では湊病院組合、当時は湊病院組合、今は下田メディカル病院組合なんですけれども、下田に移設するときに、湊から、旧下田南高跡地を県より無償で譲り受けているというふうに私は解釈しているんですけれども、それについてはどんな状況でしょうか。

○議長（谷 正君） 健康増進課長。

〔健康増進課長 山田日好君登壇〕

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

国から共立に移るときも、無償譲渡部分と有償譲渡部分がありまして、有償譲渡で7億数千万の起債を出して、起債を借り受けて土地を購入しております。

また、共立湊病院から下田メディカルセンターに移るときには、下田南高跡地については5億数千万で土地を購入したということであります。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） ということは、湊病院は7億円の土地代がかかった、大ざっぱに言いますと7億幾らの何かしらがかったと。それで南高については5億何がしのお金で買ったんだという形だと思います。

でも、そうやって考えたときに、もともと湊病院はここにあったんだという形の中で、わざわざ湊病院が移動した後に、あった土地は地元へ還元すべきだと私は考えますけれども、これまでの答弁を見ると努力すると言っているんですけれども、もう一度町長の答弁をお願いいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほども答弁をさせていただいておりますが、既存施設の解体後においても病院組合の方針が確定しておりませんので、本町では今のところ検討はしておりません。

今後については、やはりまず解体をするということが大前提で、それから解体がされるであろう令和6年度中に全ての方針を決めたいと思います。

湊区に還元といっても、あの土地を湊区に返しても、湊区でもちょっと扱いに困るのかなというところですので、その辺のところは、もし町が購入するのであれば、湊区の皆さんも喜んでもらえるような利活用の仕方があるのかなというふうに考えております。今後、2年間でいろいろと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 病院跡地については、私はあの場合は意見書のとおりだと私は思って

いますので、それを皆さんにお伝えして、私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思
います。どうもありがとうございました。

○議長（谷 正君） 清水清一君の質問を終わります。

◎議第93号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） これより議案審議に入ります。

議第93号 南伊豆町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。
朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（谷 正君） 朗読を終わります。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第93号の提案理由を申し上げます。

監査委員は、地方公共団体の財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監
査するため、地方自治法第180条の5第1項の規定に基づき設置する執行機関であります。

このたび、現監査委員である高橋正明氏から、令和4年11月末日をもって監査委員の職を
辞したいとの願いを受け、後任として、金融機関で長い勤務経験と、財務管理及び事業の経
営管理に関し優れた知識と豊富な経験を有する外岡與志夫氏を新たに選任いたしたく、議会
の同意を求めるものであります。

なお、任期については、同法第197条の規定に基づき選任の日から4年となります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第93号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第93号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第94号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第94号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（谷 正君） 朗読を終わります。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第94号の提案理由を申し上げます。

地方税法第423条第1項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服申立て等を審査・決定するため、固定資産評価審査委員会が設置されております。

同審査委員3名のうち、横山誠氏の任期が本年12月31日で満了となるため、同氏を引き続き選任いたしたく、同条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

なお、当該委員の任期は、同条第6項の規定に基づき選任の日から3年となります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第94号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第94号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第95号 南伊豆町公共料金等審議会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第95号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和5年度から公共下水道事業及び漁業集落排水事業が公営企業会計化されることに伴い、水道料金等審議会及び下水道料金等審議会に関する規定を本条例に統合するものであります。

具体的には、水道料金をはじめとする審議会への諮問対象を追加するほか、審議会構成委員に学識経験者等を追加するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第95号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第95号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第96号 南伊豆町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第96号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和5年度から公共下水道事業及び漁業集落排水事業が公営企業会計化されることに伴い、企業職員の定数を定める南伊豆町企業職員定数条例を本条例に統合し、併せて各事務部局の職員定数を見直すものであります。

具体的には、上水道事業の定数9人を上下水道事業定数12人とし、町長事務部局の職員定数130人を127人とするほか、監査委員事務部局の職員定数を兼務1人から兼務2人とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第96号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第96号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第97号及び議第98号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第97号 南伊豆町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議第98号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第97号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和3年6月の地方公務員法の改正をもって、令和5年度から地方公務員の定年が段階的に引き上げられることから、本条例の一部を改正するものであります。

詳細については、総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

また、引き続き議第98号の提案理由を申し上げます。

本議案も同様に令和5年度からの定年引上げに対応するため、関係条例等に係る所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それではまず初めに、議第97号の詳細について説明をさせていただきます。

本議案は、地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、それに伴う制度改正に対応するため、同条例の一部を改正するものでございます。

主な概要は、定年年齢の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入、定年前再任用短時間勤務制の導入及び情報提供・意思確認制度の4つが追加をされてございます。

1つ目の定年年齢の引上げにつきましては、令和5年度から職員の定年年齢を現行の60歳から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降は65歳とするものでございます。

2つ目の管理監督職勤務上限年齢制、役職定年制でございますが、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理職については原則60歳に到達後、管理職以外の職に就くこととなります。

3つ目の定年前再任用短時間勤務制は、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳に達した日以後、引き上げられた定年前に退職した職員については、本人の希望により短時間勤務の職に採用する制度でございます。勤務時間、給与の仕組み等は現行の再任用短時間勤務制度と同様でございます。現行の再任用職員制度についても法改正により廃止となりますが、令和13年度末の定年年齢の段階的な引上げ完了時までは暫定的に再任用職員として制度が残ることとなります。

最後の情報提供・意思確認制度については、上記制度改正による内容等について、職員が十分認識した上で勤務の意思を決定できるよう、60歳に達する年度の前年度に制度に関する情報提供と勤務の意志を確認することとございます。

次に、議第98号についても説明をさせていただきます。

本議案につきましても、地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、それに伴う制度改正と同法改正による引用条項のずれに対応するため、9つの条例の一部改正と1つの条例の廃止を一括して行うものでございます。

主な概要につきましては、次の3点でございます。1つ目は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入により、管理職については原則60歳に到達後、管理職以外の職に就くこととなりますが、本町においては主幹相当で新たに参事職を設定することといたしました。参事は、管理職で配属されていた部署において新任の管理職のサポートをしつつ、その部署における課題や問題点に対し長年培った能力や経験を有効に発揮してもらうことを念頭とした業務内容とする予定でございます。

2つ目は、給与に関する取扱いで、職員の給料月額、当分の間、職員が60歳に達した日

以後、最初の4月1日以降、原則7割水準となります。

なお、退職手当につきましては、当分の間、60歳に達した日以後、引き上げられた定年退職日以前に退職した場合であっても定年退職の支給率により算定することとなります。

3つ目は、地方公務員法の一部改正により、同法を引用していた条項にずれが生じたため、その引用条項について改正をするものでございます。

概要については以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑をお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第97号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、議第97号の原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、議第98号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、議第98号の原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第97号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第97号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第98号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第98号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第99号 南伊豆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第99号の提案理由を申し上げます。

本議案は、コロナ禍において放課後児童クラブの安定的な事業運営を図るため、児童福祉法第34条の8の2に基づき、放課後児童支援員の要件緩和や人員基準を改正するものであります。

具体的には、新型コロナウイルス感染症拡大により、放課後児童支援員の認定研修が受講できない場合など、町長が特に認める場合において、認定研修の修了を支援員の必須要件としないこと。

また、利用者が20人未満となる時間帯及び曜日において、利用者の支援に支障がない場合に限り、放課後児童支援員の配置数を1人にすることを可能とし、非常時における継続的な運営体制を確保するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第99号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第99号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第100号 南伊豆町消防団条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第100号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和3年4月13日付消防庁長官通知で定める非常勤消防団員の報酬基準に基づき、団員報酬及び出動報酬について改正するものであります。

詳細については、防災室長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

防災室長。

[防災室長 平山貴広君登壇]

○防災室長（平山貴広君） それでは、議第100号の内容説明をさせていただきます。

消防団員の報酬等については、令和3年度において、定員等に係る見直しを実施したところではありますが、さらなる処遇改善が求められる中、令和3年4月13日付消防庁長官通知で示された非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、本条例の一部を改正するものであります。

具体的な改正の内容については、お手元に配付してございます資料ナンバー6の新旧対照表により説明させていただきます。

まず、年報酬については、別表第1支給額について、「団員、2万5,000円を3万6,500円」に、「班長、3万2,000円を4万円」としたいものであります。

また、出勤報酬であります。別表第2支給単位「1回につき」を「1日につき」とし、区分及び支給額については「訓練」「4時間未満の場合3,000円」、「4時間以上の場合、5,000円」を「警戒、訓練その他消防業務」で3,500円に、「出勤」「3,000円」を「水火災その他災害出勤」で「4時間未満の場合4,000円」、「4時間以上の場合8,000円」としたいものであります。

なお、本改正に係る施行日は、附則に記載のとおり、令和5年4月1日といたします。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 黒田議員。

[1番 黒田利貴男君登壇]

○1番（黒田利貴男君） 議第100号南伊豆町消防団条例の一部を改正する条例制定について、賛成討論をいたします。

この議第100号の趣旨は年報酬及び出動、訓練手当の変更であります。消防団員の処遇の改善については、静岡県消防大会などにおいても議案となり、提出され、県各市町に要望がなされておりました。

そのようなことから、今回の改正には総務省消防庁からの通達があったものと推測できます。

この改正では、班長以下、団員の年報酬の引上げ、訓練及び出動手当の引上げです。訓練及び出動手当においては、南伊豆町の支給区分及び支給額が、多市町支給区分、支給額と逆転しておりましたが、議第100号では改正することは歓迎すべきところです。

他方で、団員定数削減、それに伴う団編成の変更など改正をこれまでしてきたわけですが、今後の課題として各自治区単位での詰所の設置があります。

各自治区で詰所を設置するには、人口減少、高齢化している中での負担は大きく、詰所及び蔵置場の更新ができない状態にあります。

6分団、6詰所という形を今後、考えていかなければなりません。

消防団員の職業の多様化から、ボランティア団体である消防団に入る団員数も年々減少し、出動人員に足らず、出動できない場合も出てきている中で、今回の議第100号南伊豆町消防団条例の一部改正は、賛成すべきところです。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長（谷 正君） ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第100号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第100号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第101号及び議第102号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第101号 南伊豆町下水道条例の一部を改正する条例制定について及び議第102号南伊豆町都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第101号の提案理由を申し上げます。

本議案は令和5年4月1日から公共下水道事業が公営企業化されることに伴い、下水道条例の一部を改正するものであります。

引き続きまして、議第102号の提案理由を申し上げます。

本議案は令和5年4月1日から公共下水道事業が公営企業会計化されることに伴い、都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細については、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） それでは、議第101号の内容説明を申し上げます。

平成31年1月25日付総務大臣通知により、地方団体が公営企業の経営基盤の強化や、財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することを推進しております。

ご承知のとおり、本町においては公共下水道事業・漁業集落排水事業・簡易水道事業の3事業が対象となるため、令和5年4月1日からの公営企業会計化に向けて、固定資産台帳整備や公営企業会計に対応したシステム導入を進めているところであります。

本議案は、公共下水道事業を公営企業会計に移行することに伴う下水道条例の改正となります。

資料ナンバー7をご覧ください。

第2条の用語の定義において、地方公営企業法第8条第2項に定める管理者として町長を定め、以降の各条文の「町長」を「管理者」と言い換えております。

第14条の使用料の算定方法においては、金額を消費税相当額を加えた総額表示といたしました。

続きまして、議第102号の内容説明を申し上げます。

前号の議案の提案の説明と同様でありまして、総務省が進める公営企業会計への移行に伴う条例の一部改正であります。

それでは、資料ナンバー8の新旧対照表をご覧ください。

前条の一部改正に伴い、地方公営企業法第8条第2項に定める管理者を定めておりますので、町長を管理者に読み替える各条文の整理を行うものであります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第101号の原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 次に、議第101号の原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 次に、議第102号の原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 次に、議第102号の原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第101号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第101号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第102号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第102号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第103号 南伊豆町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第103号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和5年4月1日から公共下水道事業及び漁業集落排水事業が公営企業会計化されることに伴い、水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細については、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） 議第103号の内容説明を申し上げます。

議第101号の提案理由と同様で、公共下水道事業、漁業集落排水事業及び簡易水道事業の公営企業会計化への移行に伴う条例の一部改正であります。

資料ナンバー9の新旧対照法をご覧ください。

これまで、公営企業会計で運営してまいりました水道事業に公共下水道事業、漁業集落排水事業及び簡易水道事業を新たに公営企業会計とするため、条例名を「南伊豆町水道事業の設置等に関する条例」から「南伊豆町公営企業の設置に関する条例」に改め、第1条を公営企業の設置とし、水道事業に、簡易水道事業・公共下水道事業、漁業集落排水事業を加え、第2条第1項において、水道事業に下水道事業等（以下「各事業」という。）を加え、以降の「水道事業」を「各事業」と言い換えております。

また、第2条第2項において水道事業の給水区域等を、3項で下水道事業等の処理区域を規定いたしました。

第3条においては、各事業の地方公営企業法の適用、第4条においては事務権限組織として生活環境課を定め、第5条で各事業の特別会計の設置を規定しております。

第4、第5条においては、各事業の地方公営企業法の適用関連を規定し、第6条では字句の訂正となっております。

第10条において諮問機関であった南伊豆町水道料金等審議会は、南伊豆町公共料金等審議会へ統合するため、第10条は削除いたしました。

附則においては、令和5年4月1日からの施行を規定し、公営企業会計化される「南伊豆町子浦漁業集落排水事業」「南伊豆町公共下水道事業」「南伊豆町中木漁業集落排水事業」「南伊豆町妻良漁業集落排水事業」の4特別会計条例の廃止を規定しています。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 討論する者はありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第103号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第103号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第104号 南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第104号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和5年4月1日から既設簡易水道が上水道に正式統合されることに伴い、水

道事業給水条例の一部を改正するものであります。

詳細については、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） 議第104号の内容説明を申し上げます。

議第101号の提案理由と同様となりますが、簡易水道事業の公営企業会計への移行に伴う条例の一部改正であります。

資料ナンバー10の新旧対照表をご覧ください。

第1条で簡易水道事業を明記し、第2条では南伊豆町の字句を削除いたしました。

第3条においては用語の定義を定め、第24条において、料金を1か月ごとの計量制と規定いたしました。

また、24条関係の別表第1の料金を、9地区の簡易水道料金を上水道料金に統一し、消費税相当額を加えた総額表示に改め、31条関係の別表第3の負担金は、消費税相当額を加えた総額表示を明記いたしました。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第104号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第104号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第105号 南伊豆町漁業集落排水事業排水施設条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第105号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和5年4月1日から漁業集落排水事業が公営企業会計化されることから、新たな南伊豆町漁業集落排水施設条例を制定するものであります。

詳細については、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

[生活環境課長 高野克巳君登壇]

○生活環境課長（高野克巳君） 議第105号の内容説明を申し上げます。

議第101号の提案理由と同様となりますが、漁業集落排水事業の公営企業会計の移行に伴う条例改正であります。

資料ナンバー11の「南伊豆町漁業集落排水施設条例（案）の解説」をご覧ください。

まず、条例制定の経緯としまして、総務省は地方団体が公営企業の経営基盤の強化や財政

マネジメント向上等に的確に取り組むため、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、断続的な経営等実現することを推進しています。

本町においても、子浦漁業集落排水事業、中着漁業集落排水事業、妻良漁業集落排水事業の特別会計を南伊豆町漁業集落排水事業とし、公営企業会計を適用することで弾力的な経営を目指すため、町の管理運営に必要な事項を定めることといたしました。

めくっていただき、以降各条の解説となります。

第1条の趣旨において「設置・管理及び使用について必要な事項を定める」ことを規定しております。

第2条の設置では、子浦・中木・妻良漁業集落排水施設の名称、位置及び処理区域を定め、第3条では、「汚水」「集落排水施設」「排水設備」「使用者」「管理者」「使用月」の用語を定義し、第4条から第6条まで使用者の義務として「排水施設の設置」「使用開始等の届出」「使用者の注意」を規定しております。

第7条では、排水設備の設置者及び使用者に対して、排水設備又は使用方法の改善を命ずること、また、従わないときの使用の禁止を規定しております。

第8条においては、使用料の算定方法は「使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第1の基本使用料と超過料金の合計額とすること」「使用月の始期及び終期は、管理者が別に定めること」「8条に定めのない使用料の算定方法を下水道条例とすること」を規定しております。

別表第1において、使用料規定として、1月につき、基本使用料1,100円、超過使用料、排除汚水量1立方メートルにつき、11立方メートルから50立方メートルまで121円、51立方メートルから200立方メートルまで132円、201立方メートル以上を143円とし、金額は消費税を加えた総額表示としています。

第9条では、使用料の徴収を「下水道条例の例によること」とし、第10条で、加入負担金を規定し、別表第2で、一般世帯を20万円、一般世帯以外のものの加算について規定しております。

第11条において、使用料及び加入負担金の減免、第12条で、督促手数料及び延滞金の徴収を規定し、第13条で代理人及び代表者、第14条で罰則を規定し、一部を下水道条例の例とすることを規定しております。

第15条の委任において、この条例の定め以外の必要事項は管理者が別に定める規定をしております。

また、この条例の施行日を令和5年4月1日とし、2項・3項で「南伊豆町漁業集落環境整備施設設置・管理条例」の廃止、施行までの間の従前の例によることを規定しております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第105号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第105号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第106号 静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第106号の提案理由を申し上げます。

本議案は、太田川 原野谷川 治水水防組合が、令和5年3月31日をもって解散し、本組合から脱退することに伴い、組合同約の一部を変更する必要性が生じたことから、地方自治法第290条の規定に基づき、構成市町の議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第106号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第106号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第107号 南伊豆地域清掃施設組合の設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第107号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆地域清掃施設組合の設置について、地方自治法第284条第2項、及び第290条により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） 議第107号の内容説明を申し上げます。

下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町をもって組織する「南伊豆地域清掃施設組合」を設立するため、規約を定めるものであり、地方自治法284条第2項及び第290条により、本議会の議決を求めるものであります。

南伊豆地域清掃施設組合規約（案）をご覧ください。

第1章 総則においては、第1条で組合の名称を「南伊豆地域清掃施設組合」と規定し、第2条では、組合を組織する地方公共団体で、下田市、南伊豆町、松崎町、及び西伊豆町で組織するものとし、第3条では、組合の共同処理する事務を、エネルギー改修型廃棄物処理施設（焼却施設）、マテリアルリサイクル推進施設（資源化施設）と規定し、第4条において、組合の事務所の位置を下田市敷根13番8号南伊豆衛生プラント組合汚泥処理クリーンセンター内としております。

第2章 議会においては、第5条 議会の組織として、組合議会の議員定数を10人とし、内訳では下田市4名、南伊豆町、松崎町、西伊豆町がそれぞれ2人と規定しております。第6条、第7条、第8条では、議員の選挙と任期、補欠選挙についてそれぞれ規定しております。

第3章 執行機関においては、第9条で、管理者、副管理者、会計管理者を各1名置き、管理者と副管理者は関係市町の長の協議又は互選によること。

会計管理者は、管理者の属する市町の会計管理者とすること。

管理者及び副管理者の任期について規定しております。

第10条 組合の職員は管理者が任免し、定数は組合の条例で定める者としております。

第11条は、監査員2名の選任と、任期を規定しております。

第4章 組合の経費においては、第12条で経費の支弁方法、1項では、組合の経費は関係市町の負担金及びその他の収入をもって支弁するものとし、2項では、この後ご説明をいたします負担金についての別表を規定しております。

第3項では臨時に経費を必要とするときの負担金の負担割合は、関係市町の長の協議に基づき、組合議会の議決を経て定めることと規定しております。

第5章 雑則では、この規約の定め以外に組合運営に必要な事項は、管理者が定めることを規定しております。

附則では、規約の施行を令和5年4月1日からとしております。

最後に、第12条関係の別表であります。地方債の元利償還金を含む、広域ごみ処理の建設費の負担割合を、均等割り40%、人口割り60%、組合及び広域ごみ処理施設の運営費の負担割合を、均等割り20%、ごみ量割80%と規定しております。

なお、備考で、人口割の基準として直近の国税調査人口。

ごみ量割の基準を直近の市町のごみ処理実績量と規定しております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 8番、清水です。

この一部事務組合、ごみの関係でやるんですけれども、一つ問題点として、この土地が先ほど一般質問の中でありましたけれども、6名の地主がおられると、下田市の土地が何パーセントぐらいあるのか分かりませんが、6名の地主がおられるということは、その土地をもし、これが終わった後に清掃センターが解体するときにその土地をその地主さんに返すわけですけれども、そのときに例えとして悪いんですけれども、重金属等が入っていたときは一部事務組合でその土地をきれいにしなければならぬんじゃないかなと考えますけれども、そういうことを考えたときに、この土地をこの6名の地主の土地の分を、下田市に先に買っておいでもらう方法等は考えてられないのか、あるいはそれに対する対策は考えて

おられるのか、それをお伺いいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほど午前中の横嶋議員の質問がその質問でございました。

下田市にある清掃センターの土地が6名の所有者がいられるということで、運営会議でも私もその旨は市長に直接お話をさせてもらいましたが、下田市が購入するとか、それでなければ、これから20年、30年たって、あの施設が継続的に使われなかった場合の今までの汚染の状況とこれからの汚染の状況というのがまた変わってくるのかなというところですので、その辺の負担を明確にしてもらいたいということを申し上げておりますので、また運営委員会で12月ありますので、その辺のところももう一度市長には訴えていきたいと思っております。

そういうところも全てクリアしないと、これからもっといろんなことがクリアしなくては問題が出てくるかと思っておりますので、その辺のところは粛々と進めたいと思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

だけれども、下田市と南伊豆町は、日野にごみの焼却炉を造ろうという話のときに、下田市のほうが蹴って、地元のところに持ってくるんだと、その土地から離れられないという、要するに下田市が南伊豆町の日野に造ろうと言ったときに、途中までよかったんですけども、敷根から外に行くのはまずいという話の中で、敷根に造るという話になったような雰囲気、これまでの経緯を見ていると、そういうふうに見ても取れなくもないと思うんです。その先には何があったんだろうと。今度土地の問題ではないかなと私は推測しますがけれども、私の推測違いかもしれませんけれども。その辺についての私の考えと当局の考えの違いはお教え願えますか。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

土地の問題につきましては、町長の先の答弁の中にもありましたけれども、担当者会議の中で最初から下田のほうに土地の整理についてお願いをしてあったところでありまして、

今の現時点においても、3町、下田市以外の3町については、その土地についての今後の処理の仕方、この共立湊病院の跡地の関係もありますので、20年後、30年後に終わるときの状況についても話し合っていこうということで、担当者会議ではそのような形になっています。

ただ、担当者会議が、令和5年4月1日から組合が立ち上がりますので、その組合が立ち上がった以降は組合で、その土地について整理をしていくものと思われれます。

ただ、今現在、南豆衛生プラントの組合議員さん、議員でありますけれども、南豆衛生プラントの土地につきましても、あそこ借地になっております。そういう形で下田市が同じような形で進めようと思っている形だと思うんですけども。ただ、土地については、今後も3町の担当で、協議について強く押していきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） ほかに質疑ございますか。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

長田議員。

[6番 長田美喜彦君登壇]

○6番（長田美喜彦君） 私も今、清水議員が言ったような関係で、私は1市3町での清掃業務化には問題ないとは思っております。

ですが、下田市のその底地の問題、これを解決してからでも遅くはないのではないかなと思っております。

それは今まで、今と同じにずっとこの問題を引きずるようなことがあってしまうと、やはり問題が大きくなるのではないかなと思っております。

その点について、時期尚早と思い、反対をいたします。

○議長（谷 正君） それでは次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。
採決します。

議第107号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 賛成少数です。

よって、議第107号議案は原案のとおり可決しないことに決定しました。

◎議第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第108号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第108号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町営分収林条例に基づき整備したクヌギについて、無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

当該条例に基づき植栽した樹木については、地上権の設定及び分収の方法について、土地所有者と契約を締結しております。

これら多くの物件については、既に契約期間が満了していること。

また、伐採を実施しても全く収益が見込めないことが明らかであることなどから、これらの契約を解除するとともに、当該樹木：クヌギを所有者に無償譲渡したいものであります。

詳細については、地域整備課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

地域整備課長。

〔地域整備課長 飯田満寿雄君登壇〕

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 議第108号の内容説明を申し上げます。

本議案は、南伊豆町営分収林条例に基づき、植林整備した立木の権利を当該土地所有者に無償で譲渡したいものであります。

本条例で定める分収林については、先の全員協議会でもご案内のとおりであります。町が土地所有者から土地を借り上げ、植林及び生育管理を実施するもので、これら立木には地上権を設定した後、最終的には伐採収益を分収するとした制度でございます。

現状においては既に、契約期間も満了しており、なおかつ伐採収益も見込めないことなどから伐採による精算は現実的ではないと判断したもので、これら処分に係る土地所有者との円滑な土地協議を経て、所定のご理解をいただいているところであります。

内容説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第108号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第108号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第109号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第109号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町営分収林条例に基づき整備したクヌギを無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容は、前号と同様でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第109号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第109号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第110号 令和4年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第110号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額から1,116万9,000円を減額し、予算の総額を56億3,262万1,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、農林水産業費の農業費に215万3,000円、教育費の教育総務費に229万7,000円、災害復旧費に620万円などを追加し、総務費の総務管理費1,803万4,000円、商工費2,045万6,000円を減額するものであります。

また、これら歳出に対応する財源として、地方交付税8,606万2,000円、繰越金3,820万9,000円を追加し、国庫補助金9,847万4,000円、県補助金1,079万5,000円を減額するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第110号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧くださいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額から1,116万9,000円を減額し、予算の総額を56億3,262万1,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに歳出に係ります主な補正項目から説明をさせていただきます。

予算書の20ページ、21ページをご覧くださいと思います。

2款総務費の1項1目一般管理費の需用費については、石炭や液化天然ガスなどの輸入価格高騰の影響で、燃料費調整額が値上げされたことを受け、電気料金が値上りし続けていることから、光熱水費に460万2,000円を増額をいたしました。以降においても同様に、高熱水費の増額がございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、同款同項12目地域づくり推進費の地方創生事業では、1億2,878万6,000円を減額をいたしました。この主な要因としては、デジタル田園都市国家構想推進交付金、いわゆる地方創生テレワークタイプを活用し、サテライトオフィス進出企業と地元企業が連携して事業に取り組む際の費用の一部を負担することで、進出企業の定着と地域活性化の推進を図ることを目的とした「進出企業定着・地域活性化支援補助金交付事業」において、当初予算を編成した時点では5事業の採択を予定しておりましたが、1事業しか採択に至らなかったこと、再募集についても本年度中は予定がないことなどから事業費を減額したことによるものでございます。

続いて、26、27ページをご覧くださいと思います。

5款農林水産業費の1項5目農山村総合施設管理費の重機借上料には、160万円を計上いたしました。町営南上プールは、長年により山側に土砂が堆積し、その地表がプールと同じ高さにまで至ったことから、大雨時には土砂がプール内に流れ込み、プール脇の側溝がつまり、排水障害を引き起こしたほか、タイルも汚れ、その対応に数日を要したことから、渇水期であるこの時期に土砂を撤去し、適切な施設管理を行いたいため、係る費用を計上したものであります。

次に28、29ページをご覧くださいと思います。

6款商工費の1項3目観光費の観光振興事業のうち人間千畳敷歩道整備工事では、1,657万2,000円を減額いたしました。これは、2019年の台風による崩落や海岸の波による浸食で遊歩道の安全な通行が脅かされている状況にあるため、当初予算において整備事業費を計上したところでございますが、町が予定した工法では文化庁の合意が得られないため、施工を断念するものでございます。

次に、30、31ページをご覧くださいと思います。

9款教育費の1項2目事務局費の事務局事務のうち高校生バス通学補助事業補助金では、200万円を増額させていただきました。これは、長距離通学生徒が当初の想定以上に多かつ

たことによるものでございます。

最後に、32、33ページをご覧いただきたいと思います。

10款災害復旧費の1項1目農地及び農業用施設災害復旧費には、620万円を計上いたしました。これは、伊浜地内を通る農道白根線で、8月13日から14日にかけての大雨により複数箇所崩土が発生し、通行ができない状態となっていることを受け、町では、静岡県が管理する地滑り区域内での崩土であったため、県に施工をお願いしてまいりましたが、この度、農道については、町で管理するようにと県から回答があったことから、土砂撤去に係る経費を計上するものでございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、14ページから17ページにかけてご覧いただきたいと思います。

先ほど説明をさせていただきました歳出の減額に伴いまして、16款国庫支出金の2項1目総務費国庫補助金の地方創生テレワーク交付金を9,847万4,000円、22款諸収入の4項2目雑入のテレワーク進出企業負担金を650万円、17款県支出金の2項5目商工費県補助金の観光地域づくり整備事業費補助金を820万円減額し、また不足分については、普通交付税に8,606万2,000円、前年度繰越金に3,820万9,000円を増額させていただきます、財源調整を行いました。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第110号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第110号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第111号 令和4年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第111号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に63万9,000円を増額し、予算の総額を12億9,349万3,000円としたいものであります。

歳出では、新型コロナウイルス感染症に関連する傷病手当金として、保険給付費を39万9,000円増額し、特別徴収の適用及び遡及資格喪失に係る保険税還付金として、諸支出金を24万円増額するものであります。

また、これら財源として、繰越金を63万9,000円増額いたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第111号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第111号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第112号 令和4年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第112号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に46万9,000円を増額し、予算の総額を13億209万7,000円としたいものであります。

歳出では、介護予防・生活支援サービス事業の利用者増加に伴い、4款地域支援事業費を62万5,000円増額し、歳入では、9款繰入金を26万4,000円減額し、10款繰越金を73万3,000円増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第112号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第112号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第113号 令和4年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第113号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に105万5,000円増額し、予算の総額を2億7,788万4,000円としたいものであります。

歳出では、令和5年度から地方公営企業法に基づく企業会計への移行に係る例規整備において、改正例規等の増加に伴う公営企業会計導入委託料99万円を増額し、歳入では公営企業適用債及び一般会計繰入金を増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第113号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第113号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第114号 令和4年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第114号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に33万円を増額し、予算の総額を1,938万5,000円としたいものであります。

歳出では、令和5年度からの地方公営企業法に基づく企業会計への移行にかかる例規整備において、公営企業会計導入委託料33万円を増額し、歳入では公営企業適用債及び一般会計繰入金を増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第114号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第114号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第115号 令和4年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第115号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に33万円増額し、予算の総額を3,318万1,000円としたいものであります。

歳出では、令和5年度からの地方公営企業法に基づく企業会計への移行にかかる例規整備において、公営企業会計導入委託料33万円を増額し、歳入では公営企業適用債及び一般会計繰入金を増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第115号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第115号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第116号 令和4年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第116号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に33万円増額し、予算の総額を2,439万2,000円としたいものであります。

歳出では、令和5年度からの地方公営企業法に基づく企業会計への移行にかかる例規整備において、公営企業会計導入委託料33万円を増額し、歳入では公営企業適用債及び一般会計繰入金を増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 8番、清水です。

公営企業会計導入委託料という形でございますけれども、これは妻良も子浦もあつたわけですが、ほとんど同じだと思えますけれども、それを妻良、子浦のやつを中木も使うとかあるいはその逆もいいんですけれども、そういう形で委託でなくてできたものに対して、町で同じ委託の書類を、ほとんど一緒なんだから作ればそんなに33万円も使うんだから、町の職員が例を出して2つもやっているんだから、3つ目は自分でやれよという形もできないことはないんじゃないかなと考えるんですけれども、それについての私の考えでまず

いのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

今のご質問が、この例規の整備の関係でよろしいですか。

この例規の整備に関しまして、公営企業会計化に合わせて、会計規定を設けなければならなくなります。今現在、公共下水道と3漁排については、一般会計と同じような形でやっているんですけども、今度は水道事業と同じような形で、公営企業会計化になりますと、いろいろな会計規定を変えなければならない点がありまして、その点について職員がちょっとできない部分がありまして、辻褄が合わなくなると後々困りますので、その点で委託をかけているという形になります。

以上でございます。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 後々で困るかもしれないから、保険の意味で33万使うんだという形だろうと思うんですけども、なかなかほとんど一緒じゃないのかな、会計の関係も事務的には一緒じゃないかなと思うものですから、普通だったらできやしないかなと思うのが私の意見です。

以上で終わりです。

○議長（谷 正君） 答弁はいいですか。

いいですか。

はい。

答弁求めます。

副町長。

〔副町長 橋本元治君登壇〕

○副町長（橋本元治君） お答えいたします。

必要な経費ということで計上させていただいておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（谷 正君） よろしいですか。

はい。

ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第116号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第116号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第117号 令和4年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第117号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算書第2条に係る収益的収入及び支出について、水道事業収益の総額を3億4,305万1,000円、水道事業費用の総額を3億7,821万4,000円としたいものであります。

内訳では、海岸部9地区簡易水道を上水道に正式統合する事前準備事業としてメーター交換工事費などで550万円を見込み、これら財源として一般会計補助金608万2,000円を増額いたしました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第117号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第117号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（谷 正君） 日程第28、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました（所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問

に関する事項) についてなど、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（谷 正君） 本日の議事件目が終了いたしましたので、会議を閉じます。

12月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、令和4年12月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会とします。

どうもお疲れさまでございました。

閉会 午後 2時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 谷 正

署 名 議 員 清 水 清 一

署 名 議 員 漆 田 修